

第6回
呉市文化財保存活用地域計画
策定協議会

日時 令和5年5月23日(火) 10時00分～
場所 本庁舎 7階 701会議室

呉市文化スポーツ部文化振興課

次 第

1 開 会

2 協議事項

(1) 今後のスケジュールについて 資料1

(2) 呉市文化財保存活用地域計画素案について 資料2・3

3 閉 会

呉市文化財保存活用地域計画策定協議会委員名簿

番号	役職	区分	氏名	所属等	所属における役職	備考
1		呉市	安倍 広志	呉市文化スポーツ部	部長	
2		学識経験者	有松 唯	広島大学大学院人間社会科学研究科	准教授	市外
3		学識経験者	上寺 哲也	呉工業高等専門学校	准教授	
4	副会長	学識経験者	岡本 二郎	呉市文化財保護委員会	会長	
5		商工・観光関係団体	小野 香澄	NPO法人呉サポートセンターくれシェンド	プロジェクトマネージャー	
6		商工・観光関係団体	兼田 勝彦	呉商工会議所	事務局長	
7		呉市	兼光 賢	呉市産業部	副部長	
8		学識経験者	岸 泰子	京都府立大学	准教授	県外
9		広島県	坂光 秀和	広島県教育委員会文化財課	課長	伊藤課長代理出席
10		学識経験者	砂本 文彦	神戸女子大学	教授	県外
11		学識経験者	戸高 一成	呉市海事歴史科学館・入船山記念館	館長	
12		商工・観光関係団体	平田 己恵子	一般社団法人呉観光協会	事務局長補佐	
13	会長	学識経験者	藤田 盟児	奈良女子大学大学院	教授	県外
14		市民代表	古本 信治			
15		市民代表	森原 由佳			

○改正法（協議会関係）
（協議会）

第183条の9 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第192条の2第1項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

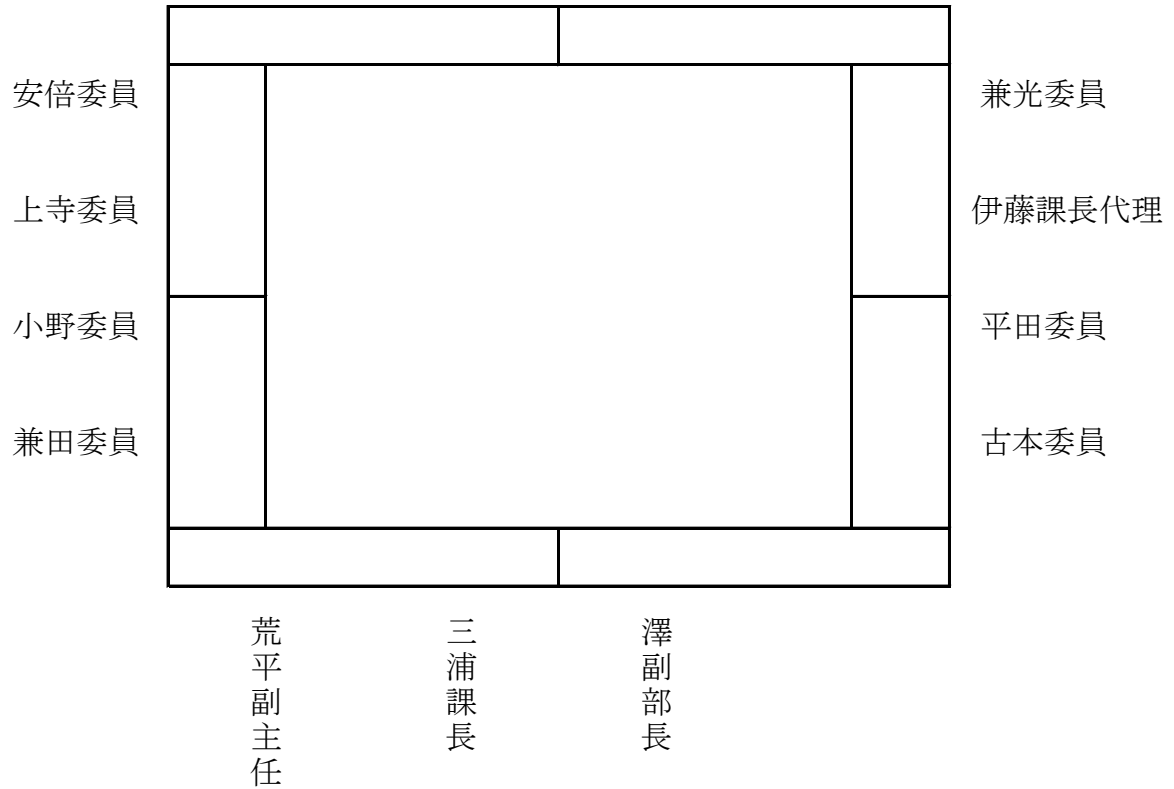
四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

第6回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会 席表

本庁舎 7階 701会議室

zoom用モニター

会 長 副会長
藤田委員 岡本委員



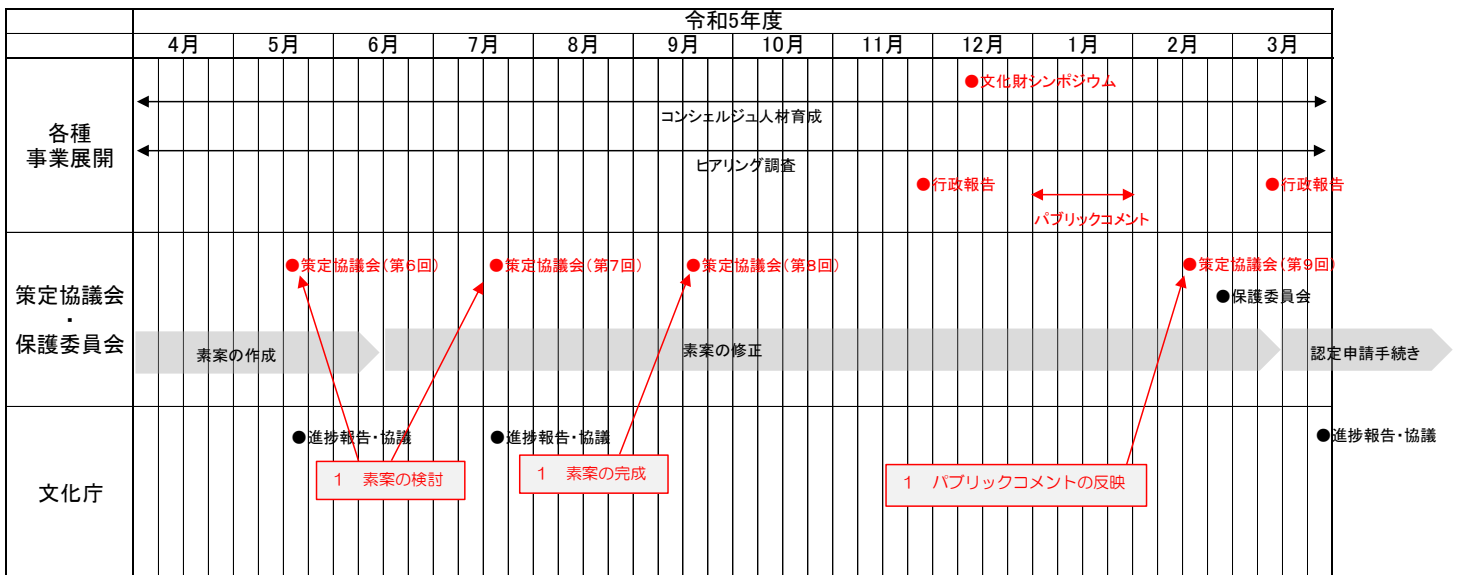
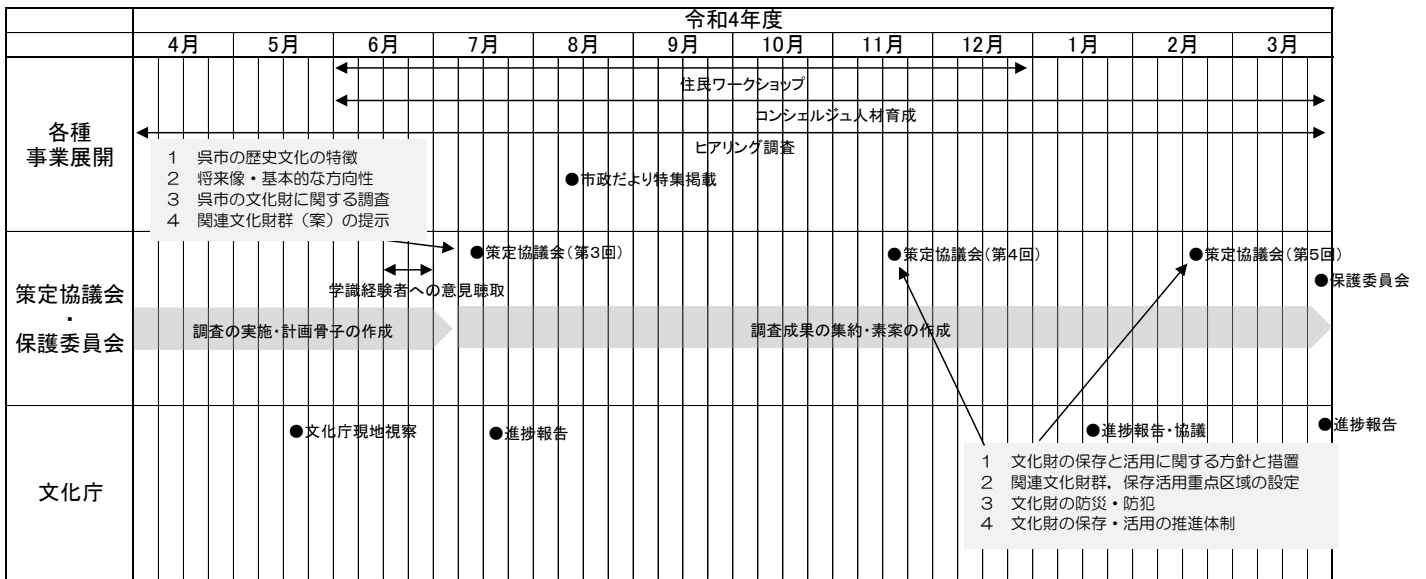
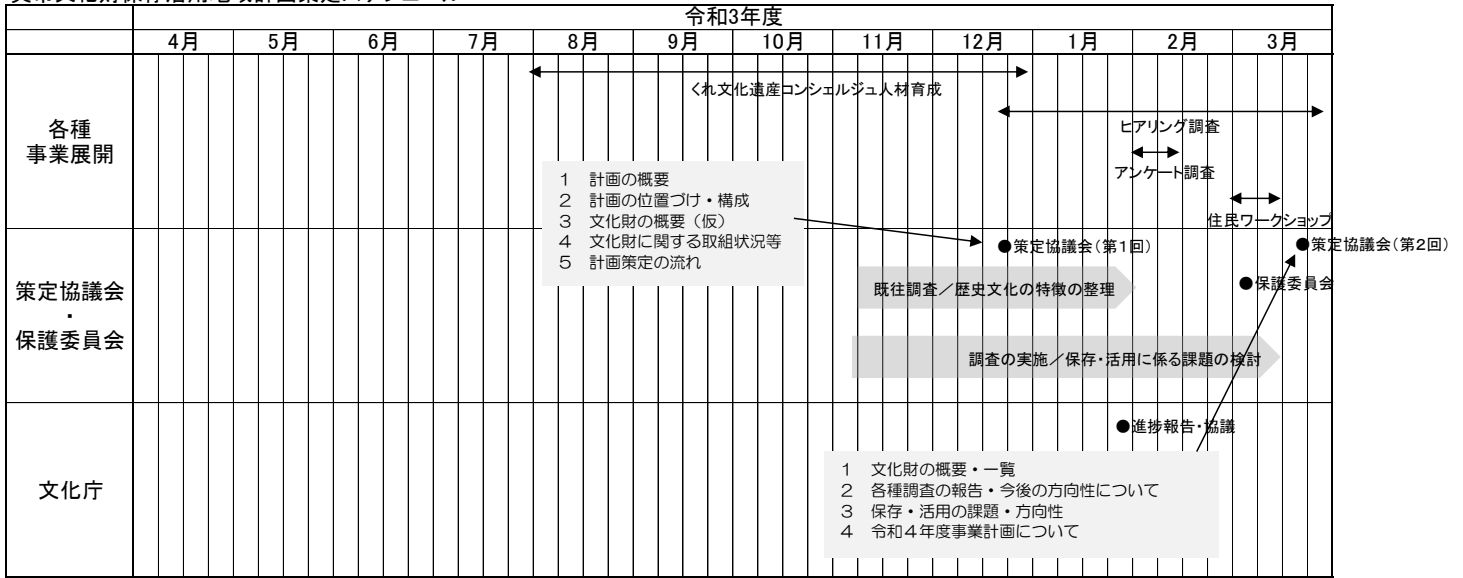
【zoom出席】

有松委員，岸委員，戸高委員，砂本委員

【欠席】

森原委員

呉市文化財保存活用地域計画策定スケジュール



呉市文化財保存活用地域計画（案） 目次

第1章 計画作成の目的と将来像

- 1 計画作成の背景
- 2 計画作成の目的
- 3 将来像
- 4 基本方針
- 5 計画の対象
- 6 計画期間と進捗管理
- 7 計画の位置づけ

第2章 呉市の概要

- 1 自然的・地理的環境
- 2 社会的状況
- 3 歴史的背景
- 4 地区の特徴

第3章 呉市の文化財の概要と特徴

- 1 指定等文化財
- 2 日本遺産等
- 3 呉市の文化財の特徴

第4章 文化財に関する調査、取組

- 1 計画作成に係る調査
- 2 未指定文化財を含めた文化財の現状
- 3 調査・取組に関する現状と課題

第5章 歴史文化の特徴と関連文化財群

- 1 呉市の歴史文化の特徴
- 2 歴史文化の特徴と関連文化財群の設定
- 3 関連文化財群と地区の対応
- 4 関連文化財群

第6章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

第7章 関連文化財群に関する方針と措置

第8章 文化財の防災・防犯

- 1 想定される災害・犯罪
- 2 防災・防犯体制の課題
- 3 防災・防犯体制の強化
- 4 防災・防犯に関する連携体制の構築
- 5 防災・防犯に関する措置

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

- 1 推進体制構築の方針
- 2 文化財の継承に向けて期待される各主体の役割
- 3 文化財の継承に向けた新たな推進体制
- 4 推進体制構築のための措置

第 1 章 計画作成の目的と目指す将来像

1 計画作成の背景

世界における産業構造の変化や、情報化社会の到来などにより、我が国の社会情勢が大きく変化する中で、地域により異なる多様な文化財の特色を、まちの基盤として活用することが求められる時代になりました。したがって呉市を活力ある住み良い町として未来に残していくためには、地域固有の歴史文化を呉市のまちづくりの核として機能させ、それによって地域住民のシビックプライドを醸成していくことが、今まで以上に必要とされています。

現在呉市には、157件の指定・登録文化財が点在し、魅力あふれる多様な歴史や文化を現在に伝える貴重な資源として受け継がれております。

また、呉市では「荒波を越えた男たちが紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」、「鎮守府横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」という市域を越えたストーリーを持つ日本遺産や、ユネスコ「世界の記憶」に登録された朝鮮通信使関連の歴史資料等の文化財を活かしたまちづくりが進められています。

特に鎮守府開庁以降の海軍に関わる文化財は、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）による資料集積・情報発信により、近代呉市の発展の礎として、市内外を問わず多くの人々の関心を集めております。また当時の建造物等が自衛隊や民間企業等の尽力によって数多く現存していることも相まって、呉市の観光振興の軸ともなっています。

また、これまで地域の人々が大切に守り育ててきたものは、我が国を代表する様な文化財だけではなく、各集落で受け継がれている祭礼行事や、暮らしの中にある田園風景、農業や漁業などの生業に関わる慣習や道具類、食生活に関する文化や自然などでした。しかしながら、これら地域の豊かな歴史や文化を物語る重要な存在が、社会情勢の変化によって、次第に忘れられ、ついには失われるモノも少なくありません。

呉市は合併によって歴史的経緯、地勢、気候、風土の異なる地域が広範囲に加わったことで、呉市の歴史や文化は一層多様で豊かなものになりました。その一方で、それら地域固有の歴史や文化に光を当て、十分に掘り下げてきたとは言いがたい状況にあります。また、全国的にも見られる居住地移動や、人口減少と高齢化の影響により、地域への愛着や連帯感の希薄化、後継者不在や維持管理の負担の増大による歴史的建造物の消失や空き家の増加、伝統文化や祭礼行事、工芸などの担い手不足による地域活力の低下、地域の語り部が途絶えてしまうことで生じる風俗習慣の消失といった危機的状況が一層顕在化してきたと言えます。

2 計画作成の目的

上記のような背景のなか、今まで以上に、文化財を本市のまちづくりの核として機能させるためには、地域の文化財を取り巻く状況を整理・分析した上で、本市の歴史文化の特徴や保存・活用の在り方を地域社会と共有することが必要です。所有者や行政だけでなく、住民や地域の団体、市内外の事業者や研究者などの様々な人々や組織などが参加・連携・協働し、文化財を未来へつなげ、活力ある住みよい未来の呉市を実現する原動力を創ることを目的として、本計画を作成します。

3 将来像

文化財を活かしたまちづくりを行い、目指すまちづくりの将来像を下記に設定します。

別紙参照

呉市の歴史や文化を創り、文化財を現在まで継承してきたのは呉市の「人々」であり、文化財の価値を高め、守り、豊かに活かしていくのは「人々」の営みや活動にほかなりません。まず、呉市の特徴である、多様な地域ごと、時代ごとに築かれた多彩な文化財を掘り起こし、価値を地域で共有することで確実に継承します。そして、文化財を活かして新たな価値を創造し、次代へと紡ぐ「人々」を地域総がかりで育てていきます。

地域の文化財が核となり、様々な世代や人材が交流を深めることで、文化財が一層磨かれ、関わる人々の輪が広がり、文化財の確実な継承と文化財の保存と活用を通して新たな文化の創造が実現するまちを目指します。

4 基本方針

本計画では、文化財が地域の人々の核となり、将来に向かって着実に継承されるよう「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」を将来像に設定し、多様な人々の参画を促しながら、持続的に文化財を継承できるよう、次の4つの基本方針を定めます。

まず、「文化財を調べる」ことで、文化財を掘り起こし、価値を明確にし、多様な主体と共有します。文化財に対する関心や理解の促進を図り「文化財を守る」取組を進めます。さらに、多様な主体が協働し、分野を横断し取組を展開することで、「文化財を活かす」取組を進め、文化財の持つ価値をまちづくりに活かします。これら取組を通じて、市内外の幅広い相手へ伝わるような多様な手段による「文化財を伝える」取組を行い、保存・活用に関わる人々の輪を広げ、文化財を継承していきます。



① 文化財を調べる

文化財を掘り起こすとともに、価値を明確にします。文化財に関する研究を深め、歴史をひも解いていくとともに、歴史文化を記録します。

市民が自分たちの住む地域の身近な文化財を改めて掘り起こし、地域の誇りとして共有します。行政等は地域の活動を支援するとともに、専門家とともに、専門的視点から研究、記録を行います。

② 文化財を守る

それぞれの文化財に関係する様々な主体が、文化財および周辺の環境を把握し、確実な保存を行います。所有者を中心に、文化財の点検や修理、また、現状の記録を進めます。

自然災害に対する備えを強化し、あわせて災害発生時に文化財を守る仕組みづくりを行います。また、日常の防犯対策の強化を促進します。

所有者だけでなく、地域住民も日常的に文化財を守る活動に参加します。行政や専門家は守るための活動支援や仕組みづくりを行います。

③ 文化財を活かす

文化財の持つ価値を市民等が享受できる機会をつくります。文化財の公開を進め、また、文化財を活かした多様な活動を育みます。

市民は、所有者の理解のもと、文化財を身近な地域のまちづくりに活かします。行政は活用のための制度等の活用を進め、情報発信やマッチングにより活動を支えます。

④ 文化財を伝える

文化財の価値や魅力、関連する取組を広く発信します。また、文化財に関する理解や関心を高めるような学びや体験の機会をつくります。

行政を中心に、多様な主体による情報を一元化し、多様な手法で発信します。

5 計画の対象（文化財の定義）

文化庁指針より

（本指針の対象とする文化財）

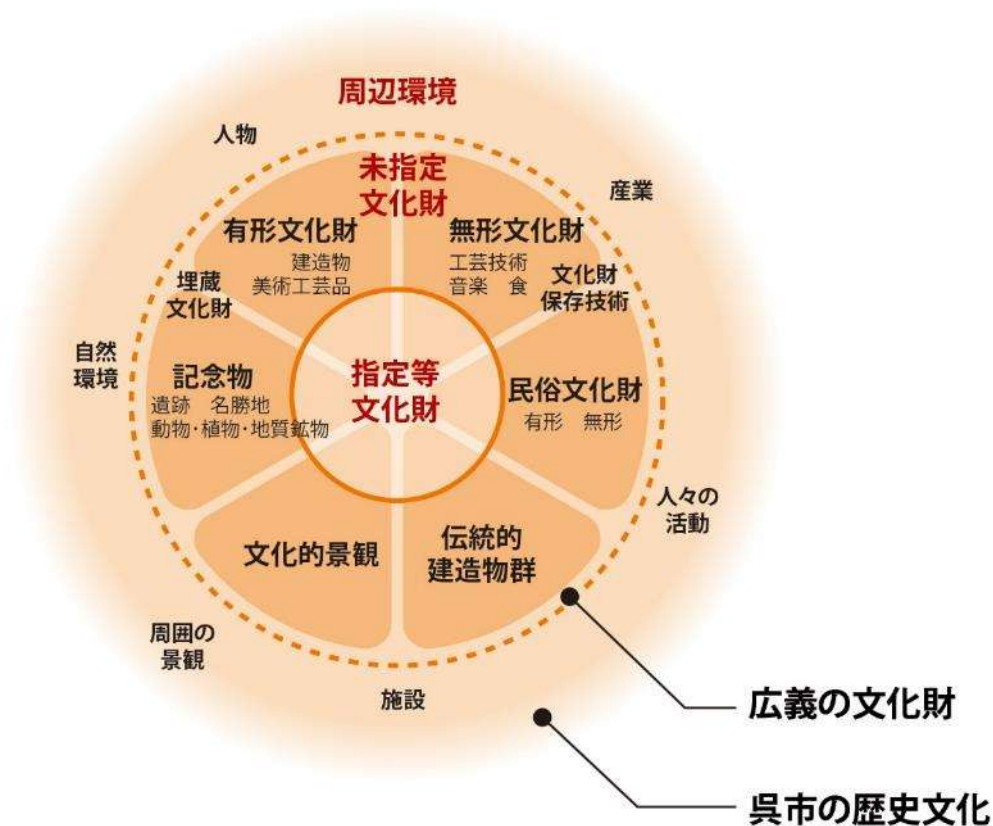
本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

文化財保護法においては、文化財として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を定め、その他、埋蔵文化財、文化財の保存技術についても保護の対象としています。

これら文化財のうち、歴史上、芸術上、または学術上の価値が明確になっているものは、指定等文化財として重点的に保護が行われています。一方で、市内には、指定等文化財だけでなく、地域の人々が大切に守り育んできた、地域の歴史や文化、自然を物語る遺産が数多く存在しています。本計画では、文化財保護法の指定の有無に関わらず、市域に広がる歴史的・文化的・自然的遺産を広義の文化財とします。文化財保護法で規定される6類型に含まれる対象を幅広く捉えることで、市民に身近なものを含めた幅広い遺産を、本計画で対象とする文化財として取り上げます。

また、文化財は、周囲の景観、文化財を支える人々の活動や施設、産業等の「文化財を取り巻く周辺環境」と一体となってこそ、その価値を高めることができるものと考えます。

本計画では、「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境」の有機的な結びつきにより生み出される総体を「歴史文化」と定義します。本計画は、文化財の価値や魅力を高め、周辺環境を含めてまちづくりなどへ活かすことによって、呉市の歴史文化を未来に継承していくことを目指します。



6 計画期間と進捗管理

(1) 計画期間

呉市長期総合計画の計画期間を勘案し、令和6年度～令和12年度の7年間を計画期間とします。



(2) 計画の進捗管理と自己評価

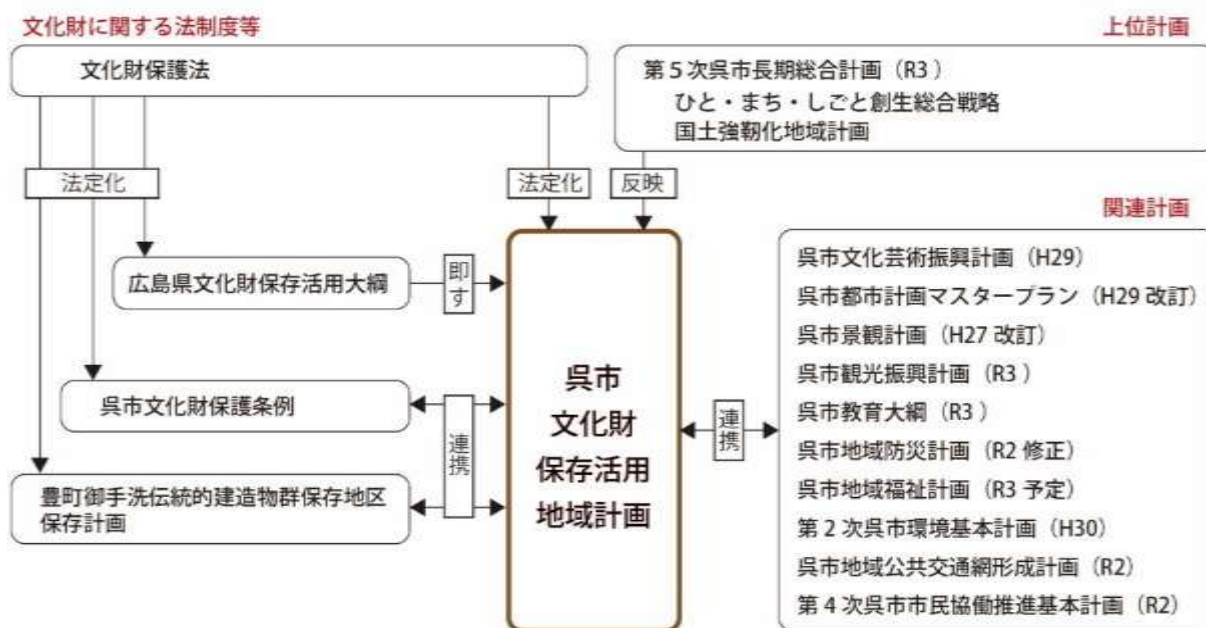
呉市の文化財に関連する学識者や関係者等による協議会（仮）を組織し、計画の進捗管理

を行います。

関係する各種計画や事業等との整合性を図るとともに、社会情勢・住民ニーズの変化に対応して、適宜、計画の見直しを行います。計画の変更が生じた場合には、軽微な変更を除き、文化庁長官の再認定を受けます。

7 計画の位置づけ

本計画の上位計画、関連計画等は下図の通りです。



(1) 文化財に関する法制度等

①文化財保護法（文化庁）

過疎化・少子高齢化などを背景として、文化財の滅失や散逸等は緊急の課題となっています。未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで継承することが必要です。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30（2018）年6月に文化財保護法が改正されました。

改正により、（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等が新たに制度化されました。本計画は、改正された文化財保護法第183条の3にもとづく計画となります。

②広島県文化財保存活用大綱（広島県、令和3年3月策定）

文化財保護法の改正を受け、同法第182条の2の規定に基づき、県や市町、県民など、地域全体で連携・協力しながら文化財の保存・活用に関する共通の指針として策定されました。

目指すべき将来像を「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」としています。基本方針として、「文化財の確実な保存を図る、文化財の価値の情報発信、市町や地域社会と連携した総合的・広域的な取組を推進する」の3つを掲げ、それぞれについて、県が取り組むべき施策が示されています。

文化財保護法では、市町村の策定する文化財保存活用地域計画は、都道府県の大綱を勘案して、作成するものと定められています。

③呉市文化財保護条例（呉市、昭和38年4月制定）

文化財保護法の規定に基づき、市の区域内に存する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化の向上発展に資することを目的とします。文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物）について、指定等及び解除、管理等、補助金の交付、等について定めています。また、教育委員会の附属機関として、呉市文化財保護委員会の設置を定め、文化財の指定保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、意見を具申し、又は必要な調査研究を行うとしています。

（2）上位計画

①第5次呉市長期総合計画（令和3年3月策定、計画期間：令和3年度～12年度）

呉市の総合的な市政の計画的運営の指針であり、市が各政策分野で策定する各種計画の最上位に位置します。将来都市像の実現に向けた方向性を示す「基本構想」、方向性の実現に向けた施策である「基本計画」（前期：令和3年度～7年度、後期：令和8年度～12年度）、施策実現の具体的な事業である「構成事例集」から構成されます。

呉市の都市像を『誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～』としています。文化・スポーツ・生涯学習分野においては、「文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち」を目指すべき姿としています。

また、本計画には、国土強靱化地域計画も包含しており、貴重な文化財等の喪失を防ぐため、文化財の防災対策および記録による保存と継承が掲げられています。

○第5次呉市長期総合計画における「文化の振興」

【現状と課題】

文化財や伝統文化は、地域のアイデンティティを形成するものとして重要性を増しています。

市民が郷土の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、地域全体で保存・活用を推進し、次世代に継承していくことが求められています。

【施策の方向】

文化財保存活用地域計画を策定し、これに基づいて、郷土の歴史や文化を学ぶことのできる文化財や伝統文化を貴重な地域資源として適切に保存し、途切れることなく継承していきます。あわせて、市民、民間団体等と連携し、地域の歴史的魅力である日本遺産やユネスコ『世界の記憶』などを積極的に情報発信することで、文化財の適切な保存と積極的な活用による地域の活性化を図ります。

【主な取組】

- (1) 文化財保存活用地域計画の策定
- (2) 文化財の保存と伝統文化の継承
- (3) 文化財を活用した地域振興
- (4) 御手洗伝統的建造物群保存地区のブラッシュアップ
- (5) 歴史資料の整理・活用の推進

(3) 関連計画

① 呉市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月改訂）

おおむね 20 年度の都市のあるべき姿を展望しつつ、今後 10 年間で取り組むまちづくりの方針を定めています。

まちづくりの基本理念として、「地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ〜コンパクトで持続可能なまちを目指して〜」を掲げています。「市民生活の向上」の視点、「産業活力向上」の 2 つの視点から、都市構造を定め、土地利用、交通体系、都市施設、災害対策、都市環境のそれぞれの分野のまちづくり方針を定めています。

地域別構想では、市民生活の基本的な生活圏となる都市拠点及び地域拠点の 18 地域を単位として、それぞれまちづくりの方針等を作成しています。

② 呉市景観計画（平成 20 年策定）

景観法に基づき、良好な景観形成を図るために定めるもので、『山と海の交わりの中で、自然、生活、歴史、文化が溶け込む景観づくり』を基本理念として掲げています。呉市の景観特性を、自然の景観、営みの景観、広がり景観とし、呉・川尻・安浦地域、音戸・倉橋地域、下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域に区分して、それぞれに景観形成の目標を設定しています。

呉市全域を景観区域とするとともに、市の景観形成において、重要な役割を果たす景観づくり区域として、呉中央、アレイからすこじま、野呂山、音戸の瀬戸、桂浜、三之瀬、御手洗の 7 地区を指定しています。

③ 呉市文化芸術振興計画（平成 29 年 10 月策定、計画期間平成 29 年度～令和 8 年度）

本計画は、今後10年間、市民、芸術家、文化芸術活動団体、企業などの事業者及び行政の協働により呉市の文化芸術を振興していく基本となる指針です。

基本目標を『「文化芸術を身近で感じられる、潤いあふれるまち」の実現』とし、文化芸術活動の活性化と文化財の保護・活用の二つを掲げ、施策展開の方向性として下記の6つのテーマを整理し、それぞれ重点的な施策が示されています。

テーマ1	感じる	質の高い文化芸術に触れる機会を拡充します。
テーマ2	育つ	市民の文化芸術活動を支援します。
テーマ3	集う	文化芸術活動を促進する環境をつくります。
テーマ4	残す	有形無形文化財の保存し、担い手を育成します。
テーマ5	継ぐ	伝統文化を継承します
テーマ6	生かす	文化財を活用し、地域振興を図ります。

④呉市観光振興計画（令和3年9月策定、計画期間令和4年度～令和8年度）

本計画は、観光を基幹産業に成長させるための今後の方向性を明確にし、市民・事業者・行政など、観光に関わる全ての人々が共通の認識の下、観光産業を推進していくために策定されました。呉市民の使命（ミッション）を「観光客に使ってもらおうお金を年間800億円にすること！」、市の将来の姿（ビジョン）を「私たち呉市民が豊かで幸せに暮らし続けられるまち」としています。ビジョンを目指すための行動指針である「たくさんの『呉ファン』を生みだそう」ののなかのリピーターを獲得するための取組方針として呉市ならではの観光プロダクトの充実が示され、そのため具体的な取組内容として「歴史や文化・自然などの観光資源の更なる魅力向上」が示されています。

⑤呉市教育大綱（令和3年3月策定、計画期間：令和3年度～令和7年度）

本計画は、呉市の総合教育会議で協議・調整を行い定める、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。第5次呉市長期総合計画の基本構想の政策分野である「子育て・教育分野」及び「文化・スポーツ・生涯学習分野」を呉市教育大綱として位置づけています。

⑥呉市地域防災計画（令和2年12月修正）

本計画は、災害対策基本法に基づき、呉市防災会議によって策定されています。呉市の地域に係る防災に関し、市並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

文化財の保護に関して、災害の予防としては、修理や管理、記録、防災教育が記載されており、災害予防や風水害および震災発生時の応急対策として、文化財の保護が定められ、具体的には、被害の把握、被害の拡大防止、関係機関への情報連絡、歴史的建造物の保護が記載されています。

⑦呉市地域福祉計画（令和3年3月策定、※要確認）

地域共生社会の実現を目指し、「誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち」を基本理念としています。

⑧第2次呉市環境基本計画（平成30年3月改訂、計画期間：平成30年度～令和4年度）

環境の保全に関する長期的な目標と基本的な事項を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しています。将来像を「身近な山、海、川の自然から学び、みんなで築く『エコポリス・呉』」とし、生物多様性の保全として生物生息環境の保全、自然とのふれあい環境、持続可能な社会の基盤づくりとして、環境教育・学習の推進、環境情報の提供、市民協働による取組、環境産業の振興等の施策が示されています。

⑨呉市地域公共交通網形成計画（令和2年9月策定、計画期間：令和2年度～6年度）

公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める公共交通のマスタープランです。「官民連携による都市の発展と市民の日常生活を支える持続可能な公共交通」を基本理念とし、実現するための目標と事業を定めています。

⑩第4次呉市市民協働推進基本計画（令和2年3月策定、計画期間：令和2年度～6年度）

市民、市民公益活動団体、事業者及び市役所が、対等な立場のパートナーとして主体的にそれぞれの責務と役割を理解し、市民協働のまちづくりの推進を総合的に図ることを目的に策定されています。

市内28地区では、まちづくり委員会等が設置され、「地域まちづくり計画」を作成し、それぞれ地域協働事業に積極的に取り組んでいます。

（4）個別の文化財に関する計画

①豊町御手洗伝統的建造物群保存地区保存計画（平成5年12月策定）

豊町伝統的建造物群保存条例第5条の規定に基づき、豊町御手洗伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めています。

地区内における伝統的建造物（建造物および工作物）と伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件（環境物件）を定め、それぞれ保存整備計画、助成措置を示しています。あわせて、保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境についての整備計画も定めています。

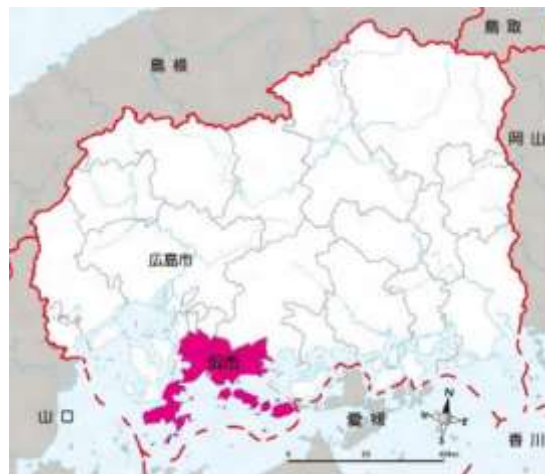
第2章 呉市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成されています。

面積は352.83km²で、陸地部と島しょ部（倉橋島、鹿島、下蒲刈島、上蒲刈島、豊島及び大崎下島）は、架橋により陸続きとなっています。また、市域は東西方向に約38.1km、南北方向に約33.1kmと広がっており、約300kmの海岸線を有しています。

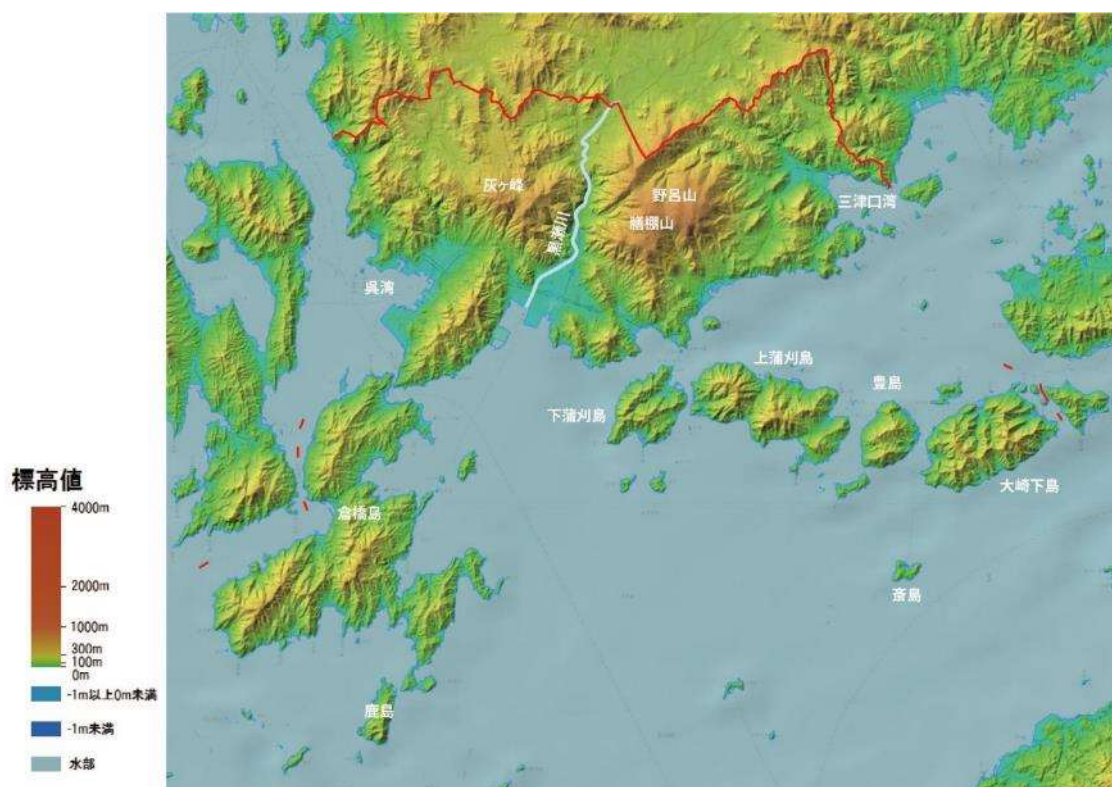


呉市の位置図

(2) 地形

市域全体を通じて平たん地が少なく、標高 300 ～800 m前後の山が連なり、地域が分断された地形となっています。こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ、瀬戸内の美しい島々や多彩な峡谷美の景観となっています。

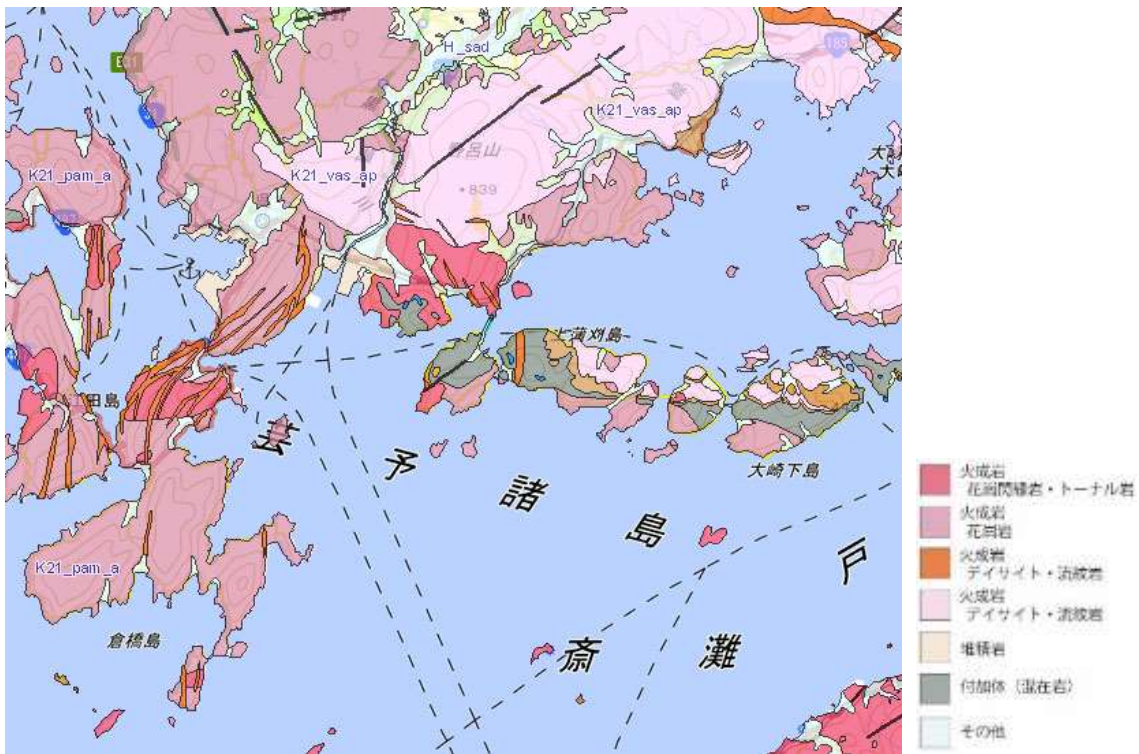
市域の南と西は瀬戸内海に臨み、島、岬、湾入、河川、平地、山地など複雑な地形をしています。市域は、東から野呂山 (839m)、白岳山 (358m)、灰ヶ峰 (737m)、休山 (500m)、茶臼山 (283m)、天狗城山 (292m) などの山々によって、安浦、川尻、仁方、広、阿賀、中央、吉浦、天応、昭和など各地区に細分され、これら山ろくの小規模な扇状地が市街地を形成しています。この狭あいな平坦地を西から二河川、堺川（中央地区）、黒瀬川（広地区）の主要河川が貫流し、その他各地区の各小溪流は、地形の特質から急こう配の渓谷となり、川幅も狭く、全長も非常に短いものとなっています。特に中央地区は、三方が山に囲まれたすりばち状となっており、平たん地が極めて狭小であるため、山ろくの傾斜地に民家が密集して山腹まで至っています。また、倉橋島、上蒲刈島、下蒲刈島、豊島、大崎下島など安芸灘諸島を市域に含んでいます。



呉市の標高（国土地理院電子地図国土 Web より）

（3）地質

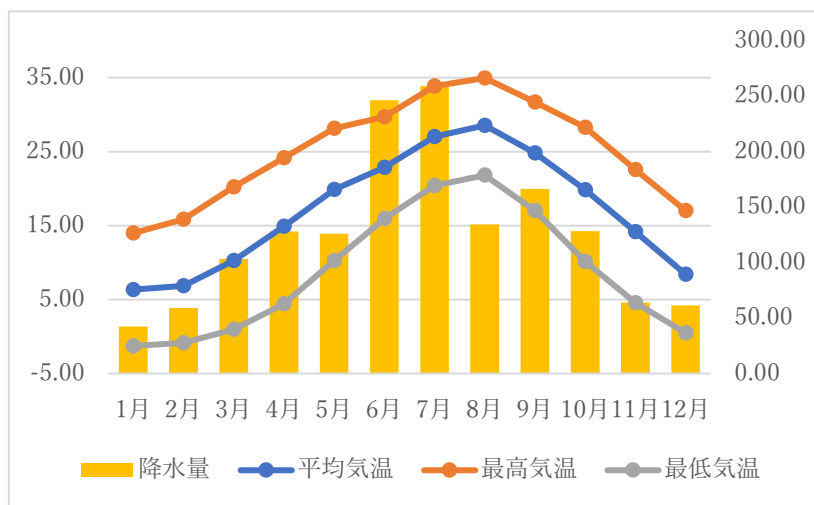
地質は、灰ヶ峰山塊と野呂山山塊の一部が粘着力に富んだ石英斑岩系統であるのを除き、そのほとんどが花崗岩系統のものであり、低地は沖積土によって覆われています。花崗岩系統のものは、容易に風化し、粘着力がなく崩壊しやすいという特徴があります。この二系統によって、林相ははっきりと異なり、花崗岩地帯のほとんどは生育不良の林とした類でやせた土地が多いですが、石英斑岩地帯は、かん木草類又は良く生育した針葉林です。なお、昭和 20 年 9 月及び昭和 42 年 7 月の大水害による山崩れ及びがけ崩れを調査した結果、そのほとんどが花崗岩地帯でした。



呉市の地質（産総研日本シームレス地質図 v2 より）

（４）気候

呉市は、温暖で多照少雨の瀬戸内海式気候に属し、年間を通じて概して暮らしやすい気候です。一年の平均気温は約 16.6℃であり、月別の平均気温は、最も高い8月は約 28.5℃、最も低い1月は約 6.3℃となっています。また、夏冬通じて晴天の日が多く、年間の降水量の平均値は、1、500 mm程度で、山陰地方の 2、000 mm、 四国太平洋側の 2、500 mm程度に比べるとかなり少なくなっています。しかしながら、複雑な地形のため、梅雨前線や台風に起因する風水害や高潮災害がしばしば起こっています。



一年間の気温（平成 23 年～令和 2 年の 10 年間平均）（気象庁呉特別地域気象観測所データより）

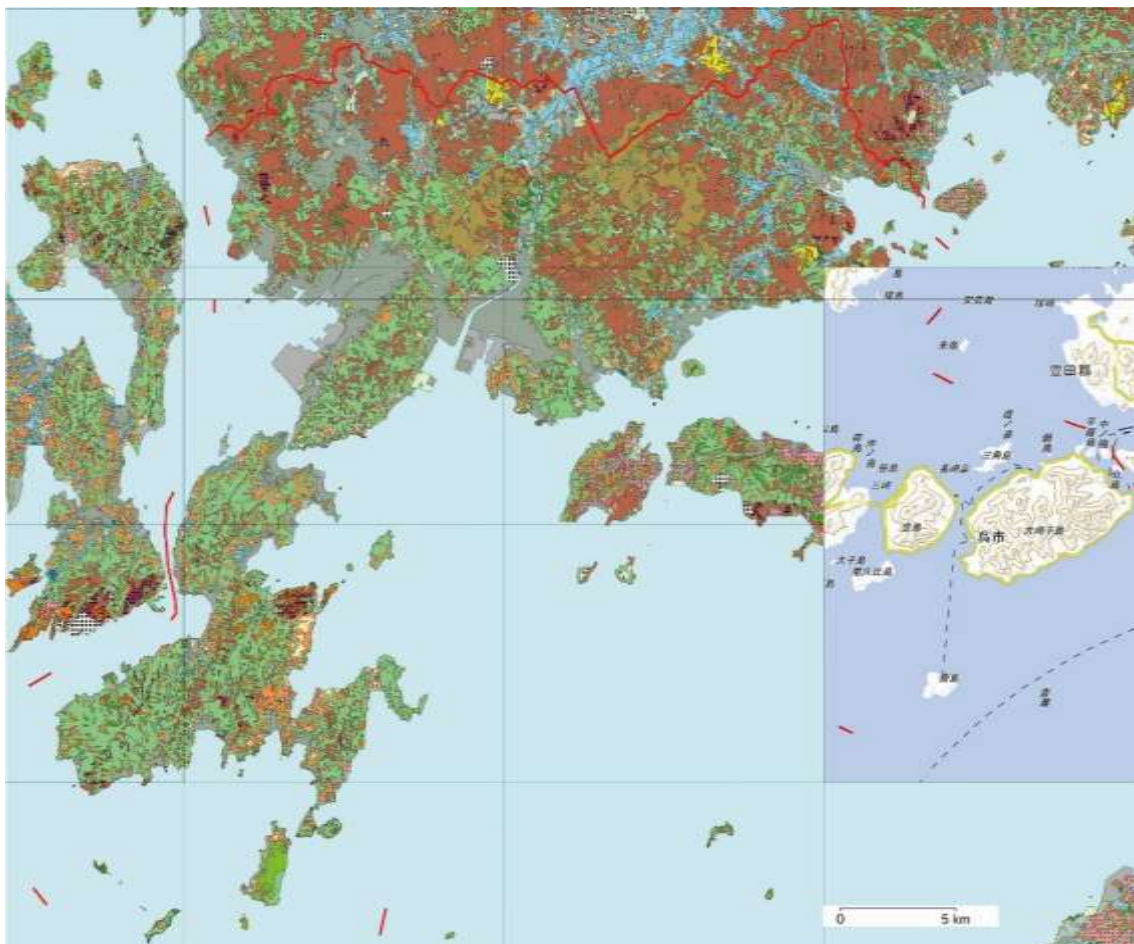
(5) 自然環境

瀬戸内海国立公園の陸地部面積（県内）の約4割強を占めるとともに、島しょ部を含めた海岸線延長は約300kmに及び、西日本有数の多島美を有する風光明媚な地勢を有しています。瀬戸内海国立公園として、休山地区、野呂山地区、桂ヶ浜地区、火山地区の4か所が指定されています。

野呂山の海拔350m以上は国有林で、スギ・ヒノキの植林地帯です。西斜面には岩海が多く見られ、植林に適さないのであまり人が加わっていません。灰ヶ峰山頂部にはオオミズゴケを主とした低層湿原があり、湿地性植物も見られます。白岳山は呉市唯一の石灰岩地帯となっています。かつては石灰岩採掘も盛んでした。

呉市は起伏量が大きく、流れる河川は急流が多くなっています。そのため水生植物が少なくなっています。

海岸線は、自然海浜は少なくなってきましたが、広島県海浜保全地区として、七浦、中小島、恋ヶ浜、大浦崎、須之浦の4地区が指定されています。



【凡例】

130106 シラキ-ブナ群集	400110 シリブカガシ二次林	510100 石灰岩地植生
130401 イヌシデ-アカシデ群落	400200 タブノキ-ヤブニッケイ二次林	540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林
140800 ヒノキ群落	400600 ウバメガシ二次林	540200 アカマツ植林
220100 ブナ-ミズナラ群落	410100 コナラ群落	540300 クロマツ植林
220102 クリ-ミズナラ群集	410400 アカシデ-イヌシデ群落	540900 外国産樹種植林
220700 アカシデ-イヌシデ群落	410700 アカメガシワ-カラスザンショウ群落	541000 その他植林
260000 伐採跡地群落	410900 ミズキ群落	541203 オオバヤシャブシ植林
270200 アラカシ群落	411001 アカメガシワ-エノキ群落	541301 クスノキ植林
271100 コジイ群落	411400 クサギ-アカメガシワ群落	541303 クスノキ群落
271200 スタジイ群落	420100 アカマツ群落	550000 竹林
271700 ホルトノキ群落	420200 クロマツ群落	560100 ゴルフ場・芝地
271800 カゴノキ群落	420107 ネズ-アカマツ群落	560200 牧草地
280100 モミ群落	430000 タケ・ササ群落	570100 路傍・空地雑草群落
290200 クロマツ群落	430200 メダケ群落	570101 放棄畑雑草群落
300200 ムクノキ-エノキ群落	440200 クス群落	570200 果樹園
310100 ハンノキ群落	450100 ススキ群団	570202 常緑果樹園
310101 ハンノキ群落	450300 ウラジロ-コシダ群落	570300 畑雑草群落
320100 ヤナギ高木群落	450400 ダンチク群落	570400 水田雑草群落
320200 ヤナギ低木群落	460000 伐採跡地群落	570500 放棄水田雑草群落
330700 イワシデ群落	470200 スマガヤオーダー	580100 市街地
331000 イワガサ群落	470400 ヨシク拉斯	580101 緑の多い住宅地
340101 マサキ-トベラ群集	470501 ツルヨシ群落	580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
340201 トベラ-ウバメガシ群集	470502 オギ群集	580300 工場地帯
340601 ハマヒサカキ-ビャクシン群落	470600 ヒルムシロク拉斯	580400 造成地
400100 シイ・カシ二次林	470602 外来水草群落	580600 開放水域
400102 アカガシ二次林	480000 塩沼地植生	580700 自然裸地
400107 アラカシ二次林	490000 砂丘植生	580800 残存・植栽樹群地

呉市の植生図（環境省 HP より）

2 社会的状況

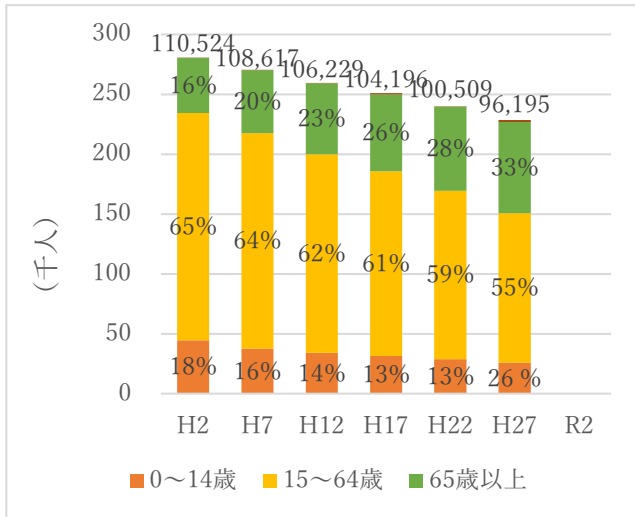
（1）人口動態

平成17（2005）年をピークに人口減少が続いており、国や広島県と比べて早い時期に人口減少への転換期を迎え、令和2年（2020年）の人口は約21.5万人となっています。

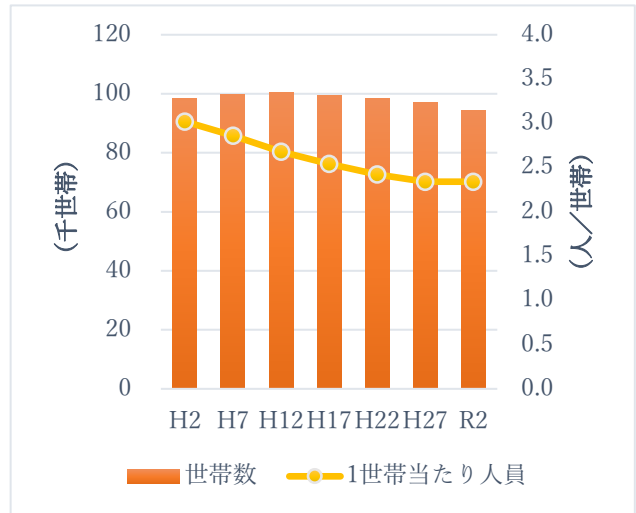
世帯数は平成12年から減少傾向にあります。世帯当たりの人員の減少傾向が顕著であり、平成12（2000）年には2.77人だったのが、令和2（2020）年には2.27人となっており、核家族化が進んでいます。

直近10年間の人口動態を見ると、年ごとの増減はあるものの、全体として減少傾向が拡大しています。また、直近10年間の地区別人口の推移を見ると、広地区や郷原地区では減少率が低く、合併した島しょ部などでは減少率が高くなっています。

将来人口は、現在の傾向で減少が続けば、令和22（2040）年には約16.2万人まで減少すると推計されています。「呉市まち・ひと・しごと創成総合戦略及び人口ビジョン」では、市民の希望を実現するための施策を展開することにより、令和22（2040）年には約18.4万人の人口を展望しています。



人口の推移 (国勢調査より)

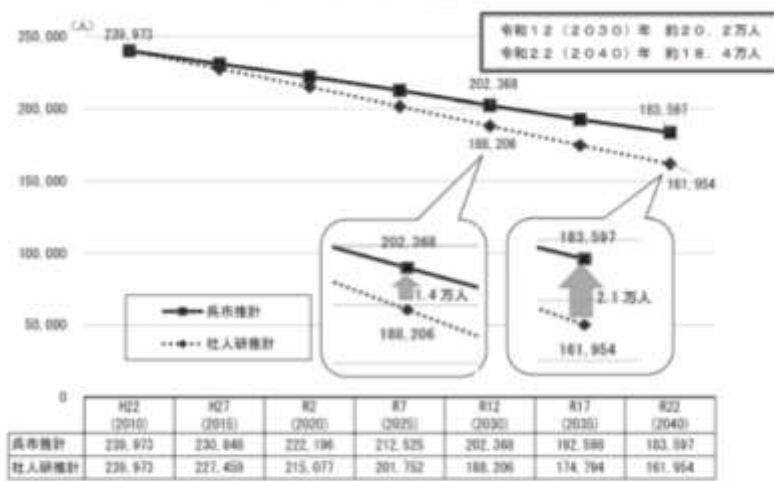


世帯数の推移 (国勢調査より)

地区別人口の推移 (呉市統計書より)

(単位: 人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R2/H24
中央	52,971	53,017	52,342	51,951	51,423	51,127	50,096	49,966	49,408		93%
吉浦	11,077	10,926	10,864	10,729	10,563	10,398	10,310	10,111	9,899		89%
警固屋	5,354	5,256	5,165	5,034	4,888	4,805	4,675	4,532	4,321		81%
阿賀	16,222	16,301	16,201	15,932	16,016	15,779	15,538	15,259	15,054		93%
広	46,041	46,784	46,622	46,806	46,942	46,986	46,996	46,695	46,015		100%
仁方	7,057	7,001	6,861	6,734	6,609	6,481	6,352	6,280	6,212		88%
宮原	8,094	8,058	7,909	7,740	7,607	7,420	7,312	7,156	7,197		89%
天応	4,410	4,383	4,372	4,305	4,256	4,169	4,087	3,874	3,807		86%
昭和	35,240	35,027	34,822	34,665	34,349	34,092	33,730	33,353	32,939		93%
郷原	4,985	5,001	4,993	5,004	4,988	4,933	4,855	4,793	4,712		95%
下蒲刈	1,754	1,713	1,625	1,582	1,518	1,484	1,439	1,406	1,369		78%
川尻	9,274	9,208	9,054	8,899	8,678	8,571	8,450	8,284	8,224		89%
音戸	12,970	12,851	12,645	12,453	12,204	12,008	11,789	11,505	11,236		87%
倉橋	6,256	6,257	6,082	5,901	5,676	5,460	5,346	5,198	5,026		80%
蒲刈	2,133	2,043	1,967	1,874	1,813	1,751	1,687	1,644	1,587		74%
安浦	11,728	11,717	11,586	11,367	11,203	11,053	10,842	10,536	10,360		88%
豊浜	1,718	1,649	1,619	1,565	1,513	1,458	1,394	1,323	1,276		74%
豊	2,258	2,209	2,127	2,072	1,984	1,893	1,827	1,770	1,702		75%



将来人口の推計

(「呉市まち・ひと・しごと創成総合戦略及び人口ビジョン」より)

(2) 観光客数

呉市は、平成15年から平成17年にかけて近隣8町との合併による観光資源の拡大や、平成17年の呉市海自歴史科学館（大和ミュージアム）の開館により、平成18年に総観光客数が495万人に達しました。その後、平成19年に海上自衛隊呉史料館が開館、平成28年に「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」が、平成30年には「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が日本遺産の構成自治体に追加認定されたことなどから、総観光客数は400万人台を維持してきました。

しかし、平成30年7月豪雨による甚大な被害から総観光数は減少し、その後は回復傾向にありましたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により総観光客数は158万人へと激減しています。

市内においては、呉市海自歴史科学館（大和ミュージアム）には、他施設等と比べて特に多くの観光客が訪れており、他の施設等への波及効果が期待されます。

周辺の市町村と比較すると、広島市や廿日市市等に多くの観光客が訪れています。いずれの市でも歴史が大きな観光としての魅力を形成しており、呉市内においても文化財等を活かした観光コンテンツの充実により、周辺の市町村に訪れる観光客を市内に誘引することが期待されます。

呉市の観光客数（広島県観光客数の動向）

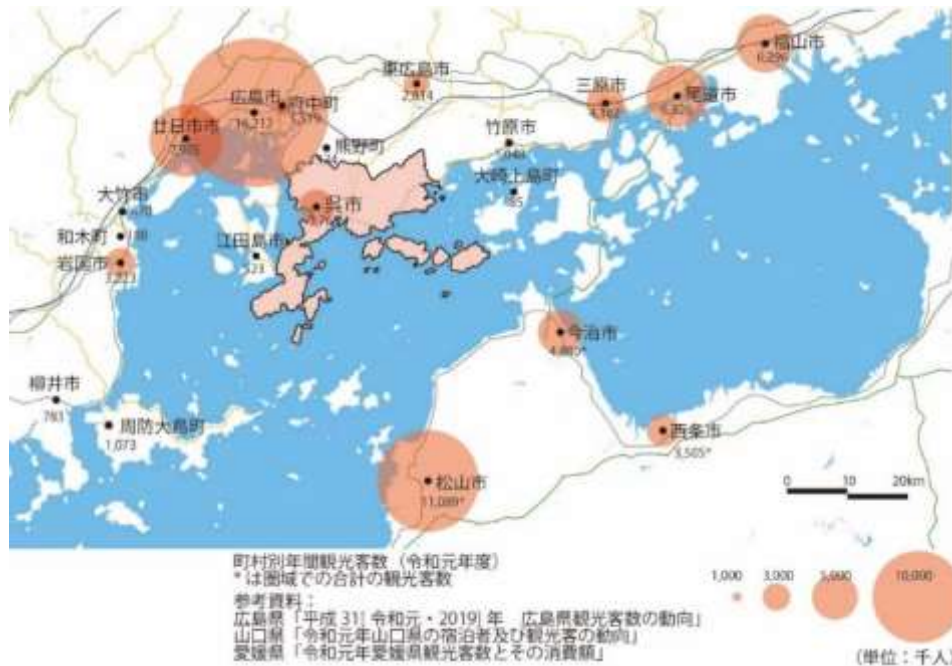
（単位：千人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
呉市	3,971	4,619	4,393	4,223	4,618	4,597	4,580	3,737	3,761	1,583

施設ごとの観光入込客数（呉市統計書より）

（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
松涛園	16,086	14,843	15,168	13,855	16,108	14,250	13,502	12,007	15,753	
野呂山ビジターセンター	43,449	47,028	46,919	47,821	51,796	50,328	46,174	27,822	33,118	
呉市川尻筆づくり資料館	6,336	6,065	5,390	4,691	5,413	5,453	4,413	3,224	3,681	
おんど観光文化会館うずしお	71,322	81,127	60,710	57,268	69,979	72,305	70,701	56,679	61,499	
くらはし桂浜温泉館	92,168	87,677	90,988	91,760	92,532	88,982	88,809	78,544	95,065	
かまがり温泉やすらぎの館	41,451	42,527	41,643	41,906	39,879	41,305	39,659	27,983	37,623	
かまがり古代製塩遺跡復元展示館	8,237	9,035	8,176	7,118	8,395	8,354	7,023	6,157	7,836	
かまがり古代土器製塩体験施設	5,384	5,418	5,123	4,891	5,008	5,426	4,938	4,482	5,494	
グリーンピアせとうち	165,013	151,713	143,553	109,274	113,780	115,273	57,169	131,947	102,317	
御手洗地区文化施設	4,747	5,010	3,918	3,065	3,209	4,305	2,657	1,606	4,773	
美術館	51,458	48,322	63,071	53,061	50,089	52,585	49,468	45,043	26,619	
入船山記念館	14,959	19,189	19,472	20,478	20,661	23,056	28,604	20,974	28,678	
海自歴史科学館	747,984	849,984	909,318	876,245	1,006,336	955,617	929,743	686,799	908,353	



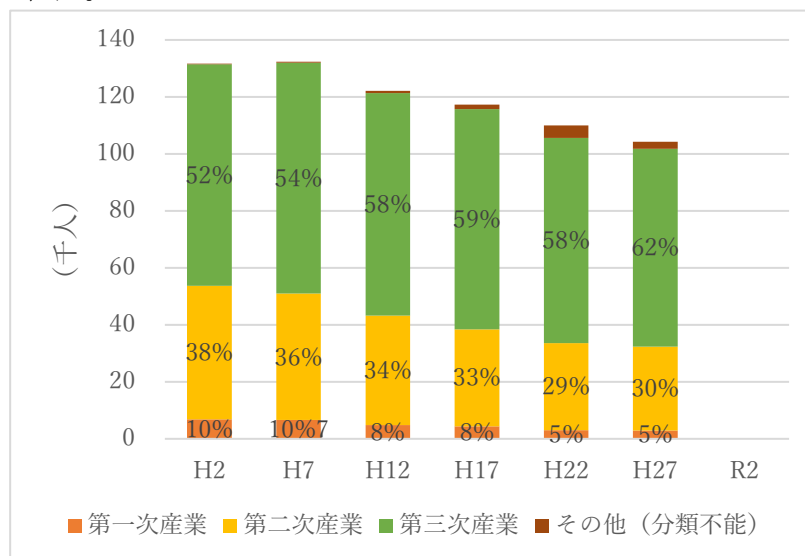
(3) 産業

昭和25（1950）年の平和産業港湾都市への再生を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内有数の臨海工業地帯としての基盤を確立し、広島県の産業をけん引してきました。

海域は狭隘ながら複雑な地形や潮流のもと県内でも有数の好漁場に恵まれ、小型底引網、刺網、釣りを中心とした多様な漁船漁業と静穏な内湾域を中心にかきなどの養殖業が営まれています。市内の漁業生産量及び生産額ともに広島県内の約4分の1を占め、広島県における漁業の中心的な位置を占めています。

平成27年の産業別就業者割合を見ると、就業者の約7割は第三次産業に属しており、平成12年から第一次産業と第二次産業は微減傾向にあります。

平成22年の第二次産業就業比率は約28%と、広島県平均より高くなっています（県平均約26%、県内第5位）。

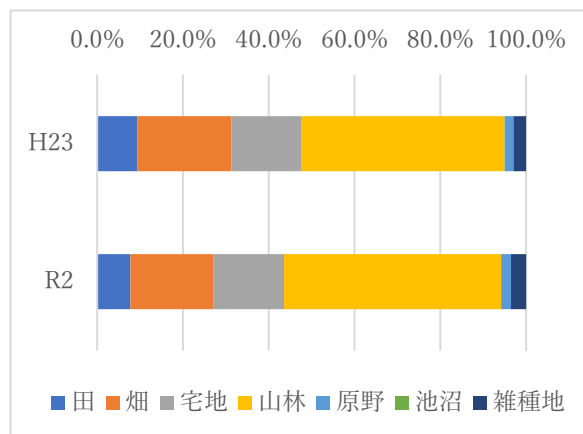


(4) 土地利用

呉市は、市域全体を通して平坦な土地が少なく、野呂山や灰ヶ峰などの山々によって地域が分断された形となっているとともに、明治22（1889）年の呉鎮守府開庁以降、海軍の拡張に伴う人口の急増により、中央地区を始めとする斜面地に家屋が密集するといった特徴的な市街地を形成しています。

市内の土地利用について用途別に面積を見ると、「山林」が最も多く50.6%を占め、次いで「畑」が19.4%、「宅地」が16.4%の順となっています。

10年間の推移をみると、「田」「畑」が減少し、「山林」が増加しています。



(5) 交通

市内には、一般国道として、中央地区と東部を結ぶ国道185号、中央地区から広島市方面を結ぶ国道31号、中央地区と江能倉橋地域を結ぶ国道487号、そして、広地区から郷原地区を通過して山陰方面へ延びる国道375号があり、主要地方道としては、呉環状線や呉平谷線などの幹線道路があります。また、本市と広島市を結ぶ広島呉道路や、中央地区と東部地区を結ぶ休山新道、警固屋 音戸バイパス（第二音戸大橋含む）なども整備されているほか、平成27年3月15日には、本市と山陽自動車道を直結する東広島・呉自動車道が全線開通しました。

公共交通は、鉄道、バス及び航路の3つに大別でき、市域を東西に貫くJR呉線と市域の大半をカバーする路線バスを基軸とし、これらを補完する移動手段として、生活バスや乗合タクシー、本土と離島とを結ぶ航路などで構成されています。



呉市における公共交通網（呉市地域交通網形成計画より）

（6）災害

呉市では、戦後、昭和20（1945）年9月の死者1、000人以上の大きな被害となった枕崎台風を始め、昭和42（1967）年7月の豪雨、平成11（1999）年6月の豪雨、平成13（2001）年の安芸灘を震源とするマグニチュード6.7、最大震度6弱の芸予地震などの風水害や地震等により多くの被害がもたらされました。

また、平成30年7月豪雨では、市内で182件の土砂災害が発生し、死者29名（関連死を含む）・負傷者22名（令和2年12月末時点）と、近年まれにみる大きな被害を受けました。この災害では、各地で道路や鉄道など物流機能が寸断され、経済活動にも大きな影響を及ぼしました。

① 高潮・洪水による浸水被害

約300kmに及ぶ海岸線を有しており、高潮・高波の影響を受けやすく、沿岸部では浸水被害が発生しています。都市機能が多く集積する中央・広地区では、河川の氾濫による浸水被害が発生しています。

② 地震・津波災害の想定

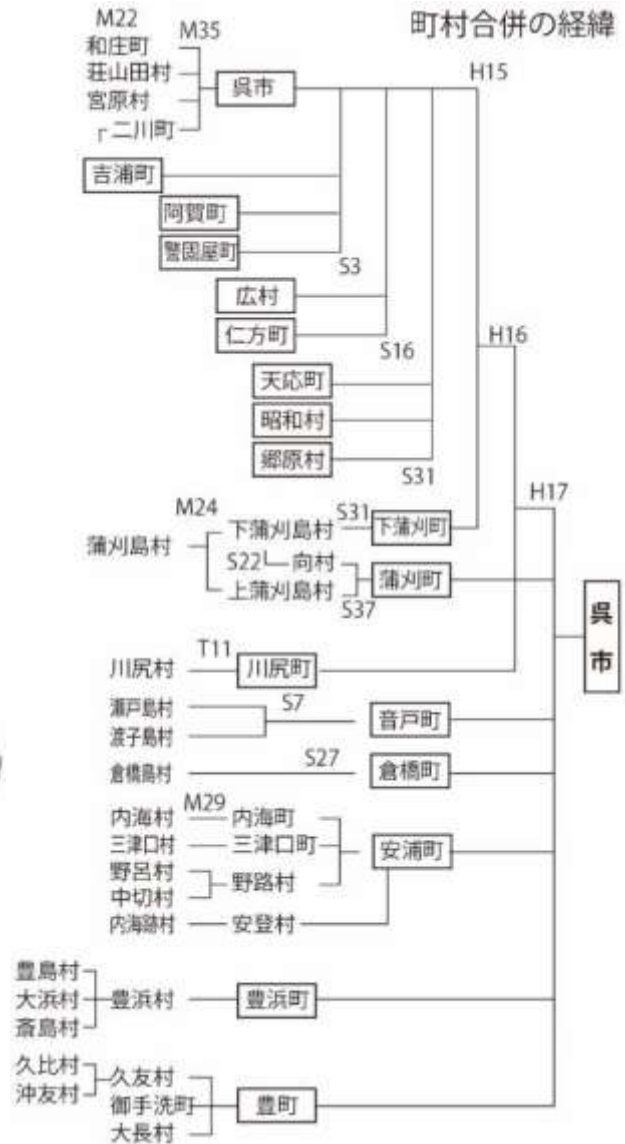
南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大で震度6弱の揺れと海拔3.6mの津波が想定されており、ライフラインやインフラ施設、経済活動等へ大きく影響することが想定されます。広島県の津波に関しては、過去の古文書においても被害はほとんど報告されていません。

③ 気象災害

昭和 20 年以降の主な災害を回数的に見れば、梅雨前線の大雨によるものと、台風による暴風雨、高潮によるものが、その大部分を占めています。雨の災害は、台風のほかに梅雨前線に伴う局地的豪雨によってかなり起こっています。

(7) 市域の変遷

明治35（1902）年10月1日に、全国で55番目に市制を施行し、平成15（2003）年から平成17（2005）年にかけての近隣8町との合併により現在の呉市の姿となりました。平成28（2016）年には中核市へ移行しました。



3 歴史的背景

(1) 先史

暮らしの始まり

旧石器時代、瀬戸内海が陸地だった頃の呉市の姿を伝えるものとして、倉橋島南海域からナウマンゾウやニホンムカシジカの化石骨・歯・角が底引き網であがっています。また、平成12年には、情島旧石器時代遺跡から多数の石器が発見されました。

縄文時代には、山野と海を望むエリアで人々の暮らしが営まれていました。芦冠遺跡出土の板状土偶は、当時の精神生活の一端を垣間見ることができる県内有数の貴重な資料となっています。また、郷原遺跡では、隠岐・大分姫島産黒耀石、香川金山産サヌカイト製石器が出土しており、縄文時代の瀬戸内海文化圏・交易圏の広がりをよく示しています。

呉市域では、明治以降の開発（軍港・工場建設）による海岸地形の破壊の結果、弥生・古墳時代の遺跡はほとんど失われたと言われています。情島火の釜古墳群は、横穴式石室を持つ後期古墳です。倉橋町でも後期古墳である岩屋古墳や、祭祀遺跡とみられるトロブ遺跡や亀ヶ首遺跡が特徴的な地形において見つかっています。遣唐使船などの航海時に、航海安全を祈って、盛大な祭祀を行ったと考えられています。入船山・吉浦・麗女島・警固屋などでも須恵器が出土しています。また、蒲刈町では、沖浦遺跡から古墳時代前半の製塩土器が発見されており、当時の生業の在り方を伺うことができます。

(2) 古代

安満郷呉保と船木郷

広島県西部（安芸）では、弥生後期から古墳時代にかけて地域国家が形成され、やがて大和国家に属し、阿岐国造（あきのくにのみやつこ）となりました。一方で、島しょ部は奈良・平安時代に「安満郷」と呼ばれ、漁業・製塩、そして舟運を主な生業とする海民の生活の舞台でした。海民たちは、早くから阿岐国造の支配下に入り、阿岐国造を介して大和国家に貢納・力役を行っていました。藤原宮出土木簡の「安芸国安芸郡海里倉橋部 調塩三斗」という記載は、調として中央政府に塩を貢納していたことを示しています。

8世紀の大宝律令の制定によって完成した律令国家において、現在の呉市域には、安芸郡域に「安満郷」「船木郷」、賀茂郡域に「香津郷」がありました。船木郷は、安芸郡域の山林から造船用材である樽の製材を生業とする山民を編戸して設定されました。安芸国で建造された遣唐使船は倉橋島で造られたといわれています。

皇室領安摩荘呉浦と石清水八幡宮領呉保

安満郷の海民は、奈良・平安の長期の間に、徐々に各浦・島へ定住していったと思われています。海民の定住化によって安満郷は行政単位としての統一性を次第に失い、平安後期には、それぞれ開発領主を微税請負人とする国衙領内の独立した単位になっていたと思われます。また、船木郷・美濃郷もまた、行政単位としてのまとまりを失い、沿岸地域に定住した安

満郷海民との結びつきを強め、呉浦・矢野浦として新たな行政単位に再編され、その後荘園化します。

呉浦の開発領主と思われる呉氏は、呉浦の荒野開発を条件に開発地を新たな国衙領微税単位「別府」として呉浦から独立させてくれるよう国司に申請し、呉別府を設立しました。この時、開発領主呉氏は自ら在地神人となり、在来の呉浦鎮守亀山神社に石清水八幡宮の祭神を勧請して石清水八幡宮の別宮としました。

音戸の瀬戸と平清盛

古代以来、近辺の東西航路には倉橋島沖ルートと音戸瀬戸ルートがありました。天平8(736)年、遣新羅使が立ち寄った長門島は倉橋島のことであり、倉橋島亀ヶ首から出土した和同開珎の枝銭は、倉橋島沖ルートの航海の安全を祈願してお供えしたものと考えられます。

一方、調庸などの貢納物を都に運ぶ船などは、音戸瀬戸ルートをとったものと考えられています。音戸の瀬戸は海運の要衝であり、狹隘で潮流の激しい海峡でした。また、西国からの貢納物運京などの航行の多くが音戸の瀬戸を通過し、安芸守をつとめた清盛は、このルートで頻繁に巖島に参詣しています。清盛は、瀬戸内の海上交通の掌握につとめ、警固屋という地名は、音戸の瀬戸を通過する見張り小屋に起源を持つという伝承もあります。また、地元では、音戸の瀬戸は平清盛により開削されたという伝説も継承されています。

(3) 中世

伊予州の北上と呉衆の形成

鎌倉後期、瀬戸内海では海賊衆の動きが活発になります。一帯の海域は、伊予海賊衆の支配下にありました。鎌倉幕府倒壊とともに、伊予衆により荘園の公領性的秩序は崩れ去り、海域を勢力基盤とする海の領主たちの支配下に入っていました。

呉保とその近隣地域には、伊予衆に出自を持つ山本氏、荘官の系統をひく檜垣氏・警固屋氏らによる呉衆という小領主連合が形成されました。呉保の領域を支配した山本氏による和庄杉迫城、阿賀を支配した檜垣氏の竜王山城、警固屋氏の堀城などが築かれました。現在の吉浦・天応・昭和地区は、伊予衆の野間氏が占拠し、吉浦堀城を野間水軍の本拠地とし、苗代村掃部城、押込村古壘、焼山城平山、大屋村塔ノ岡・天狗城など領域内には城砦網を張り巡らせました。伊予衆であった多賀谷氏は倉橋・蒲刈を領有し、下蒲刈に城を築きました。

戦国の争乱 呉衆の活躍と没落

南北朝期に入って防長二国(山口県)の守護大名大内氏は安芸国に進出しました。呉衆・多賀谷氏・能美氏は、緊密な連合を形成し「三ヶ島衆」と称し、大内直属海賊衆として、応仁・文明の乱以降、大内水軍の中核として活躍します。

天文23(1554)年、毛利元就は、大内義隆に反逆し、佐東の諸城と巖島を占領します。三ヶ島衆は大内方に留まったことで、小早川隆景は呉地方を接收して、呉・瀬戸の要害建設に着手します。小早川軍との戦いで、多賀谷氏は弘治元(1555)年に滅亡させられ、呉衆も没落

していきました。

小早川氏支配下の呉

呉地方の大半は小早川隆景の領地となり、それぞれの地区は小早川氏の家臣に給与されました。また、呉衆などは小早川水軍の一部に編成され、数多くの戦闘に動員されました。

呉の末永景道、仁方の白井縫殿助ら、小早川水軍として石山合戦に参加。このとき、白井縫殿助は戦死したと伝えられ、仁方に墓があります。

(4) 近世

近世村落の成立

関ヶ原の戦いの後、広島城には福島正則が尾張清州から入り、新しい領主となりました。慶長6（1601）年には全領地内で検地を実施しました。呉衆の系譜を引く者もそのほとんどが自らの旧所領の名請人（耕作者）として、百姓身分となり、各地域・各村落の庄屋や年寄となりました。

港町の発展

福島正則は三之瀬に海駅を設け、長雁木を築きました。三之瀬を公の繋船場として、番所や本陣の御茶屋を常備し、参勤交代をする西国大名の船をはじめ各国の使節もここに立ち寄りました。慶長12（1607）年に、第一回目の朝鮮通信使が三之瀬に寄港しました。以後、宝暦14（1764）年まで、計11回三之瀬に寄港しました。

御手洗では寛文6（1666）年、屋敷地町割りの許可を得て町場が形成されました。西廻り航路が確立されたことで、沖乗り航路の潮待ち・風待ちの港として、北前船などの廻船が寄港するようになり、18世紀に入って急速に発展しました。

新開の開発と安定的な農業の発達

現在の呉市域の耕宅地の大半は江戸時代の新開開発によって形成されました。大部分が干潟であった広湾では、江戸時代を通じて新開が造成されました。その他、阿賀村、宮原村等でも大規模な新開開発が行われ、現在の呉市の礎が形成されています。

農業生産の安定には、灌漑設備の整備が行われました。庄山田村の庄屋新左衛門は、享保9（1724）年に二河川下流を取水口とした井手の工事に着手し、村民総出で二河下井手を完成させました。寛保元（1741）年には、新左衛門の子の弥七が新たに流路を掘削し、二河上井手を完成させました。宮原村では宮原の長渠と呼ばれる水路が文化14（1817）年に完成しています。

漁業の発展

元禄時代の頃、豊島の漁師徳右衛門らが尾久比二窓の鳥持網代（アビ漁場）を発見しました。この頃齋島の漁夫又右衛門が齋島鳥付網代を、元禄8（1895）年頃、大浜の漁夫久松らが馬乗及びスズメ礁の網代を発見するなど、漁業が盛んになります。

江戸時代には干鰯（ほしか）（イワシを乾燥させて農作物の肥料としたもの）が主要な産業として取引されました。江戸時代末には、漁網が地元で作られるようになりました。

（５）近代

鎮守府の開庁

明治維新政府は、近代的軍制を進め、明治5（1872）年に陸軍省と海軍省を創設し、翌明治6（1873）年には、軍港の整備として、東海及び西海鎮守府を設置することを決定しました。西海鎮守府の候補地の調査として、明治16（1883）年に東京を出発した肝付兼行少佐一行は、呉湾は理想的であると判断し、その後も調査が続けられます。明治19（1886）年4月には海軍条例が制定され、全国を五海軍区とし、各海軍区の軍港に鎮守府を置くこととなり、同年5月には第二海軍区鎮守府の位置として呉港が決定しました。

明治19（1886）年10月には土木工事が、11月には建築工事が起工されました。明治22年に呉鎮守府が開庁します。明治23年4月には、明治天皇の行幸を得て、開庁式が行われました。造船所と鎮守府を一体とする海軍の一大拠点地を設立するという考えで、理想の地として呉港が選定されました。造船の最適地だけでなく、大砲・水雷等の兵器製造所用地としても優れており、「帝国海軍第一ノ製造所」として位置付けられました。

呉浦の変化

鎮守府が設立されることで、宮原村の呉町を中心に約77町歩（約77ha）が海軍用地として買収され、1023戸の住民が立ち退きを命ぜられました。移転は、住宅ばかりではなく、呉浦総氏神の亀山神社や宮原村の正円寺にまでおよんでいます。

鎮守府工事とあわせて、呉鎮守府建築委員は、一面の水田に碁盤目の市街化計画を作成し、市街化がすすめられました。海軍用地より灰ヶ峰に向かい真っすぐに伸びる景観の優れた10間道路は、広く並木の整備された「一種の模範的道路」でした。周辺の村へ延びる道路が開通され、家屋の建築が促進され都市化が進んでいきました。一方で、農業や漁業などは衰退していくこととなりました。

呉海軍工廠の成立と発展

明治22年の呉鎮守府開庁を契機として、呉には軍人および艦艇が配備され、急速に軍港としての性格を強めていきます。

兵器製造関係施設－工作庁関係の工事は、造船部から開始されました。明治24年4月には第1船渠、同9月には製図工場、25年3月には第1船台と造船工場、明治26年には船具工場というように次々と関係施設が完成しました。日清戦争を経て、拡張が本格化し、明治30年10月には造船部が造船廠に改組され、同年10月には、呉における最初の軍艦「宮古」が進水しました。さらに明治31年12月には、1万トン以上の艦艇が建造できる東洋一の第2船渠が完成しました。その後、明治35年には巡洋艦「津島」、明治36年には砲艦「宇治」が進水します。

日清戦争後、兵器製造所の工事も進められ、明治29年3月には仮設呉兵器製造所が建設され、本格的な生産活動が開始されます。明治30年には呉海軍兵廠が拡充改組され、明治35年から4ヵ年計画で製鋼部が建設されるなど発展していきます。

明治36年には、事業の統一を目的に、呉海軍造船廠と呉海軍造兵廠は呉海軍工廠になり、初代呉工廠長に山内万寿治が就任しました。

日露戦争後も第2船台竣工（明治29年3月）、第3船渠と造船船渠開渠（明治45年3月）と巨大施設の完成が続きました。明治42年4月には兵器庫・火薬試験所を設立し、明治43年1月には造兵部が砲煩部と水雷部に発展的に分立するなど、造兵部門の拡充が相次ぎました。こうした造船・造兵部門の充実によって、呉工廠は名実ともに「帝国海軍第一ノ製造所」となりました。

呉市制の実施と市街地の形成

呉港の発展は、呉湾をのぞむ町村の合併の実現を促進しました。明治35年に、4町村が合併し、呉市が誕生、市制が施行されました。呉鎮守府開庁にともない急増した呉港の人口は、日清戦争時の明治27年には2万7717人でしたが、同35年には6万113人を数え、明治42年には10万2072人と10万人を突破しました。

明治28年8月に和庄町字元町に中央勸商場が開設されたことを契機に、商業の近代化が進みました。明治36年には呉線「呉～広島」が開通し、明治42年には広島県内初の市街電車が開通します。本通りには、銀行や海軍に物品を納入する商事会社が軒を並べ、中通商店街は劇場や飲食店、小売店舗などが集まり、繁華街が形成されていきました。

日清戦争を契機に、近代産業が発展していきます。吉浦を中心とする造船業や酒造業も海軍という大口需要者を得たことなどにより大きく発展します。仁方やすりは呉工廠出身の上松筆助等により目切機が考案され、急成長していきました。

本庄水源地の築造を中心とする呉軍港水道工事は、大正7年に竣工しました。当時東洋一といわれた規模で、一部は呉市水道に分水され、残る大部分は海軍構内（宮原）の浄水場に送られました。

大正10年には、呉海軍工廠広支廠が開庁します。大正12年4月には分離独立し、広海軍工廠となりました。広工廠では、機関・航空機の技術の開発に取り組みました。

産業の発展

それぞれの地区で、近代産業が発展します。川尻町の筆は、安政6（1859）年、上野八十吉が出雲・熊野から筆職人を雇い、川尻筆の製造を開始しました。野呂山山頂にある大小の池では、明治20（1887）年頃から天然氷が作られ、高値で取引されました。

良質な石材が多く取れる倉橋では採石場が作られ、呉海軍工廠のドックにも使用されました。豊町では、明治時代中頃より、急斜面の農地を開拓し、みかんなどの柑橘類の栽培が盛んになりました。豊町は国産レモンの発祥地とされています。

戦時下の呉市

昭和6年の満州事変をきっかけに、上海で日本海軍陸戦隊と中国の間で戦闘が開始され、呉海軍工廠は繁忙していきます。昭和11年には人口24万人に増加します。こうした中で、呉市は「消費都市より産業都市へ」を目指し、昭和10年に呉～三原間の鉄道開通を記念して、同年には国防と産業大博覧会を行い、約70万人の入場者数を記録しました。

日中戦争の開始とほぼ時を同じくして、昭和12年には、呉工廠において、日本海軍の技術を結集した戦艦「大和」が起工され、昭和16年に完工しました。呉工廠の行員数は、最大で9万9285人（昭和19年4月）となり、人口は40万人を超えていたと言われています。

しかし、第二次世界大戦において、アメリカ軍艦戦機が呉軍港内戦艦と呉と広の軍事施設を空襲、さらに二日間におよぶ市街地への焼夷弾攻撃も行われ、市街地の大半が焼失しました。主な空襲は6回に及びました。

（6）現代

戦災からの復興

敗戦から1か月後の昭和20年9月には、枕崎台風が来襲し、さらに多くの被害を受けました。さらに、昭和20年11月には海軍が解体され、多くの熟練工等が解雇されました。

旧軍施設の平和産業への転換を目指し、昭和23年には呉港は開港場の指定を受け、平成25年には「旧軍港市転換法」が制定します。朝鮮戦争による特殊需要により、旧海軍工廠跡地へ相次いで企業が進出しました。海軍の技術者の熟練も活躍し、造船と鉄鋼を中心とする産業港湾都市として復興していきます。

一方、昭和27（1952）年8月には、警備隊西部航路啓開隊と呉航路啓開隊が開隊され、昭和29年6月の「自衛隊法」の交付に伴い、同年7月には海上自衛隊呉地方隊・呉総監部が発足しました。その後、呉市内では、各種の自衛隊施設が展開しています。

市町村合併による呉市の発展

明治35（1902）年10月1日に、全国で55番目に市制を施行し、平成15（2003）年から平成17（2005）年にかけての近隣8町との合併により現在の呉市の姿となりました。平成28（2016）年には中核市へ移行しました。

音戸大橋（昭和36年）、蒲刈大橋（昭和54年）、豊浜大橋（平成4年）、安芸灘大橋（平成12年）、豊島大橋（平成20年）、阿賀マリノ大橋（平成23年）など、島しょ部を結ぶ橋梁が整備され、それぞれの地区間の往来や交流も円滑・活発になり、市内各地区間の連携も図られています。

4 地区の特徴

呉市は、合併の経緯もあり、多様な地域性を有した地区が集まってできています。それぞれの地区では住民が主体となって地区ごとのまちづくり計画を作成するなど、地域性を活かした取組が行われています。

以下にそれぞれの地区ごとの特徴を整理します。

地区名	特徴
1 中央地区	<ul style="list-style-type: none"> ・灰ヶ峰や休山の中腹から麓に位置し、河川が流れ、豊かな自然環境を有する。 ・江戸時代には、新開が拓かれ、呉鎮守府の設置により道路や港湾の整備、斜面地への住宅開発など、市街地が急速に発展した。 ・港を中心に、現在も産業都市として海軍からつながる企業等が集積しており、また、海自博物館（大和ミュージアム）および周辺は市内外から多くの来訪者がある。
2 宮原地区	<ul style="list-style-type: none"> ・呉海軍工廠が整備され、関連する文化財が多く所在している。 ・海軍関連の建物は、現在も工場等として活用され、ものづくり産業が継承されている。 ・平成 22～25 年で宮原ホテルの里を整備、ホテルまつりを実施している。
3 吉浦地区	<ul style="list-style-type: none"> ・山が海までせまり、豊かな自然と人々の暮らしにより形成される風景は、吉浦八景といわれている。 ・縄文・弥生時代の遺跡、古墳などが残り、先史時代からの人々の暮らしが伝えられる。 ・海上保安大学校や海上自衛隊貯油所の国の重要な機関があり、旧呉海軍工廠砲煩部火工場機械室（海上保安大学校煉瓦ホール）などの文化財が残っている。
4 警固屋地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平清盛の音戸の瀬戸開削の際に、その食小屋（けごや／飯場）があったことに由来するという説もある。 ・高台で海に対して見晴らしの良い立地を生かし、山城が築かれ、近代には砲台なども設置された。
5 阿賀地区	<ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな山側に囲まれ、海側は江戸時代以降の埋め立て地が広がっている。 ・古くから漁業が営まれていたが、海上交通の発展に伴い、海運業が盛んとなり、海に関係する神社や遺跡、文化が数多く現存している。 ・明治以降は、呉越峠の掘削や呉線、市内電車の開通などで陸上交通が整備され、呉市中心部と広地区をつなぐ交通の要衝として発展。
6 広地区	<ul style="list-style-type: none"> ・二級峽を頂点に野呂山・灰ヶ峰に挟まれ瀬戸内海に広がるデルタの中で、黒瀬川・小滝・二級峽等が流れ、景勝地となっている。 ・市街地は、江戸時代からの埋め立てにより拓かれ、平地の面積も大きい。 ・広海軍工廠が設置され、関連する遺構のほか、防空壕や弾痕なども残っている。
7 仁方地区	<ul style="list-style-type: none"> ・やすり産業や清酒の製造業が盛んで、農業、漁業も営まれている。特にやすり産業は、40～50 年代に仁方湾を埋め立て、やすり団地を整備、全国生産高の 86%を誇っていた。 ・低湿地帯かつては塩田が盛んであり、塩田であったところを干拓して市街地が形成。 ・近世より港が設置され、海上交通の要衝として人々の往来があり、仁方の權踊りが伊勢方面から取り入れられるなど、文化や産業が発展した。

地区名	特徴
8 天応地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年に呉ポートピアランドが開園。同10年には閉園するが、跡地は呉ポートピアパークとして利用されている。 ・かつては工場が立ち並び、日本初の国産万年筆がつくられた。
9 昭和地区	<ul style="list-style-type: none"> ・山間の豊かな自然とともに先史時代からの暮らしがあり、中世には山城が形成された。 ・本庄水源地堰堤水道施設が設置され、市域の重要な水源となっている。 ・作曲家・藤井清水の出身地であり、地元の小学校の校歌を作曲するなど、地域でその功績が顕彰されるとともに、親しまれている。
10 郷原地区	<ul style="list-style-type: none"> ・中央を黒瀬川が貫流し、流域には田園風景が広がる。・春はシバザクラ、夏はホテル、秋は米の収穫風景、冬には壮大な雲海が見られ、四季の移ろいを感じることができる。 ・縄文、弥生時代の遺跡が発掘され、石器等が出土している。 ・黒瀬村の国人新居氏が郷原の岩山に城を築き、郷原氏と改称。岩山の合戦で、大内氏方の城主石見源之丞は字シメノ松の戦場にて戦死した。
11 下蒲刈地区	<ul style="list-style-type: none"> ・中世に勢力を誇った多賀谷水軍が丸屋城を築くなど、往来船舶の停泊地として栄える。 ・江戸時代、三之瀬に本陣・番所・茶屋が整備され、繁栄する。朝鮮通信使も立ち寄る。 ・蘭島閣美術館や松濤園といった歴史や文化に関する施設がある。 ・風光明媚な自然と景観を生かすため、全島庭園化事業「ガーデン・アイランド構想」にもとづくまちづくりが推進されてきた。 ・柑橘類（みかんやレモン）の栽培が盛ん。
12 川尻地区	<ul style="list-style-type: none"> ・野呂山に面する。豊かな自然と地域のシンボルとなる景観を有する野呂山は近世より開拓が進められ、信仰の場でもある。 ・野呂高原ロッジやキャンプ場があり、多くの来訪者が訪れる。 ・伝統的地場産業である「筆づくり」に加え、造船業などの事業所が立地し、地区の産業を支えている。
13 音戸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・音戸の瀬戸は平清盛が開いたと伝えられ、現在も音戸清盛祭が行われている。 ・しらすなどの漁業が盛んで、瀬戸内海の鱧漕舟唄である音戸の舟唄は日本三大舟唄の一つとされ、また、漁網製造などの産業も発達した。 ・音戸の瀬戸に面する瀬戸町は安芸地乗航路の発達に伴って形成された港町。木綿受引方が設けられるなど安芸郡南部の政治・経済・交通の要地として繁栄していた。

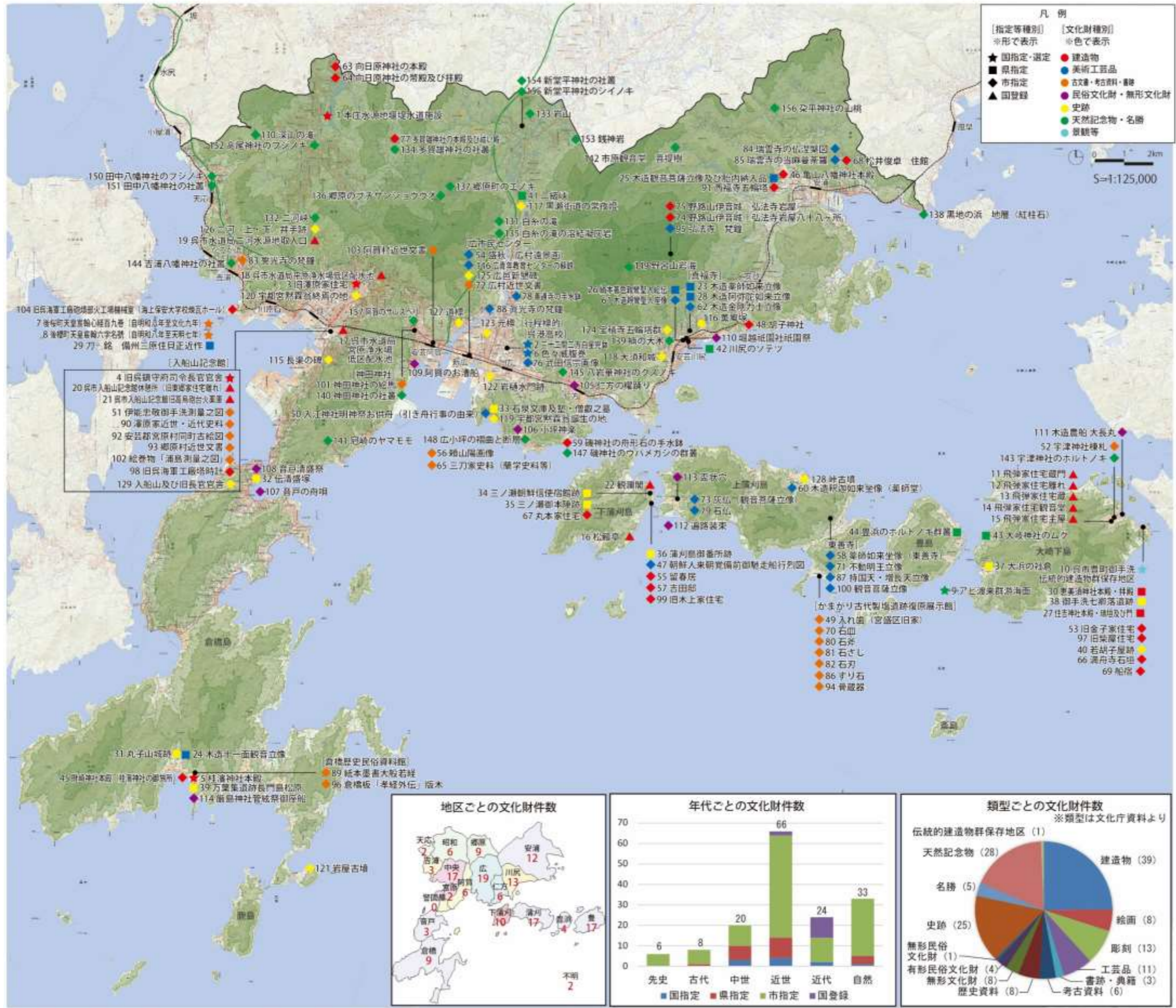
地区名	特徴
14 倉橋地区	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海国立公園の指定地域があり、火山、桂浜、亀ヶ首、鹿老渡など、四季折々で風光明媚な景観を有する。 ・渚百選や白砂青松百選に選ばれた桂浜をはじめとする海岸など美しい自然があり、万葉集にもうたわれた白砂青松がある。 ・奈良時代の遣唐使船、江戸時代からの管絃祭の御座船、木造船、現在の造船所など、造船の島としての歴史を有する。 ・明治から御影石が採石されている。 ・呉に軍港が設置されたことで、島全体が呉に対して要塞化された。
15 蒲刈地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地形は細長く、標高 457m の七国見山を中心に東西に延びる山稜があり、山地から海岸線までの地形が急峻で平坦地が少ない。 ・製塩遺構を持つ沖浦遺跡に関する発掘調査の成果を、かまがり古代製塩遺跡復元展示館で見学できる。
16 安浦地区	<ul style="list-style-type: none"> ・野呂山があり、海からの目印となっている。 ・安浦港には、コンクリート船武智丸が防波堤として利用されている。 ・近代画家の南薫造の出身地であり、生家とアトリエが安浦歴史民俗資料館として活用されている。
17 豊浜地区	<ul style="list-style-type: none"> ・みかんやレモン栽培に加えて、瀬戸内海有数の好漁場に面し、マダイやタチウオは全国的にも有名である。 ・国の天然記念物であるアビ渡来群游海面を有し、伝統漁法であるアビ漁が行われていた。 ・昔ながらの漁師町集落、漁港の風景が見られる。
18 豊地区	<ul style="list-style-type: none"> ・みかんやレモンを中心とした柑橘栽培が盛ん。 ・風待ち潮待ちの港町として栄えた御手洗地区は、平成 6 年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、さらに平成 30 年に日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落」に追加認定された。

第3章 呉市の文化財の概要と特徴

1 指定等文化財

指定等文化財の一覧 令和〇年〇月現在

分類	種別	国指定	県指定	市指定	国選定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	4	2	20		12	38	
	美術 工芸品	絵画		1	7			8
		彫刻		4	9			13
		工芸品	2	1	9			12
		書跡・典籍	2		1			3
		古文書						0
		考古資料			6			6
		歴史資料			8			8
無形文化財				5			5	
民俗文化財	有形民俗文化財			4			4	
	無形民俗文化財			1			1	
記念物	遺跡（史跡）		10	15			25	
	名勝地（名勝）		1	4			5	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	1	3	24			28	
文化的景観							0	
伝統的建造物群					1		1	
※埋蔵文化財（合計には含まない）							241	
		9	22	111	1	12	157	



2 日本遺産等

(1) 日本遺産

①「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」(平成 28 年認定)

旧軍港四市(横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市)が共同申請した「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」が、平成 28 年 4 月 25 日、文化庁から日本遺産の認定を受けました。

[ストーリーの概要]

明治期の日本は、近代国家として西欧列強に渡り合うための海防力を備えることが急務でした。このため、国家プロジェクトにより天然の良港を四つ選び軍港を築きました。静かな農漁村に人と先端技術を集積し、海軍諸機関と共に水道、鉄道などのインフラが急速に整備され、日本の近代化を推し進めた四つの軍港都市が誕生しました。百年を超えた今もなお現役で稼働する施設も多く、躍動した往時の姿を残す旧軍港四市は、どこか懐かしくも逞ましく、今も訪れる人々を惹きつけてやみません。

- 1 四市の地勢と軍港の設置
- 2 日本の近代技術を集結し、その技術を育んだ軍港
- 3 軍港都市の形成とその特徴

[構成文化財]

名称	種別	指定等
旧呉鎮守府司令長官官舎		国指定
呉市入船山記念館休憩所(旧東郷家住宅離れ)		国登録
海上自衛隊呉地方総監部第一庁舎(旧呉鎮守府庁舎)、地区内のれんが建物群及び呉鎮守府地下施設群		未指定
呉市水道局二河水源地取入口		国登録
本庄水源地堰堤水道施設(堰堤、丸井戸、第一量水井、階段)		国指定
呉市水道局宮原浄水場低区配水池		国登録
アレイからすこじま(旧呉海軍工廠本部前護岸及び関連施設)		未指定
旧呉海軍工廠塔時計(呉市入船山記念館内)		市指定
昭和町れんが倉庫群(株)ダイクレ呉第二工場亜鉛メッキ工場(旧呉海軍工廠砲煩部精密兵器工場)		未指定
昭和町れんが倉庫群 呉貿倉庫運輸(株)8号倉庫ほか(旧呉海軍工廠造兵部大砲庫など)		未指定
呉市入船山記念館旧高鳥砲台火薬庫		国登録
呉湾(広湾)を守る砲台群 高鳥砲台跡		未指定
呉湾(広湾)を守る砲台群 大空山砲台跡		未指定
呉軍港全図(呉市入船山記念館所蔵)		未指定
ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所大屋根(旧呉海軍工廠造船部造船船渠大屋根)		未指定
呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)の所蔵資料		未指定
旧呉海軍工廠海軍技手養成所跡と周辺の海軍遺構		未指定
長迫公園(旧海軍墓地)		未指定
歴史の見える丘		未指定
亀ヶ首発射場跡		未指定
海上保安大学校煉瓦ホール(旧呉海軍工廠砲煩部火工場機械室)		市指定

②「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」(平成 29 年認定、 呉市は平成 30 年に追加認定)

呉市は、平成 29 年 4 月に日本海沿岸の 7 道県 11 市町で日本遺産認定を受けた「北前船寄港地・船主集落」の新たな構成自治体として全国 27 自治体とともに、平成 30 年 5 月 24 日、文化庁から日本遺産の追加認定を受けました。

[ストーリーの概要]

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。

これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。

- 1 山を仰ぐ港と山に抱かれる港
- 2 一攫千金・のこぎり商いが育んだ港町
- 3 「板子一枚下は地獄」に生きた男たちが運んだもの・残したもの
- 4 北前船が帆を上げて現代に残した文物交流

[構成文化財]

名称	種別	指定等
呉市御手洗伝統的建造物群保存地区		国選定
若胡子屋敷		県史跡
住吉神社		県史跡
恵美須神社		県史跡
千砂子波止と高燈籠		未指定

(2) ユネスコ「世界の記憶」

①朝鮮通信使関連資料「世界の記憶」(平成 29 年登録)

日本と韓国で共同申請していた朝鮮通信使関連資料が、平成 29 (2017) 年 10 月 31 日にユネスコ「世界の記憶」に登録されました。呉市では松濤園御馳走一番館の所蔵する瀬戸内海に行く朝鮮通信使の船団を記録した約 8 m の絵巻(呉市有形文化財「朝鮮人来朝覚備前御馳走船行烈図」)が、その中の一つとして登録されています。

3 未指定文化財

4 呉市の文化財の特徴

市域の文化財について類型ごとに特徴を下記に整理します。

(1) 有形文化財

①建造物

国指定文化財が4件、県指定文化財が2件、市指定文化財が20件、国登録文化財が12件、合計38件が指定等文化財となっています。

国指定文化財である旧呉鎮守府司令長官官舎（幸町）は、呉鎮守府開設に伴い明治22（1889）年に軍政会議所兼水交社として建てられたもので、明治38（1905）年の芸予地震によって倒壊後、洋館部と和館部を持つ平屋建てに再建されたものです。同建造物が立地する入船山は、呉浦の総氏神の八幡社（現在の亀山神社）があった穏やかな丘陵地で、史跡として指定されており、市指定文化財である旧呉海軍工廠塔時計など、関連する歴史的建造物等の遺構が集まっています。

市内には、旧海軍に由来する建造物が数多く所在しています。国指定文化財である本庄水源地堰堤水道施設（焼山北）は、旧海軍が大正7（1918）年に築造した貯蔵地で、現在も利用されています。同じく旧海軍の水道施設である呉市水道局宮原浄水場低区配水池（青山町）、呉市水道局平原浄水場低区配水池（平原町）は、いずれも国登録文化財となっています。

この他、技手養成所跡、砲台跡、火薬庫、機械室など多くの海軍関連の建造物が指定・未指定に関わらず市内には所在しており、主要なものは日本遺産の構成文化財として活用が図られています。また、呉市の近代の建造物の特徴として、レンガ造りの建造物が多くあることを挙げるができます。旧海軍施設に留まらず、民間の諸産業施設や住宅・墓地の塀などまで多様な用途に使われています。

国指定文化財である旧澤原家住宅（長ノ木町）は、近世に庄山田村の庄屋等をつとめた澤原家が居住する建造物で、現在残っている主屋は宝暦6（1756）年に瓦葺で建設されたものです。旧長ノ木街道に面した前蔵（三ツ蔵）は文化6（1809）年に建設されたもので、江戸時代中期から現在まで活用されながら保存されています。

国指定文化財である桂濱神社本殿（倉橋町）は、前室付き三間社流れ造りで、文明12（1480）年の棟札を有しています。神社建築としては、豊町御手洗にある住吉神社本殿・瑞垣及び門、恵美須神社本殿・拝殿が県指定文化財となっています。住吉神社は波止の鎮主として、文政13（1830）年に寄進されたもので、本殿は大阪の住吉神社を二分の一に写し、大阪で造らせてここで組み立てたとされています。恵美須神社は御手洗が成立した頃に合わせて祀られた社で、現在の本殿は元文4（1764）年、拝殿は明和元（1764）年に建設されました。なお、御手洗地区では、旧柴屋家住宅、旧金子家住宅、満舟寺石垣、船宿が市指定文化財となっています。

②美術工芸品

国指定文化財が4件、県指定文化財が6件、市指定文化財が46件、合計56件が指定等文化財となっています。

絵画については、絹本着色親鸞聖人絵伝が県指定文化財となっています。同文化財は、寛文3（1663）年に東本願寺から光明寺へ送られたものです。また、市指定文化財である「朝鮮人来朝

覚備前御馳走船行烈図」は、ユネスコ「世界の記憶」に登録されており、三之瀬において朝鮮通信使の歴史を紹介する松濤園が収蔵しています。

彫刻については、4件の仏像が県指定文化財となっており、真福寺(川尻町)西福寺(安浦町)、白華寺(倉橋町)が所有し、いずれも鎌倉から室町時代の作で、地域における中世の様相を知る上で貴重な文化財です。市指定文化財では、木造の仏像の他、灰仏、石仏があります。

工芸品については、室町時代末期の色々威腹巻、鎌倉時代末期の三十二間二方白星兜鉢の2件の国指定文化財が所在しています。いずれも呉港高等学校の所有で、市指定文化財である武田信宗画像ほか、多数の文化財を歴史展示室で展示しています。

書籍・典籍については、江戸時代の女性天皇である後櫻町天皇によって書写された紙本墨書後桜町天皇宸翰心経百九巻および紙本後櫻町天皇宸翰六字名號の2件が国指定文化財となっています。いずれも個人の所有です。

考古資料については、蒲刈町から出土した旧石器時代～縄文時代の石製の出土品などが指定されており、かまがり古代製塩遺跡復元展示館が所蔵しています。

歴史資料については、旧澤原家近世・近代史料や郷原村、阿賀村、広村の近世文書などが市指定文化財となっています。

(2) 無形文化財

市指定文化財が5件あります。音戸の舟唄、音戸清盛祭、阿賀のお漕船は、瀬戸内海に関連する生業や伝説、信仰によるものです。仁方の櫛踊りは明治の初めに伊勢方面から取り込まれたものであり、小坪神楽の起源は愛媛県大三島の大山祇神社であるといわれ、市外からもたらされた伝統文化が各地に根付いています。

(3) 民俗文化財

有形の民俗文化財として、市指定文化財が4件あります。木造農船大長丸は、みかん運搬のための船であり、船を使った出作は全国的にも稀有なものです。厳島神社管弦祭御座船は、厳島信仰を表すとともに、倉橋町における伝統的な木造船建造技術を伝えるものとして貴重です。

無形の民俗文化財として、市指定文化財が1件あります。堀越祇園社祇園祭は江戸時代より続く祭礼です。

(4) 記念物

①遺跡(史跡)

県指定文化財が10件、市指定文化財が15件、合計25件が指定されています。

県指定文化財である伝清盛塚(音戸町鰯浜)は音戸の瀬戸を切り開いたと言われる平清盛公を供養するため、元暦元(1184)年に建立されたもので、地域では音戸清盛祭り(市指定無形文化財)が行われています。近世に港として栄えた三ノ瀬では、三ノ瀬朝鮮信使宿館跡、三ノ瀬御本陣跡、蒲刈島御番所跡の3件が県指定文化財となっています。また、御手洗地区では、御手洗七卿落遺跡、若胡子屋跡の2件が県指定文化財となっています。両地区では、指定以外にも多くの遺跡が現在まで残っています。

その他に、南北朝期に築かれた水軍城である丸子山城跡（倉橋町）、遣新羅使が旅の途中で立ち寄り歌を遺したという万葉集遺跡長門島松原（倉橋町）、江戸時代の学僧として名高い僧叡に関する石泉文庫及塾・僧叡之墓（広長浜）、安永8（1779）年に広島藩が設置した大浜の社倉（豊浜町大浜）が県指定文化財となっています。

②名勝地（名勝）

市指定文化財が4件あります。二河峡（庄山田村）、深山の滝（焼山町）、白糸の滝（広町）など、呉市の特徴である急峻な地形と豊かな自然環境が作り出す景勝地です。

③動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

国指定文化財が1件、県指定文化財が3件、市指定文化財が24件、合計28件が指定等されています。

アビ渡来群游海面は国指定文化財であり、豊浜では冬に南下し瀬戸内海にみられる渡り鳥であるアビを利用して鯛などを釣り上げるアビ漁が行われていました。県指定文化財である豊浜のホルトノキ群叢はホルトノキを主とし、それ以外にも瀬戸内海島しょ部特有の樹種に富んでいます。

その他の指定等文化財としては、神社の社叢や大木、岩海、地層などが所在しています。広小坪の褶曲と断層（広小坪）では、地殻変動で屈曲・断裂した地層や断層の様子を観測することができます。

（5）文化的景観

指定等されている文化財はありません。

（6）伝統的建造物群

呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区が国選定文化財となっています。同地区は、江戸時代に潮待ち・風待ちの港町として栄えた町並みや港の痕跡が現在も残っており、北前船の寄港地であったことから日本遺産にも登録されています。

（7）埋蔵文化財

広島県遺跡地図では、市内において241ヵ所の埋蔵文化財包蔵地が把握されています。また近年では、開発事業に先立ち灰ヶ峰砲台跡の発掘調査が実施されました。

第4章 文化財に関する調査、取組

1 計画作成に係る調査

(1) 文化財の既往調査の整理

文化財に関する主な調査の一覧を下記にまとめます。

市史編纂事業による総合的な調査

文献名	編集/発行	発行年月日
呉市史 1～8巻	呉市史編さん委員会/呉市役所	S31.3・S34.5・S39.12・ S51.3・S62.3・S63.3・ H5.3・H7.3
呉市史 資料編		
下蒲刈町史 資料編		
下蒲刈町史 民俗編	下蒲刈町史編纂委員会・呉市史編さん委員会/呉市役所	H17.3
下蒲刈町史 図説通史編		
下蒲刈町史 自然編		
川尻町誌 自然編	川尻町・川尻町教区委員会/川尻町	H16.2
川尻町誌 民俗編	川尻町史編さん委員会・呉市史編さん委員会/呉市役所	H17.2
川尻町誌 資料編	川尻町史編さん委員会・呉市史編さん委員会/呉市役所	H19.3
川尻町誌 通史編	川尻町史編さん委員会・呉市史編さん委員会/呉市役所	H20.3
倉橋町史 資料編 1・2・3	倉橋町	H4.3・H3.4・H9.3
倉橋町史 海と人々の暮らし	倉橋町	H12.3
倉橋町史 通史編	倉橋町	H13.3
倉橋の建築	倉橋町	S64.1
倉橋の奉納額と石造物	倉橋町	H2.3
倉橋多賀谷氏と丸子山城跡	丸子山城跡調査団/倉橋町	S61.3
安浦町史 地誌・民俗編	安浦町史編さん委員会/安浦町	H12.3
安浦町史 通史編		H16.3
蒲刈町誌 民俗編		H7.8
蒲刈町誌 自然編	蒲刈町誌編集委員会・蒲刈町教育委員会/蒲刈町	H10.1
蒲刈町誌 通史編		H12.1
豊町史 資料編	豊町教育委員会	H5.3
豊町史 本文編	豊町教育委員会	H12.3
豊浜町史 資料編	豊浜町史編さん委員会・呉市史編さん委員会/呉市役所	H25.3
豊浜町史 通史編	豊浜町史編さん委員会・呉市史編さん委員会/呉市役所	H27.3
音戸町誌	音戸町誌編纂検討委員会/音戸町	H17.3
呉 戦災と復興－旧軍港市転換法から平和産業軍港都市へ－	呉市	
呉市制 100周年記念版 呉の歩み	呉市	H14.3
呉の歩み II－増補改訂版	呉市	H18.10

文化財類型ごとの調査

類型	文献名	編集／発行	発行年月日
有形文化財	広島県の民家（広島県民家緊急調査報告書）	広島県教育委員会	
	広島県の近世社寺建築	広島県教育委員会	S57.3
	広島県の近代化遺産：広島県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	広島県教育委員会	H10.3
	近代遺跡調査報告書－交通・運輸・通信業－		
	街のいろはレンガ色	呉レンガ建造物研究会	H12.6
	広島県重要文化財呉鎮守府司令長官官舎修繕工事報告書		
	呉市指定有形文化財 旧澤原家住宅調査報告書		
	呉市指定有形文化財（建造物）旧金子家住宅離れ棟及び伝統的建造物台所等修理工事報告書		
無形文化財	広島県の諸職：広島県諸職関係民俗文化財調査報告書	広島県教育委員会	H6.3
	広島県民俗地図：広島県緊急民俗文化財分布調査報告書		
民俗文化財	広島県の民俗芸能		
	広島県の民謡：広島県民謡緊急調査報告書	広島県教育委員会	H1.3
	呉市の神楽	中松一夫／仁方文化財協会	S36.10
	呉及び其の近郊の史実と伝説		
記念物	広島県遺跡地図	広島県文化財協会／広島県教育委員会	H58.5
	広島県中世城館遺跡総合調査報告書 第2集	広島県教育委員会	H6
	呉市の古代 中世遺跡分布		
	灰ヶ峰砲台跡（呉市教育委員会発掘調査報告書第1集）		
	呉市の生物		
	レッドデータブックくれ	ひろしま自然の会／くれ環境市民の会	H30.3
	広島県呉市植物誌	太刀掛優	H11.8
	広島県の巨樹	滝口進	H9.12
	呉市の地質		
	呉地域の地質 地域地質研究報告（5万分の1）図幅		
	呉の地質と岩石	寺岡明文	H8.4
呉市の盃状穴			
伝統的建造物群	広島県豊田郡豊町御手洗地区保存再開発調査報告書		
その他	広島県神社誌	広島県神社誌編纂委員会／広島県神社庁	H6.8
	広島県方言緊急調査報告書		
	呉市の火災と水災の記録	呉市消防局／呉市防災協会	S52.6
	呉市の42年災害	広島県	S50.3
	広島県砂防災害史	広島県	

(2) 市民等を対象とした調査

① アンケート

市内の各地区で活動されている方々を対象として、市民意識の把握、活動実態の把握、地域のお宝発掘を目的として、アンケート調査を実施しました。

実施時期：令和4年2月1日～18日

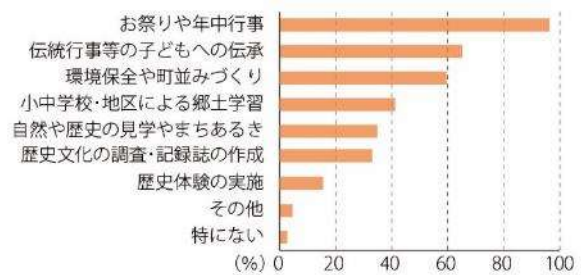
実施方法：呉市地域協働課及び各市民センターへ依頼し、まちづくり委員会・協議会等より対象者を抽出（28地区、各地区5名）

回答数・配布数：112件・140件

[結果の概要]

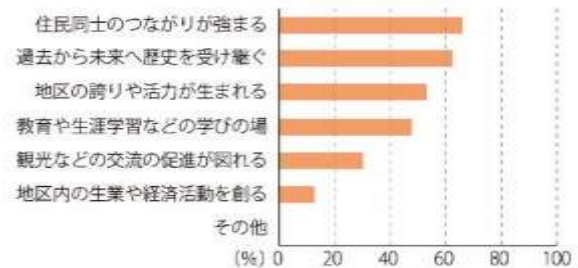
○地域で行っている歴史文化の取組

最も多いのがお祭り・年中行事で、次いで伝統行事等の伝承、環境保全・町並みづくりでした。地区にとって身近な歴史文化ということができます。一方で、回答は少ないですが、まちあるき・歴史体験、調査・記録誌作成を行っている地区もあり、継続していけるような環境づくりに取り組む必要があります。



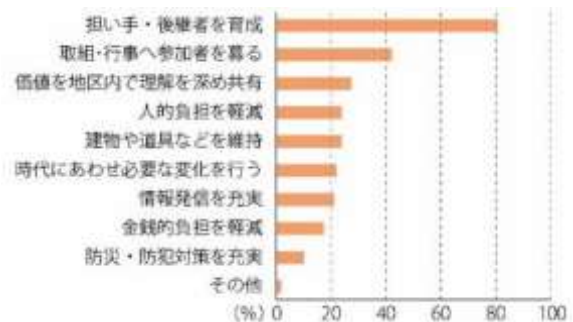
○歴史文化が地域へもたらす効果

住民同士のつながり、歴史の継承、地区の誇り・活力が約半数以上の回答がありました。地区のコミュニティづくりへの効果が大きく意識されています。一方で、生業・経済活動の効果は回答が低いですが、今後、活用を図っていくためには重要な視点です。



○地域で取り組むにあたっての課題

担い手・後継者が最も多くなっています。人材育成について、地区だけでなく、市全域で取り組んでいく必要があります。



○今後、力を入れるべき取組

観光、情報発信、学び・教育、災害、地域活動など、様々な項目に回答が分散しています。多様な分野での取組を検討していく必要があります。



②ワークショップの開催

市内の身近な文化財に対する理解を深めるとともに、保存・活用に関する多様な意見やアイデアを計画に反映することを目的に、参加者公募によるワークショップを実施しました。なお、ワークショップの実施にあたっては、それぞれ関連する地域の団体等の協力のもと企画・運営を行いました。

ワークショップ開催一覧

テーマ	日時 会場	内容	講師 連携団体	参加者
日本遺産を巡る 北前船編 御手洗 地区	令和4年 3月5日 大和ミュージ アム	ボランティアガイドによる案内でまち歩 きを行い、その後、グループごとにまち歩 きを楽しむ場所やキーワードを集めて、 地図を作製した。	重伝建を考える会	16人
日本遺産を巡る 鎮守府編 アレイ からすこじま	3月12日 大和ミュージ アム	グループでまち歩きを行った後、新たな 発見を共有し、点在する遺構をPRするた めのアイデアについて意見交換を行っ た。	学芸課	28人
まちづくり×学生	6月18日 大和ミュージ アム	高校生を対象に実施。南川智子氏、福崎陸 央氏、福島大悟氏による活動事例紹介の 後、グループにわかれて、参加者がそれぞ れ考える・実践している活動について意 見交換。	ぐるぐる海友舎プ ロジェクト理事 長・南川智子氏 まめな・学育プロ ジェクト担当・福 崎陸央氏、福島大 悟氏	13人
考古学チャレンジ 教室	7月24日・28 日 野外活動セン ター	土器作り・勾玉作り・火起こし体験など、 古代の文化の体験を通じて関心を高め、 今後どのような取組が求められるのか意 見を聴取した。	広島県立歴史民俗 資料館	59人
自然とふれあう昆 虫観察会「夏の森 で昆虫を探そう」	7月30日 灰ヶ峰公園	ひろしま自然の会の引率による観察会お よび採取した昆虫についての解説の後、 保護者と自然に関する学びについてなど について意見交換。	ひろしま自然の会	9人
まちづくり×祭り	10月2日 呉市立美術館 別館	入船山秋祭りに併せて実施。呉市観光未 来塾塾長・丁野朗氏およびヤブ女代表・久 米ゆき氏による祭礼やヤブの解説の後、 ヤブをモチーフにしたポストカードづく り、ヤブについての意見交換を行った。	丁野朗氏 ヤブ女	16人

写真で切り取る地域の魅力 in 音戸町	10月29日 法専寺	地元の方と一緒にまち歩きを行い、「魅力的な場所」を撮影し、その場所や風景について、グループで共有し、地図に落として、意見交換を行った。	音戸町地域おこし協力隊・久保田義明氏ほか	4人
写真で切り取る地域の魅力 in 倉橋町	10月30日 シーサイド桂ヶ浜荘	地元の方と一緒にまち歩きを行い、「魅力的な場所」を撮影し、その場所や風景について、グループで共有し、地図に落として、意見交換を行った。	倉橋町地域おこし協力隊・前中詩織氏ほか	6人
写真で切り取る地域の魅力 in 下蒲刈	11月23日 弘願寺	ボランティアガイドによる案内でまち歩きを行いながら、「魅力的な場所」を撮影し、その場所や風景について、グループで共有し、地図に落として、意見交換を行った。	下蒲刈町地域おこし協力隊・鶴田和人氏 下蒲刈観光ガイドの会	12人

③ヒアリング調査

市内では、市民や企業、専門家による多様な取組が行われています。文化財に関連して多様な分野で活動している団体や事業者等を対象として、現状の取組内容や課題等についてヒアリングを行いました。ヒアリングは○団体・事業者に実施しました。対象とした団体を下記にまとめます。なお、団体の一覧は資料編に記載しています。

団体等	概要
有形の指定等文化財所有者・管理者	市や、団体、企業、市民など多様な主体
無形の指定等文化財所有者	自治会等の組織と連携して保存会が組織化
教育機関（小・中学校、高等教育機関）	それぞれの地区の地域性を活かし、地域団体等との協働により学びのプログラムをつくっている教育機関
市民団体支援組織	文化財等の地域資源を発掘し、情報発信等を都として、市民活動支援する組織
郷土史等の歴史研究団体	地区の歴史を調査・研究・情報発信
市民団体・ボランティア団体	観光、自然、などテーマに、ボランティアガイドやイベント等を実施
地域団体、地域おこし協力隊	まちづくり協議会等と連携し、文化財等を活かした地域の取組。各地区では地域おこし協力隊が活動。
施設運営者	施設の運営を通して、地区の文化財等に関わる。イベント等の取組も実施
専門家・学識者	文化財保存活用地域計画協議会や文化財保護委員会等の委員として呉市に関わる各分野の専門家

2 未指定文化財を含めた文化財の現状と課題

3 調査・取組に関する現状と課題

(1) 文化財に関する調査の現状

■用語の整理

把握調査：文化財の所在について、悉皆的に把握するための調査

詳細調査：既に把握されている文化財を対象に、その詳細の内容を調査し、文化財としての価値を明らかにするための調査

現況調査：既に把握調査や詳細調査が行われた文化財について、毀損や保存環境などの現状を確認する調査

①総合的な把握調査

旧市町ごとに、市史、町史がまとめられ、作成の際に総合的な把握調査が行われています。ただし、内容や調査方法等は旧市・町によって異なり、文化財や歴史文化の把握状況は地域差がみられます。

現在の市域を総合するような歴史文化の把握に関しては、呉市制 100 周年を記念して、「呉の歩み」がまとめられています。また、現在、文化振興課市史編さんグループにより新たな市史の作成作業が進められていますが、引き続き、市域全体で市史の編纂を進めていく必要があります。

また、「呉の魅力・お宝 90 選」として、市民から寄せられた多くの地域のお宝から、全 5 巻、5 つのテーマで 90 件が選定され紹介されています。

②類型ごとの調査

分類	種別	中央	宮原	吉浦	警固	阿賀	広	仁方	天応	昭和	郷原	下蒲	川尻	音戸	倉橋	蒲刈	安浦	豊浜	豊
有形文化財	建造物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	◎	◎	—	◎	◎	◎	—	△
	美術工芸品	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	◎	△	—	◎	◎	◎	—	△
無形文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	◎	◎	△	—	◎	◎	◎	△
民俗文化財	有形民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	△
	無形民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	△
記念物	遺跡（史跡）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	◎	△	△	◎	◎	◎	○	△
	名勝地（名勝）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	◎	△	—	◎	◎	◎	—	△
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△
文化的景観		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝統的建造物群		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
埋蔵文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	◎	○	◎	○	△

（凡例）◎：十分な調査ができている（文化財の詳細な内容が分かる）

○：概ね調査ができている（文化財の概要が分かる）

△：さらに調査が必要（文化財の名称や位置等が把握できる）

—：未調査

（i）有形文化財

建造物

広島県により、民家、近世社寺建築、近代化遺産（建造物）について、県域での把握調査が行われています。ただし、これらの把握調査は、実施時期が古く、現況調査による内容の更新が必要です。また、これら調査で把握されている他にも、旧海軍に由来する民間企業で継続して使用されている建造物や、将校住宅などが所在しています。加えて、歴史的な町家や農家住宅も確認されています。旧倉橋町では、建物や石造物についての把握調査が行われており、同様に、それぞれの地域単位で丁寧な把握調査が必要です。

レンガ造りの建造物については、「街のいろはレンガ色」で把握調査が行われています。ただし、消滅している建造物も多くあり、現況調査を踏まえた更新が必要です。

詳細調査については、旧澤原家住宅等において指定文化財の修理に際して実施されています。

民間企業や個人が所有し、消滅が危惧される建造物については、早急な詳細調査や記録が必要です。また、今後、登録や指定の候補となる建造物は詳細調査が必要です。

美術工芸品

美術工芸品に関する把握調査は行われていません。寺社や個人の所蔵している美術工芸品について把握調査が必要です。

(ii) 無形文化財

広島県により諸職に関する県域での把握調査が行われていますが、実施時期が古く、現況調査が必要です。加えて、伝統食やなど、幅広い無形文化財に対する把握調査が必要です。

(iii) 民俗文化財

広島県により把握調査が行われていますが、実施時期が古く、現況調査が必要です。また、これまで調査された民俗文化財以外にも、ヤブなど各地で特徴的な祭礼等が行われていますが、調査や記録等はありません。担い手の減少等により変化も見られ、個別に詳細調査や記録が必要です。

また、有形文化財について、農具、漁具、民具など、地区の施設で保管・展示されているものもありますが、体系的な整理も必要です。

(iv) 記念物

遺跡（史跡）

呉湾周辺には、海軍に関連する遺構も多く所在しており、把握調査及び特徴的な遺構については詳細調査が必要です。また、海底から引き揚げられる文化財も見られ、水中文化財などの新たな分野の文化財調査についても取扱いを検討していく必要があります。

名勝地（名勝）

名勝地に関する調査は行われておらず、庭園や景勝地などについて、把握調査が必要です。

動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

絶滅のおそれのある動植物については、くれ環境市民の会が「レッドデータブックくれ」にまとめ、現況調査も継続して行っています。また、植物に関しては、「広島県呉市植物誌」に詳細にまとめられています。地質鉱物に関しては、「呉の地質と岩石」にまとめられています。

(v) 文化的景観

両城の階段住宅に代表される斜面に形成された特徴的な市街地、島しょ部における漁業や農業の生業が作り出す景観、現在も採掘が行われている石切場など、市内には文化的景観がありますが、調査は行われていません。地域の歴史や文化に密接に結びつく景観の把握調査が必要です。

(vi) 伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区である御手洗地区については町並み調査が行われ、保存・活用が図られていますが、島しょ部を中心として歴史的な町並みが残るその他の地区については調査が行われておらず、現状を把握できていないため、今後町並みや歴史的建造物の把握調査が必要です。

(vii) 埋蔵文化財

広島県遺跡地図では、昭和〇年に行われた把握調査によって 241 ヲ所の埋蔵文化財包蔵地が周知されていますが、実施時期が古く、開発により失われたものも多くあることが想定されるため、改めて把握調査を実施する必要があります。

また開発に伴う事前確認調査によって新たな埋蔵文化財包蔵地が随時確認されており、開発により破壊される場合は、発掘調査を実施し、詳細な記録を作成することとしております。

(2) 文化財に関連する施設

呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）は、市外からも多くを集客する観光施設ともなっており、また、学芸課・学芸員による講演会は好評を博し、市民等多くの参加があります。ボランティアガイドも多く活動しています。市内の小学生も社会科見学で訪れています。歴史民俗資料館（近世文書館）、郷土館は、呉市の歴史全般を紹介する施設であり、入船山公園内にあり、同じく公園内にある入船山記念館（旧呉鎮守府司令長官官舎）とあわせて、来訪者が訪れる施設となっています。

ただし、いずれの施設も近世の鎮守府に関連する展示等に重きが置かれており、考古資料等に関する展示は十分ではなく、また、収蔵スペースも不足しているという課題も有しています。

それぞれの地区には、地区の歴史文化や民俗資料を紹介する施設があります。指定管理により地域団体が運営を担うなど、いずれの施設も地域性を活かした運営が行われています。

名称	所在地	施設概要	運営主体
倉橋歴史民俗資料館	倉橋町字前宮の浦	倉橋島の歴史資料の収集・保存・公開を目指して、1983（昭和58）年に開館。ナウマンゾウなどの化石や古代から近世までの土器などの考古資料とともに、長門島と万葉コーナーや、農業と石材業など島の産業資料や生活・民芸・文芸関係の資料を展示している。	呉市文化振興課
長門の造船歴史館	倉橋町字先前宮の浦川東	1992（平成4）年に開館。古代から現代までの木造船模型をはじめ、造船と海運業に関する資料などが数多く展示されている。館の中央には、1989（平成元）年に、1、200年以上前の姿に復元された遣唐使船が展示され、船内を見学することができる。	呉市文化振興課
安浦歴史民俗資料館（南薫造記念館）	安浦町海南	南薫造画伯の生家とアトリエを改修し、特別展示室を設置し、1985（昭和60）年に開館。南薫造の作品だけでなく、使用した画材や愛用の品々なども展示されている。母屋は江戸時代後期の建築と推定されている。昔の農具や民具も展示されており、当時の暮らしぶりをうかがい知ることができる。	呉市文化振興課
松濤園	下蒲刈町下島	館内には、朝鮮通信使関連を紹介する「朝鮮通信使資料館御馳走一番館」など4つの資料館がある。それぞれの建物は日本各地から移築、または復元した日本家屋を活用している。	公益財団法人蘭島文化振興財団
呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）	宝町	軍港、海軍工廠のまちとして栄え、戦後はタンカーを数多く建造する明治以降の「呉の歴史」と造船・製鋼を始めとした各種の「科学技術」を紹介する博物館。零式艦上戦闘機六二型などの貴重な実物資料の他、船を中心とした科学技術の原理を体験・体感を通して紹介する展示室がある。	呉市海事歴史科学館学芸課
歴史民俗資料館（近世文書館）、郷土館	幸町	入船山公園内にある。呉市歴史民俗資料館では、呉市に関する歴史的資料や古い芸備日日新聞、旧海軍関係の資料など幅広い分野の資料を集めている。郷土館は、海軍関係の資料を収集・展示している。	呉市海事歴史科学館学芸課
おんど観光文化会館うずしお	音戸町鰯浜	おんど観光文化会館「うずしお」には、「清盛祭」を紹介するフロアがあり、歴史資料や大名行列の道具・衣装、動く大名行列の模型を展示している。	呉市観光振興課
かまがり古代製塩遺跡復元展示館		古代土器製塩遺跡を発掘したままの状態で見学できるように復元した展示館。敷石炉で、炉の大きさは110cm×180cm、中には20cm前後で厚さ5cmくらいの角の丸い平石が敷かれていたと考えられている。石はところどころに残っており、赤く焼け、表面が剥離した跡がある。	呉市観光振興課

みかんメッセージ館	豊町大町	豊町におけるみかんづくりの歴史及び先人達がみかんに込めた情熱や努力を紹介している。館内には、豊町で栽培されている主な柑橘8種類の実物大レプリカや「耕して天に至る」といわれるほど、山頂までみかん畑が広がっていた昭和40年頃の大長地区を再現したジオラマ模型などを展示している。	呉市 観光振興課
あび資料展示室	豊浜町大字豊島	豊浜の伝統漁法「アビ漁」を紹介する施設として、豊島まちづくりセンター1階に平成29年に開館。アビ漁に関する漁具や木造漁船等の資料、写真を展示している。	呉市 豊島市民センター
てつのくじら館（会場自衛隊呉史料館）	宝町	日本で唯一、実物の潜水艦を陸上展示する史料館。艦内の公開ほか、海上自衛隊の歴史や掃海艇の活躍なども紹介している	海上自衛隊
海上保安資料館	若葉町	昭和55年(1980年)海上保安大学校敷地内に建設。館内には、既に現役を引退した巡視船艇、飛行機及びヘリコプターなどの写真、現在も使用されているヘリコプター搭載型巡視船などの模型、海上保安庁の業務を紹介する写真パネル・模型など約1,000点近い展示物が並んでいる。	海上保安大学校

（３）小中学校における教育

呉市の歴史について「呉の歴史絵本」としてわかりやすくまとめ、市内の各小学生に配布し、活用されています。

それぞれの小中学校では、「ふるさと文化探訪事業」として御手洗地区や三之瀬地区、大和ミュージアムや入船山記念館の見学をとおして、歴史文化に触れるプログラムを実施しているほか、社会科・総合的な学習で、学校独自に文化振興課と連携した出前講座や地域住民と連携した郷土学習などの取組を行っています。

原小学校では、呉高等専門学校の生徒と協働で地区の魅力を紹介する雑誌（「AGAZINE」）づくり、倉橋中学校では中学生ガイドの育成などが実施されています。また、原小学校、川尻小学校には、民具等を収集、展示する資料館があり、学校教育で活用されています。

今後は、教材や出前講座等の制度を整え、文化財や歴史文化に関する学びの機会を広げていくことも課題となります。

（４）高等教育機関の教育・活動

呉工業高等専門学校は、呉市と包括連携協定を締結し、市内の歴史文化に関連する活動や研究を行っています。地域や歴史に関して、学生主体でテーマを設定して活動を行うインキュベーションワークと呼ばれる教育プログラムを行っているほか、両城のまちづくりや地下壕の記録など、教員も参加した教育・研究活動を行っています。今後、具体的なテーマで連携を深め活動を促進していくことで、地域への成果を還元することが期待されます。

高等教育機関による活動は、提案なども行われており、保存・活用の担い手としても期待される。

（５）地域団体の活動

市内では、所有者だけでなく様々な分野の団体が文化財の保存・活用に関連する活動を行っています。文化財に関する調査や研究を行う郷土史研究会、各地区の歴史文化や施設の展示資料を

紹介する観光ガイドや文化財の持つ価値を活かしたイベントやまち歩きの実施、地域活性化の取組、世代間の交流の場づくり、学びの場づくりなど、地域の多様性や分野に応じて文化財に関わる様々な活動が行われています。また、地区の地域おこし協力隊も、地区の魅力として着目し、多様な情報発信やツアーや体験などの活用の取組を行っています。

本計画作成にあたって実施したワークショップは、各地区の団体や個人の協力を得て実施しました。計画作成後の取組の担い手として、地域の特性やテーマに基づいた魅力的な取組を主体的に行っていくことが期待されます。また、団体間のネットワークづくりにより、情報交換や活動の連携を促進することで、それぞれの活動の継続を支え、活動の広がりを促進していくことが求められます。

(6) 市民参加による取組「くれ文化遺産コンシェルジュ」

呉市で実施した「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を受講し、文化財や日本遺産等に関する専門知識を有する修了生を「くれ文化遺産コンシェルジュ」として認定しています。コンシェルジュは現在約70名が登録されており、市内の文化財の保存・活用の担い手となることを目指して、活動を行っています。

具体的には、文化財に関する講座のほか、町並み調査や歴史的建造物に係る見学会の実施、文化財の継承活動にも積極的に参加しています。

開催日	内容	参加者
令和3年 7月17日	ガイドダンス 講座「総合調査により明らかになる地域の魅力」	
10月30日	講座「海軍関連遺構からみた総合調査の視点」 「社会全体で地域の文化を継承する仕組みづくり」	
11月13日	講座「古絵図等歴史資料からみた総合調査の視点」 「建築物・住環境等からみた総合調査の視点」	
11月27日	講座「楽しみの中に発見と学びを！～みよし風土記の丘ミュージアムの教育普及活動」 「くれ文化遺産コンシェルジュによる総合調査の実施について」	
12月4日	現地研修「市史跡『二河（上・下）井出』」	
12月18日	現地研修「両城地区における文化財調査」	
令和4年 6月18日	活動紹介「ぐるぐる海友舎プロジェクト」 グループワーク「コンシェルジュとして取り組みたい活動」	
8月21日	「くらはし観光ボランティアの会」との意見交換	
9月3日	「海友舎」の見学会、「NPO 法人ぐるぐる海友舎プロジェクト」との意見交換	
9月19日	「くらはし観光ボランティアの会」と連携した亀ヶ首発射場跡の展示パネル作成	
9月28日	広島県史跡「石泉文庫及塾・僧叡之墓」の蔵書虫干し	

(7) 民間事業者等による取組

旧呉鎮守府や旧呉海軍工廠に関する歴史的建造物など、民間事業者等が所有している文化財も多くあります。旧呉海軍工廠造船部造船船渠を所有する JMU では、一般見学者の受け入れや、工場内の一部を一般開放する呉事業所祭りなどを実施しています（現在は休止中）。また、アーキウォーク広島（主催：ひろしまたてものがたりフェスタ実行委員会）では、日本遺産の取組と連携して、旧海軍由来の建物の特別公開を行っています。

文化財の保存・活用が所有者である民間事業者の企業のアピールにつながる取組を進め、保存・活用に対する理解を求めていくことが必要です。

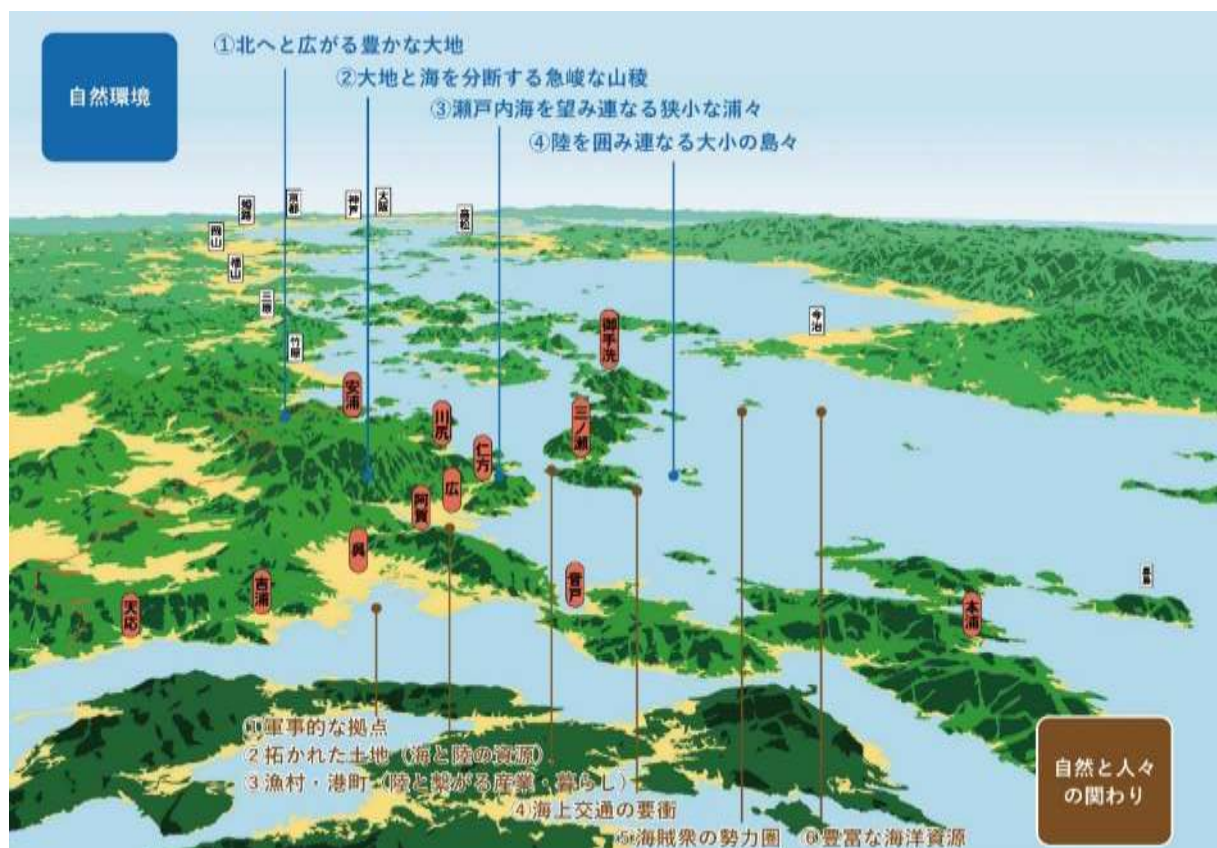
第5章 歴史文化の特徴と関連文化財群

2 呉市の歴史文化の特徴

呉市は、陸地部と島しょ部からなり、瀬戸内海に臨み、平坦地は少なく、山地がせまり、大小の河川が流れるなど、険しくも非常に豊かな自然環境を有しています。長い歴史の中で、海、島、山などの特徴的な自然環境を土壌として多様な地域性を活かした暮らしや生業が築かれ、それらに結びつく信仰や祭礼として多様な民俗文化が育まれてきました。

呉市において、自然環境と人々の関わりを見たときに、瀬戸内海に大きな特徴があります。瀬戸内海は、古代より国内外をつなぐ航路であり、争乱の舞台としての歴史も有しています。海に面して、船の往来とともに港町や集落が形成され、造船等の産業も発展しました。明治時代には鎮守府の開庁とともに、軍港や呉海軍工廠が設置され、その技術は現在の産業へと引き継がれており、海と関わりながら発展してきた歴史を見ることができます。

呉市の自然環境および、自然環境の中でもとりわけ瀬戸内海と人々の関わりに着目し、歴史文化の特徴を以下に整理します。



歴史文化の特徴1 歴史文化を育む険しく豊かな自然

呉市は、陸地部においては、海岸線に迫るように山々が連なり、市域の北へと広がる大地が形成されています。大地と海の間には、急峻な山稜が形成され、黒瀬川などの河川が大地と海をつなぎ、小規模な沖積平野に市街地が形成されています。瀬戸内海に面して、陸地部には狭小な浦が連続して形成され、瀬戸内海には大小の島々が陸を囲むように連なっています。

豊かな自然環境により、各地区で特徴ある植生や生態系が形成され、地形や表出する地層や風光明媚な景観には、険しく豊かな自然が育んだ歴史文化を見ることができます。

歴史文化の特徴2 海とともにある暮らし

～海を「恵み」と捉え、狭小な浦々を「生活の場」として形成された呉～

市域では、瀬戸内海の豊富な海洋資源を活かし、先史時代より生活の場が形成されてきました。島しょ部や狭小な浦々では、海に面して集落や古墳が形成され、漁村が点在していましたが、近世以降、新開等の埋め立てにより暮らしの場を広げ、より豊かな資源を獲得していきます。自然の恵みを活かした人々の暮らしから、自然と共生する生活文化や自然の恵みに祈りを捧げる信仰や祭礼などの民俗文化が築かれてきました。

海の恵みを活かした暮らしの場やそこで育まれた民俗文化からは、海とともにある暮らしの歴史文化を見ることができます。

歴史文化の特徴3 瀬戸内海航路の結節点

～海を「道」と捉え、連なる島々を中心に「結節点」として形成された呉～

市域は、古代から瀬戸内海の航路で、往来がありました。音戸の瀬戸は海上交通の要衝として開削され、島々には港町が栄え、時代を通して多くの人々が訪れました。港町には、外部より様々な生活文化が持ち込まれ、町並みや歴史文化が形成されていきました。また、航海安全の祈りが捧げられるとともに、造船などの関連する産業が発達し、現在までその技術が伝えられています。

航路や港町、船の行き交う瀬戸内海の景観からは、瀬戸内海航路の結節点としての歴史文化を見ることができます。

歴史文化の特徴4 海上の軍事拠点

～海を「戦場」と捉え、海と山が織りなす地形を「軍事拠点」として形成された呉～

航路が活性化していくなかで、水軍が権力を持つようになり、中世には、海賊衆が活躍し、海に面して、地形を生かして築城され、軍事拠点となります。良港だった呉湾は呉鎮守府が設置され、海軍のまちとして発展していきます。そこから、現在の産業港湾都市の基盤を形成し、現在までつながります。

海賊衆の、そして呉鎮守府の設置がもたらした都市の形成と発展からは、海上の軍事拠点としての歴史文化を見ることができます。

2 歴史文化の特徴と関連文化財群の設定

呉市の歴史文化の特徴を活かしたテーマや区域を設定することで、市全域への取組をより具体化するともに、4つの基本方針を一体的かつ総合的に実施します。

市内に存在する多様で膨大な文化財について、文化財群としてテーマ（関連文化財群のタイトル）およびストーリー（関連文化財群を説明する複数のトピック）を設定することで、市内の文化財を文化財群として関係性を明確にし、価値付けを行い、一体的・総合的な文化財の保存・活用を進めます。

また分布状況を地図上に落とし込むことで、地理的特性をわかりやすく表現します。さらに、取組の中心となる活動や拠点施設を整理します。



3 関連文化財群と地区の対応

歴史文化の特徴	歴史文化を育む険しく豊かな自然	海と共にある暮らし		
関連文化財群	海と島と山が織りなす絶景	海の恵みを求め根付いた原始の営み	山野河海を拓き獲得してきた大地の恵み	海や山に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし
1 中央地区	二河峡、灰ヶ峰		長ノ木街道、大新開、岩方沖新開等の新開、二河上・下井手	やぶ、亀山神社例大祭、八咫鳥神社例大祭、呉市戦没者慰霊祭、華魂祭、源宗坊
2 宮原地区	休山		長渠の碑	
3 吉浦地区	鳴滝、鉢巻山、魚見山、烏帽子岩、吉浦八幡神社の社叢	本町貝塚、本町遺跡、中ノ島遺跡、三ツ石遺跡、池浜古墳	西新開、東新開等の新開	吉浦八幡神社例大祭（かに祭り）
4 警固屋地区			音戸の瀬戸開削	宇佐神社例大祭
5 阿賀地区	かが松、装束浜、灰ヶ峰、休山、大空山、冠崎マモト、神田神社社叢、阿賀のサルスベリ	情島旧石器時代遺跡、情島火の釜古墳群	小倉新開、豊栄新開等の新開開発	阿賀の漕船祭、神田神社例大祭
6 広地区	二級滝、白糸滝、颯穴、野呂山、白糸の滝の溶結凝灰岩、広青年教育センター蘇鉄、広小坪の褶曲と断層	芦冠遺跡	黒瀬街道、町田新開、古新開等の新開開発、野呂山開拓、水力発電、大新開、津久茂新開等の新開開発、岩樋水門	初崎神社例大祭、大歳神社例大祭、船津神社例大祭、善通寺手水鉢、真光寺梵鐘、真光寺橋、小坪神楽、入江神社例大祭
7 仁方地区	八岩華神社のクスノキ、磯神社のウバメガシの群叢、ボラ網		仁方塩田	仁方の権踊り、磯神社の舟形石の手水鉢、八岩華神社の奉納相撲
8 天応地区	深山の滝（姫摺滝）、烏帽子岩、田中八幡神社の社叢、フジノキ、天応山		天崎新開等の新開開発、新井手	田中八幡神社例大祭
9 昭和地区	深山の滝（姫摺滝）、灰ヶ峰、八畳岩、焼山アルプス、高尾神社のフジノキ	泉遺跡、仲間原遺跡、貝吹原遺跡、神山遺跡、戸石山遺跡、小菅遺跡、平小菅遺跡	長ノ木街道	やぶ、多賀雄神社例大祭、高尾神社例大祭、轡祭、向日原神社
10 郷原地区	銭神石、郷原のブチサシヨウウオ、郷原町のエノキ、新堂平神社の社叢、シイノキ	郷原遺跡、郷原保育園遺跡	黒瀬街道	新堂平神社例大祭、奴踊り
11 下蒲刈地区				朝鮮通信使再現行列、十七夜祭、森之奥巖島神社例大祭
12 川尻地区	野呂山、野呂山の岩海、楠の大木、川尻の蘇鉄、餅喰潮	柏島西の浜遺跡	野呂山開拓	堀越祇園社祇園祭、大歳神社、新宮神社
13 音戸地区	音戸の瀬戸	桐の木古墳	音戸の瀬戸開削	音戸清盛祭、伝清盛塚、音戸の舟唄、八幡山神社例大祭
14 倉橋地区	火山、万葉集遺跡長門島松原	海底出土動物骨化石、トロブ遺跡、岩屋古墳、亀ヶ首遺跡、枝銭	鹿島の開墾と段々畑	くらはし遺唐使船まつり、桂濱神社例祭、室尾新宮社大祭、八剣神社例大祭
15 蒲刈地区	桂の滝、七国見山	大巻平遺跡、沖浦遺跡、峠古墳		日高神社例祭、春日神社秋の大祭、大浦薬師堂の平安仏
16 安浦地区	野呂山、野呂川、三津口湾、黒地の浜地層（紅柱石）、朶平神社の山桃、亀山八幡神社の社叢	日之浦貝塚、妙見貝塚、金箱貝塚、稚児の明神	野呂山開拓、水洞式棚田、内平の猪鹿垣、寄合新開、水尻新開等の新開開発、熊野跡往還道、実成塩田	柏島神社例大祭、神山神社例大祭、弘法寺柴燈護摩供火渡り、森神社例大祭
17 豊浜地区	アビ渡来群游海面、アビ漁、豊浜のホルトノキ群叢、大岐神社のムク	黄幡山古墳群、長砂古墳		弓射り祭り、室原神社例大祭、胡神社祭
18 豊地区		三角島第一、第二古墳		初祭百手神事（大長弓祭り）、大長櫓祭り、御手洗櫓祭り

歴史文化の特徴	瀬戸内海航路の結節点	海上の軍事拠点	
関連文化財群	海の往来とともに栄えた産業と町並み	戦乱の争乱により形成された海賊衆の拠点	鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾
1 中央地区	呉町網座、川原石港	堀城、洗足要害、杉迫城	呉町、呉鎮守府、海軍工廠、下士官兵集会所、灰ヶ峰砲台等、宮原浄水場、平原浄水場旧佐藤鎮雄邸、山内万寿治邸
2 宮原地区	八咫鳥神社（神武東征伝説）		歴史の見える丘、海軍工廠
3 吉浦地区	吉浦港	堀城、茶臼山城（城山）	呉工廠砲弾部火工場機械室吉浦乙廻燃料置場
4 警固屋地区	鍋港	堀城	高鳥砲台、休石砲台鍋棧橋跡
5 阿賀地区	阿賀の漕船祭阿賀櫓、製網、阿賀港	龍王山城	大入魚雷発射試験場、大空山砲台
6 広地区	小坪神楽、入江神社例大祭、長浜		広燃料置場重油槽、広海軍工廠、第11海軍航空廠、吉松山砲台、螺山砲台、防空壕、芸南病院、三木谷医院
7 仁方地区	戸田神楽、大歳神楽、塩田、仁堀航路、川雁木	磯神社	
8 天応地区	天応山（神武東征伝説）	塔ノ丘、天狗城、腹切岩	
9 昭和地区		掃部城、古塁、城平山	本庄水源地、焼山通信所
10 郷原地区		岩山城	海兵団跡
11 下蒲刈地区	十七夜祭、福島雁木、対馬雁木、三ノ瀬、福島雁木、対馬雁木、丸本家住宅	丸屋城	大平山砲台跡
12 川尻地区	柏島西の浜遺跡（製塩土器）	大須和城	
13 音戸地区	音戸の瀬戸開削、音戸の舟唄、音戸清盛祭、若宮さん伝説、伝清盛塚、音戸瀬戸、瀬戸町	瀬戸城、法専寺、御所の裏と泊、梵潮寺五輪塔	大浦崎特殊潜航艇基地（P基地）、早瀬砲台兵舎跡、坪井コンクリート油槽船、三ツ子島
14 倉橋地区	亀ヶ首遺跡（和同開珎枝銭）、遣唐使船建造伝説、万葉集遺跡長門島松原、厳島神社管弦祭御座船、本浦地区近世造船、乾式ドック、倉橋三味線、鹿老渡、本浦、室尾	丸子山城	亀ヶ首発射場、倉橋島燃料置場、大迫Q基地
15 蒲刈地区	宮盛地区神楽、沖浦遺跡（製塩土器）、宮盛、平谷屋の廻船業		
16 安浦地区	造船業柏島神社例大祭 三津口	常広城、大將軍城、長尾山城／内海衆	武智丸、安浦海兵団
17 豊浜地区	室原神社例大祭、胡神社祭家船 小野浦		
18 豊地区	農船、住吉神社、天満宮（菅原道真） 御手洗、大長、大長雁木		重伝建（洋館）

4 関連文化財群

〔関連文化財群①-1〕 海と島と山が織りなす絶景

呉市は、海と山、川の豊かな自然に恵まれ、貴重な植物や生物が各地で見られます。標高 300～800m の山々が連なり、全体で平坦地が少なく、起伏量が大きいため、河川は急流が多く、滝や溪谷が形成されています。島しょ部など一部は自然海浜も残り、砂浜や岩礁が見られます。海域には国天然記念物であるカンムリウミスズメも生息しています。



鳥帽子岩山（天応）

①ストーリー

○呉市を形作る雄大な自然

市域は平坦地が少なく、山が地域を区切り、地区を形成しています。灰ヶ峰（中央）など九嶺に囲まれていることが呉の由来となったという説もあります。野呂山（川尻、安浦）や火山（倉橋）など、信仰の対象であり、地区のシンボルともなっています。7つの国が見えることからその名前が付いたという七国見山（蒲刈）などがあります。

内陸部は、起伏量が多く、急流の河川が山から市街地を通り、瀬戸内海に流れ込んでいます。二河峡（中央）、二級峡（広・郷原）などの溪谷や、深山の滝（昭和・天応）、白糸の滝（広）、桂の滝（蒲刈）などの滝が市街地の近くにあり、激しい流れによる浸食が岩を削り、ダイナミックな景観をつくりだしています。

地質・鉱物に関わる文化財は、呉市の成り立ちを理解するうえでも重要です。広小坪の褶曲と断層（広）は約1億年以上前の地層が現れ、地殻変動を表すものです。黒地の浜地層（安浦）や野呂山岩海（川尻）は中生代白亜紀の火山活動によりできた地層、巨岩礫が現れており、白糸の滝溶結凝灰岩（広）なども火山灰等によりできたものです。



二河峡（中央）



広小坪の褶曲と断層（広）



野呂山の岩海（川尻）

市域には山、川、海の多様な生態系が凝縮されています。内陸の山の溪流付近の湿地には、ブチサンショウウオ（郷原）が生息しています。また、各地区の社叢は、瀬戸内海特有の樹種の古木や大木からなる森林が形成されており、信仰とともに大切に守られています。



大岐神社のムク（豊浜）

○人々の営みによって育まれた景観

瀬戸内海の豊かな自然は、歴史や暮らし、生業とともに、風光明媚な景観として現代に継承されています。桂浜（倉橋）は万葉集に読まれ、音戸の瀬戸は平清盛が開削したという伝説を持ちます。あび渡来群遊海面（豊浜）は、江戸時代よりあび漁が行われ、津口湾（安浦）には中国地方最大といわれるアマモ場が広がり、魚の産卵場所や生息場所となっています。



アビ漁（豊浜）

倉橋地区では、採石場が産業を構成しています。棚田もあります。両城地区に代表される急峻な斜面地に作られた住宅は、呉ならではの景観を形成しています。



納採石場（倉橋）

②構成する文化財

名称	種別	指定等	時代	地区
呉市を形作る雄大な自然				
二河峡				中央
二級峡				広・郷原
白糸の滝				広
野呂山岩海				川尻
広小坪の褶曲と断層				広
白糸の滝の溶結凝灰岩				阿賀
黒地の浜紅柱石				安浦
ブチサンショウウオ				
人々の営みによって育まれた景観				
アビ渡来群遊海面				豊浜
音戸の瀬戸				音戸
桂浜				倉橋
両城の階段住宅				中央
各地の社叢				全域
採石場				倉橋
棚田				安浦



【関連文化財群②-1】 海の恵みを求め根付いた原始の営み

呉市では、情島旧石器時代遺跡の存在から約2万年以上前から人々が暮らしていたことが分かっています。また、多様な地域との交流により獲得したとみられる石材や精神生活の一端を示す板状土偶に見られる縄文文化や島嶼部を中心に点在する古墳や製塩遺跡、海上交通の要衝地における祭祀遺跡など、陸と海の結びつきを示す特徴的な文化財が所在しています。

かつて大陸だった頃から、瀬戸内海が形成され、人々の暮らしが始まる、海から陸へとつながる呉市の成り立ちを現在に伝える文化財群です。

①ストーリー

○瀬戸内海の成り立ちと原始の呉の営み

市域には、かつて大陸だった時代から、瀬戸内海ができて、海に面して人々の暮らしが始まった時代までの遺跡が眠っています。倉橋島周辺では、多数のナウマンゾウ・ニホンカムカシジカなどの化石が海底から引き揚げられています。また、情島（阿賀）では旧石器が発見されています。



海底出土ナウマンゾウ化石（倉橋）



火の窯第1号墳（阿賀）

○海の恵を活かし、海を通じた交流により発展する社会

縄文時代になると、多様な石材を使用した遺跡や板状土偶を伴う遺跡などが確認されており、広域での交流や精神性の高い暮らしが形成されていたことが分かります。

弥生時代以降になると、市域において人々の暮らしは定着し、瀬戸内海の自然をいかした生業が発達しました。

また古墳時代になると特に島嶼部において古墳が形成され、社会性が発達したことが分かります。また蒲刈町の沖浦遺跡や川尻町の柏島西の浜遺跡からは製塩に関する土器や遺構が発見されており、当時の生業の一端を垣間見ることができます。

また、呉市では古代より瀬戸内海の航路が発達し、交流・交易を通して地域が発展したことを示す遺跡が発見されています。トロブ遺跡や亀ヶ首遺跡（ともに倉橋）からは、航海安全を祈り祭祀を行ったと考えられる遺物が出土しています。



柏島西の浜遺跡



沖浦遺跡出土製塩土器（復元）

②構成する文化財

	名称	種別	指定等	地区
瀬戸内海の成り立ちと原始の呉の営み				
	広小坪の褶曲と断層			広
	ナウマンゾウ・ニホンムカシジカ化石			倉橋
	情島旧石器時代遺跡			阿賀
	郷原遺跡			郷原
	芦冠遺跡			広
海の恵を活かし、海を通じた交流により発展する社会				
	沖浦遺跡の製塩土器			蒲刈
	柏島西の浜遺跡			川尻
	各地の貝塚			全域
	各地の古墳			全域
	トロブ遺跡			倉橋
	亀ヶ首遺跡			倉橋



【関連文化財群②-2】 山野河海を拓き望む近世呉の歩み

山と海に囲まれ、平坦の土地の少ない呉市において、現在の呉市域の耕宅地の大半は、江戸時代の新開開発によってほぼ形成されました。同時に、原野を切り開いて農地を作っていました。二河川から水を引き込むための用水路として二河井手が構築され、宮原村では長渠と呼ばれる水路が整備され、農業の安定化が行われています。

山野河海を拓き、暮らしの場を広げ、生業を創り出してきました。開拓の歴史を伝える文化財群です。

①ストーリー

○豊かさを求め拓かれた土地

江戸時代より新開開発が進められ、現在の呉市域の耕宅地が形成されました。広邑新墾碑などの歴史資料が当時の様子を伝えるとともに、雁木などで、海を拓いた歴史を伺うことができます。

山を拓き、農業の場としてきました。江戸時代には、野呂山（川尻、安浦）の開拓が行われ暮らしました。今も石畳の道などの遺構が残っています。平地が少ないため山を開拓し、農地等と利用しています。倉橋町鹿島では江戸時代より石積みにより段々畑が築かれました。棚田や急斜面地のみかん畑など、独自の景観を形成しています。また、採石業も盛んで、現在も倉橋などで採石場や跡地があります。

山に囲まれ、海路が人々の中心でしたが、江戸時代以降、陸の道が整備されました。長ノ木街道は江戸時代に広島に通じる唯一の陸路で、街道沿いには、旧澤原家住宅もあります。黒瀬街道は、広、郷原、黒瀬を結ぶ山肌沿いの道で、明治時代に場所なども通れる道を拓こうと開道したものです。石畳や常夜燈が街道の歴史を現在に伝えています。

○災害と治水・利水事業

耕宅地の拡大に伴う水不足に対して、江戸時代より水道の整備が続けられてきました。二河上井手・下井手は江戸時代に庄山田村の庄屋である熊崎新左衛門らにより作られた水路であり、取入口は二河水源取入口として現在も利用されています。また、宮原村庄屋の青盛為蔵らは、川の増水を防ぎ、水不足に悩む洗足へ余水を流すため、宮原の長渠を掘削しました。長渠の碑が建立されています。大正7年には、海軍施設の拡張に伴う水不足に対処するため本庄水源が整備されました。海軍により整備された水道施設は、現在の呉市水道の基盤となっています。



伝清盛塚（音戸）



鹿島の段々畑（倉橋）



黒瀬街道の常夜燈（郷原）



長渠の碑（中央）

また、多くの土砂災害などの災害を乗り越えてきました。記録は資料として残り、各地に慰霊碑が設置され、災害の歴史を伝えています。



二河（上・下）井手（中央）

②構成する文化財

名称	種別	指定等	地区
豊かさを求め拓かれた土地			
各地の新開			市全域
仁方塩田			仁方
勤農坂・立小路開拓跡			安浦
災害と治水・利水事業			
いなり水			中央
長渠の碑			宮原
二河（上・下）井手			中央
岩樋水門			広
災害碑、災害史			全域



【関連文化財群②-3】 海に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし

平安時代、弘法大師は野呂山で修行を行ったと伝えられます。亀山神社は、創建年代は明らかではありませんが、大宝3（703）年に現在の入船山に鎮座したと伝えられています。

近世以降、市内には、それぞれの地域での暮らしや信仰とともに地域固有の民俗文化が築かれてきました。漁業や農業などの暮らしとともに、山や海の恵みに祈りを捧げる祭りは地域の文化として根付き、各地の神社の祭礼等として現在まで継承されています。音戸の瀬戸を渡る船頭によって唄い継がれてきた音戸の舟唄、神社の例大祭で奉納される神楽や踊り、市内各地で行われているとんどや盆踊りなどの年中行事、多彩な地域性を反映した民俗により彩られます。

往来が盛んな呉市においては、地域外から持ち込まれ、地域に定着した民俗芸能等もあります。地域に根付き、地域性と共存しながら暮らしとともに現在まで継承されてきた文化財群です。

①ストーリー

○海に祈る多彩な信仰

瀬戸内海に面する呉市内においては、海に関連する祭礼行事が多くあります。海上安全を祈願する入江神社明神祭お供舟、阿賀のお漕船、柏島神社例大祭などがあり、吉浦八幡神社例大祭は、小早川水軍に起源を持つ祭礼です。磯神社の舟形石の手水鉢は、船の形をした珍しいもので、船乗りの厚い信仰の表れとすることができます。また、音戸の瀬戸を行き交う船頭たちによって唄われてきた音戸の舟唄などがあります。



阿賀のお漕船（阿賀）



柏島神社例大祭（安浦）



桂濱神社大祭（倉橋）

○地域の暮らしを伝える個性豊かな習俗

起源は明らかになっていませんが、地域に内陸部の多くの祭礼で、神の使いといわれる「ヤブ」が出現します。木彫りの鬼面を被ったヤブが練り歩き、奉納される俵等と激しく揉み合いなどを行います。とんどや盆踊りなどの年中行事は各地で行われています。

瀬戸内海の航路に位置していた呉市では、人々の往来に伴い地域外から取り入れ、定着した祭礼行事等があります。小坪神楽（広）は愛媛県大三島の大山祇神社の神楽より習ったものと言われています。堀越祇園社祇園祭り（川尻）は京都の祇園祭を模したもので、伊勢音頭でダンジリを引く広島県内では珍しい祭礼です。仁方の權踊り（仁方）は明治時代に伊勢方面より持ち込ん

だのが始まりと言われています。また、倉橋島八十八ヶ所巡りなど、四国八十八ヶ所の写し霊場として江戸時代に作られたものも、地域の習俗として伝えられています。

また伝統食や、民具などの暮らしを伝える歴史資料も多く残されています。民具の一部は資料館や小学校に収蔵・展示され、郷土を理解するための資料として活用されています。



貴船（龍王）神社例大祭
（中央）



小坪神楽
（小坪八幡神社例大祭）（安浦）

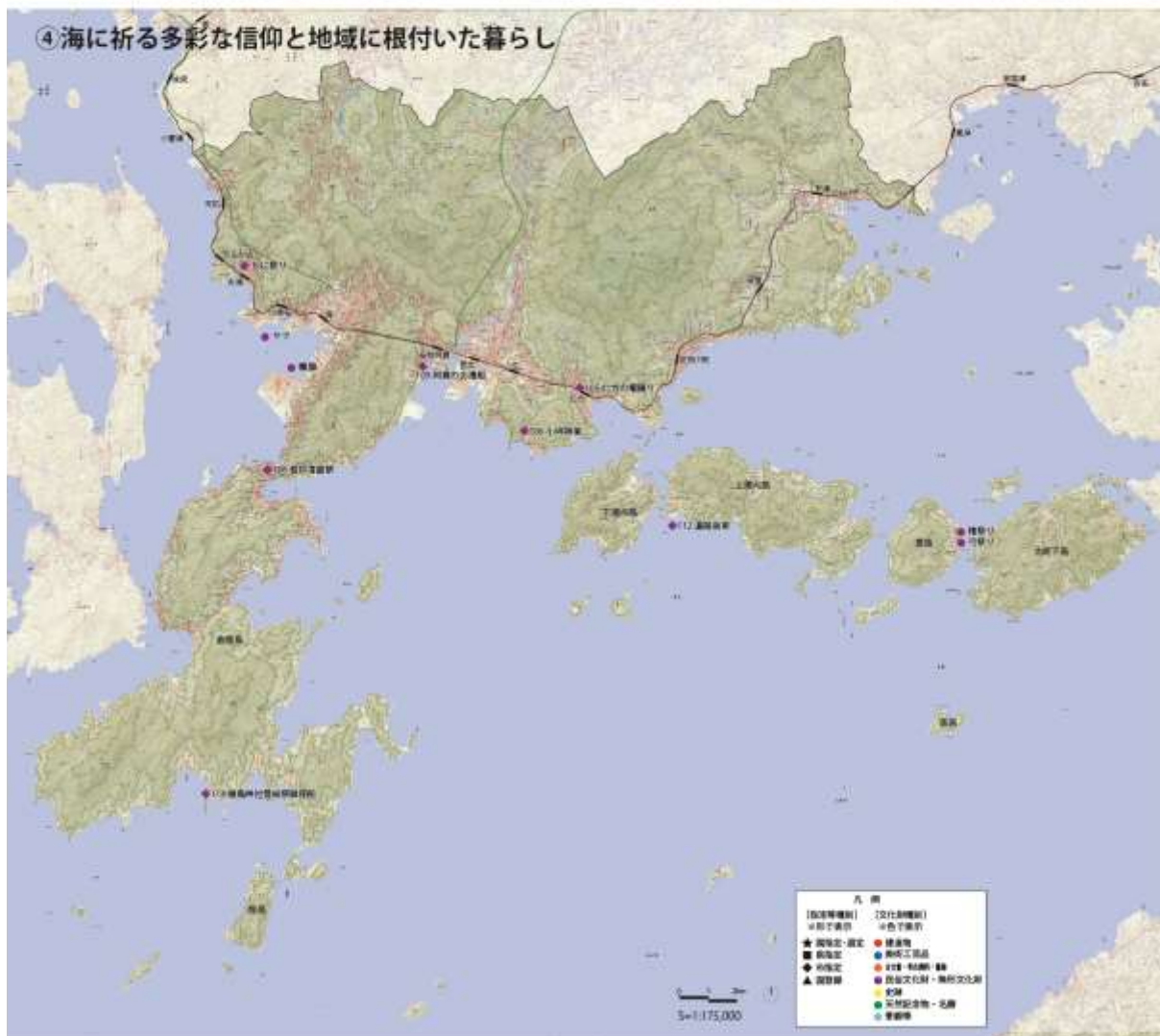


呉の盆踊り（中央）

②構成する文化財

名称	種別	指定等	地区
海に祈る多彩な信仰			
船・海に係る祭祀			市全域
地域の暮らしを伝える個性豊かな習俗			
ヤブ			市全域
神楽			広・川尻・蒲刈
音戸清盛祭			音戸
仁方の權踊り			仁方
かに祭り			吉浦
幟祭			昭和
弓祭り			豊浜・豊
櫓祭り			豊
とんど			全域
八十八箇所巡り			倉橋・安浦

④ 海に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし



【関連文化財群③-1】 海の往来とともに栄えた産業と町並み

古代から瀬戸内海の重要な航路であり、倉橋では遣新羅使が停泊した時の歌が万葉集にも載っています。倉橋島の東端に位置する亀ヶ首では和同開珎の枝銭が出土し、航海安全を祈願してお供えをしたものと考えられます。この地で遣唐使船が造られたと言われ、江戸時代に最盛期を誇った造船産業は現在の呉市の造船産業の礎となっています。

音戸の瀬戸は、平清盛によって開削されたと地元では伝えられ、平清盛が音戸の瀬戸を通過する見張り小屋を設置されたことが警固屋の地名の由来となったとも言われています。また音戸には広島県史跡である伝清盛塚が残されているほか、音戸清盛祭りが開催されるなど地域の歴史として現在まで継承されています。

近世には、中世までの陸に沿った「地乗り」航路に対して、木綿帆により帆走能力が高まり、瀬戸内海の中央部の最短距離を行く「沖乗り」航路が利用され、瀬戸内海の航路の往来はより活性化します。三ノ瀬は幕府に海駅として指定され、朝鮮通信使も訪れました。御手洗は潮待ち・風待ちの港として発展し、北前船の寄港地となるなど近代にかけて発展し、町並みが残ります。

航路であったことを現在に伝える文化財が多く所在しています。

港町としての発展は、町並みの形成、産業の発展をもたらしました。倉橋の造船などの伝統的技術は現在の造船産業へとつながっています。また、製網などの漁業に関連する産業、柑橘類の栽培、酒造りなどが地場産業として根付きました。

①ストーリー

○地場産業と共に栄えた町並み

倉橋島周辺は、古代から瀬戸内の重要な航路であり、港町での交流を通して各地で地場産業が築かれました。

倉橋町では、遣唐使船を造成したと伝えられ、造船の歴史を伝える文化財が多く残っているほか、長門の造船歴史館に復元遣唐使船が展示されています。また、木造船建造は伝統的な産業として発展し、江戸時代に隆盛を極めました。復元遣唐使船が展示されています。厳島神社管弦祭の御座船は江戸時代以降、倉橋町で建造され奉納されてきました。3艘の厳島神社管弦祭御座船は、倉橋町へ寄付されています。近代になると、日本最古の洋式ドック跡は18世紀中頃に入江を改修して建造されたものであり、日本最古の乾式船渠といわれています。

沿岸部では、牡蠣の養殖や製網業、島嶼部を中心として柑橘類の栽培などが発達しました。



復元遣唐使船（倉橋）



宮ノ浜採石場（倉橋）

○風待ち潮待ちの港町

三ノ瀬は、江戸時代に、本陣、番所、茶屋を備えた海駅に指定されました。近世に整備された福島雁木・対馬雁木は現在も残っています。朝鮮通信使が寄港した様子は地域で行われている朝鮮通信使再現行列をとおして継承されており、瀬戸内海を航行する船団の様子を朝鮮人来朝覚備前御馳走船行烈図から伺うことができます。



三ノ瀬の街並み（下蒲刈）

沖乗り航路の発達とともに、潮待ち・風待ちの港として栄えました。北前船の寄港地となるなど、近代にかけて発展し、往時の町並みが現在も残っています。江戸時代の茶屋や豪商などの地域の繁栄を伝える建物が残っています。元文4（1739）年の本殿、明和元（1764）年の拜殿が残る恵美須神社は、航海の安全とともに地域の繁栄を願い、前面に船の乗降場として雁木が整備されました。



御手洗の街並み（豊）

倉橋島においては、まず、地乗り航路により発達したのが、現在の音戸町です。芸州隠渡瀬戸細見図には当時の町並みの姿が描かれています。引地地区は漁網なども発展し、現在も歴史的な町並みが残っています。鹿老渡は、沖乗り航路の発達とともに、潮待ち・風待ちの港として発展しました。朝鮮通信使も宿泊したと伝えられており、当時の町割りと本陣としても使用された建物が残っています。



音戸引地地区の町並み（音戸）

②構成する文化財

名称	種別	指定等	地区
地場産業と共に栄えた町並み			
製網・酒造・造船			中央
造船			吉浦
製網			阿賀
製網・石灰			広
製塩・酒造・ヤスリ			仁方
石灰・柑橘			下蒲刈
製網・酒造・牡蠣			音戸
造船・牡蠣			倉橋
石灰・柑橘			蒲刈
造船・牡蠣			安浦
柑橘			豊浜
柑橘			豊
風待ち潮待ちの港町			
三ノ瀬			下蒲刈
音戸の瀬戸			音戸
御手洗			豊
鹿老渡			倉橋
各種建造物・遺構等			



【関連文化財群④-1】 戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点

中世には、瀬戸内海の海上ルートが盛んになり、水軍が権力を持つようになりました。呉・能美・蒲刈を本拠とする海賊は、「三ヶ島衆」と呼ばれ、大内氏の直属海賊として、各地で転戦しました。

大内氏が瀬戸内西部の制海権を確保する上で、また九州・四国へ渡海攻略する際、さらには海路上洛においても、きわめて重要な役割を果たします。海に隣接して築かれた要害や山城跡、墓所など、海賊衆の拠点であったことを現在に伝える文化財を見ることができます。

①ストーリー

○戦国の争乱と呉衆の活躍

一帯の海域は、伊予海賊衆の支配下にあり、呉衆・多賀谷氏・能美氏による「三ヶ島衆」は大内水軍の中核として活躍しました。丸子山城跡、室町時代から戦国時代に倉橋多賀谷氏によって築かれた水軍城です。その他にも、和庄杉迫城（山本氏）（中央）、竜王山城（檜垣氏）（中央）、堀城（警固屋氏）（警固屋）、吉浦堀城（野間氏）（吉浦）、掃部城（野間氏）（昭和）、千足要害（中央）などの城跡が残っています。



丸字山城跡（倉橋）



堀城跡（警固屋）

○呉衆の解体と小早川氏領国下の呉

小早川軍に接収された呉地方は、小早川隆景の領地となり、呉・瀬戸（音戸）は小早川水軍の基地となりました。



洗足要害（中央）

②構成する文化財

名称	種別	指定等	地区
戦国の争乱と呉衆の活躍			
各地の山城			全域
呉衆の解体と小早川氏領国下の呉			
呉要害			中央
瀬戸要害			警固屋
吉浦八幡神社			吉浦
岩山			郷原



【関連文化財群④-2】 鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾

近世には、呉市域の村々は次第に漁業やその他の産業を中心として経済的発展を遂げました。

特に現在の幸町の一带は呉町と呼ばれ、製網生産と鰯漁を中心とする漁業によって発展しました。他村からは、交易の場であり、呉市と呼ばれていました。澤原家は大規模な庄屋であり、現在、住宅および史料が文化財として指定されており、当時の様子を現在に残っています。人々の暮らし寺院や祭礼・行事は、現在まで続く、歴史文化となっています。

明治22年に、呉鎮守府が開庁し、呉港は軍港として整備が進められます。呉海軍工廠が設置され、市街地が発展、また、本庄水源地の築造等による水道整備も行われ、近代化が進み、現在のまちの基盤が築かれました。海軍施設は、広の航空廠関連施設や倉橋の亀ヶ首発射場など、市域の広域に設置されています。

終戦により、海軍は解散しますが、海軍の技術者の熟練も活躍し、また、海軍工廠の施設も引継がれます。海軍が育んだ技術を継承し、造船や鉄鋼を中心とする産業港湾都市として復興し、現在までものづくりのまちとして発展しています。

①ストーリー

○近世の呉浦から軍港都市への変貌

江戸時代、宮原・荘山田・和庄の3ヵ村を合わせ「呉浦」と呼ばれ、漁業とともに交流の中心となりました。安芸郡宮原村古絵図には、村高、戸数、人口、家畜、船舶数、産物などが記入されており、当時の様子を知ることができます。荘山田村は、長ノ木街道により広島につながる拠点であり、庄屋であった旧澤原家住宅や文書が残ります。

呉鎮守府の開庁を契機に、静かな農漁村には人と先端技術が集まり、呉は日本の近代化を象徴する鎮守府のまちへと変貌します。海軍都市として港や市街地が整備され、現在の呉市の交通施設、インフラ、医療機関など都市構造の基盤が形成されました。本庄水源地堰堤水道施設は呉鎮守府の水道の貯水池として大正7年に完成し、現在も利用されています。呉湾一帯を中心に呉海軍工廠が設置され、東洋一と呼ばれるほど設備を拡充させることとなります。また広地区にも、呉海軍工廠広支廠が開設され、後に航空機部が第11海軍航空廠として独立していくこととなります。

○海軍と共に激動する呉の人々の営み

呉鎮守府が開庁した明治22(1889)年に約2万人だった呉市域の人口は、昭和18(1943)年には約40万人にまで急激に増加しました。そのため、平地だけでは住宅の確保が間に合わず、



旧呉鎮守府庁舎（海自呉地方
總監部第一庁舎）（中央）



本庄水源地堰堤（昭和）



レンガ倉庫群（中央）

山腹に宅地造成が進められました。

村落から都市へと急速に変貌を遂げた呉には商売で成功を夢見る人たちが全国から集まり、次第にまちの賑わいが増していくこととなります。明治40年までに中央勧商場を始めとして8箇所の勧商場が開設され、商業の近代化が進みました。

また鎮守府の開庁によって呉のまちには呉海軍病院や呉海軍工廠職工共済会病院、海軍共済組合広病院（現三木谷医院）など数多くの病院の設置をもたらし、現在の充実した医療機関の礎が築かれました。

○現在に引き継がれている近代の礎

度重なる空襲や昭和20（1945）年の枕崎台風により大きな被害を受けた呉市は、進駐軍の撤退やGHQによる財政引き締めにより不況が進み、昭和25年には失業者が1万人を超える状態になりました。こうした苦境を打開する方策として、呉・横須賀・佐世保・舞鶴の旧軍港四市の協力により「旧軍港市転換法」が公布され、旧呉海軍工廠跡に、日亜製鋼、淀川製鋼所、日立製作所などが進出し、第11海軍航空廠跡には、東洋パルプや広造機、寿工業などが進出しました。

呉に進出した多くの企業は、海軍工廠時代に培った高度な技術や施設を活用し、造船を始めボイラーやタービンなどの製造、製鋼や鋳物など様々な分野で活躍し、呉の復興に大きく貢献しました。



旧海軍工廠造船船渠大屋根（中央）

②構成する文化財

	名称	種別	指定等	地区
近世の呉浦から軍港都市への変貌				
海軍と共に激動する呉の人々の営み				
現在に引き継がれている近代の礎				



第6章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

第1章で整理した基本方針に沿って、保存・活用に関する方針と措置を整理します。基本方針として4つの項目を上げましたが、共通する項目として、「誰もが文化財の継承に参画できる場づくり」があり、「第9章 文化財の保存・活用の推進体制」で説明します。

[呉市の文化財保存・活用の基本方針]

- 1 文化財を調べる
- 2 文化財を守る
- 3 文化財を活かす
- 4 文化財を伝える

1 文化財を調べる

文化財を掘り起こすとともに、価値を明確にします。文化財に関する研究を深め、歴史文化を解明するとともに、文化財を記録し、継承します。

①課題

○文化財の把握調査に関する課題

- ・未指定文化財の把握調査が十分に行われていない。
- ・体系的な調査・研究が実施されていない。
- ・市内の収蔵資料の整理が行われていない。

○調査・研究の対象に関する課題

- ・近代化遺産や水中遺跡等の地域固有のテーマに基づいた調査研究が行われていない。
- ・美術工芸品、祭り等伝統文化、自然環境等の調査研究が十分に行われていない。
- ・ストーリーに基づいた調査・研究が十分に行われていない。

○調査・研究体制に関する課題

- ・大学や博物館等と連携した調査・研究体制が確立できていない。
- ・調査・研究者の意見交換の場がない。
- ・調査・研究成果を集積・発表する場がない。
- ・文化財を調査・研究する職員が不足している。

②方針

○文化財の把握

- ・未指定の文化財を把握するために、分野ごとに、悉皆調査を計画的に行います。調査の実施に

あたっては、大学や研究機関、専門家等と連携することで、内容を深めるとともに、これまで実施できなかった分野まで広げます。

- ・現在収蔵されている資料については、台帳の作成、整理を行い、現状を把握するとともに、保存・活用がしやすいよう管理を行っていきます。

○文化財の魅力化

- ・日本遺産や関連文化財群のストーリーにもとづく、調査・研究を積極的に行うことで、関連する文化財を発掘し、より魅力的なストーリーづくりを行います。

○調査・研究体制を強化する

→「第9章 文化財の保存・活用の推進体制」を参照

③措置

	措置・内容	財源			取組主体			事業機関								
		市	国 県	そ の 他	市 民	所 有 者	調 査 機 関	行 政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
1 文化財を調べる	文化財の把握に関する措置															
	①	市内文化財総合悉皆調査														
		市内の文化財を総合的に把握し、今後の保存・活用事業の展開に向けた基礎資料とするため、分野に応じた悉皆調査を計画的に実施する。														
			○	○												
	②	市内収蔵資料の台帳整備事業														
		市内の各施設に分散している文書・考古・民俗等の収蔵資料について台帳整理を行い、今後の活用を図るための基礎資料を作成する														
		○														
2	文化財の魅力化に関する措置															
	①	地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業（調べる）														
	市内の各施設に分散している文書・考古・民俗等の収蔵資料について台帳整理を行い、今後の活用を図るための基礎資料を作成する															
		○	○													

2 文化財を守る

文化財に関心を持つ様々な主体とともに、文化財および周辺環境（歴史文化）を理解し、確実な保存を行います。文化財の点検や修理、および現況の記録を進めます。

自然災害に対する備えを強化し、あわせて災害発生時に文化財を守る仕組みづくりを行います。あわせて、日常の防犯対策の強化を促進します。

①課題

○保存・修理の負担に関する課題

- ・所有者・管理者の負担を軽減する措置が十分ではない。
- ・有形文化財の国登録に向けた支援が十分に行えていない。

○保全に関する課題

- ・文化財の巡視に基づく状態把握が十分に行えていない。
- ・保全活動に対する指導や支援が行えていない。

○保存する場所に関する課題

- ・保存対象の基準が明確ではない。
- ・文化財を蓄積・保存する場所が確保できていない。

○取扱いに関する課題

- ・文化財の取扱いに関する相談窓口が明確にされていない。
- ・指定文化財の管理マニュアルや手続きに関する情報が提示されていない。
- ・未指定文化財が消滅の危機に瀕した場合に十分な対応ができていない。

○保存・修理の体制に関する課題

- ・行政または所有者・管理者以外が積極的に関わる体制ができていない。

○防災・防犯に関する課題

- ・歴史文化を取り巻く災害・犯罪リスクについて把握できていない。
- ・有事の際の対応がマニュアル化されていない。
- ・災害時に対応できる体制が確保できていない。
- ・防犯体制が確立されていない。

②方針

○文化財の保全

- ・指定等文化財については、文化財の状態等について定期的に確認するとともに、個別にカルテを作成し、一元的に管理します。
- ・文化財所有者等による保全を目的とした活動への支援を行うことで、保全を促進します。

○文化財の保全

- ・保存が難しい文化財に関しては、記録を行います。記録はデジタル技術を活用し、アーカイブ化を行います。
- ・所有者等が行う記録作成や後継者育成事業等に対して、支援を行うことで、保存事業を推進し

ます。

- ・文化財の指定を促進します。候補物件のリスト化や、指定に向けた調査を計画的に実施します。

○文化財の取り扱い

- ・取り扱いマニュアル作成等により、文化財所有者による保存・活用を支援します。
- ・所有者・管理者をサポートする防災・防犯体制を整備します。

○文化財の防災・防犯体制を強化と不測の事態への備え

→「第8章 文化財の防災・防犯」を参照

○体制の強化

→「第9章 文化財の保存・活用の推進体制」を参照

③措置

	措置・内容	財源			取組主体			事業機関															
		市	国	その他	市民	所有者	調査研 究機関	行政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12								
文化財を守る	文化財の保全に関する措置																						
	1	① 文化財カルテ整備・定期診断事業																					
		文化財の現状を把握し、保存状態に関するカルテの整備を行う。また、所有者等に対する定期的な情報収集又は巡視を実施する。	○							◎													
	2	② 指定文化財保存事業費補助事業の拡充																					
		指定文化財保存事業費補助金の補助対象を拡充及び明確化し、所有者等による指定文化財の保全活動を推進する。	○						◎	○													
	文化財の保存に関する措置																						
	2	① 文化財の新規指定推進事業																					
		市登録制度による指定文化財候補物件のリスト化、呉市文化財保護委員会の部会の設立等により、計画的に新規指定に向けた調査を実施する。	○								◎												
		② 地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業（守る）																					
		地域の歴史文化を継承するための記録作成や後継者育成事業の実施に対して助成を行い、積極的な保存事業を推進する。	○	○				◎	◎	◎	○												
	3	③ 文化財記録保存推進事業																					
		将来的な消失が危惧される文化財について、事前に詳細記録の作成を行うことで記録保存措置を講じる。作成した記録は、文化財カルテやデジタルアーカイブ事業との連携を図る。	○	○							○	◎											
文化財の取扱いに関する措置																							
3	① 文化財取扱マニュアルの作成																						
	文化財の取扱マニュアルを作成し、文化財制度について情報提供すると共に不測の事態が発生した際に所有者等が迅速な対応をとれるよう備える。	○									◎												
3	② 防犯・防災体制の構築																						
	自治会や近隣市町、専門機関と不測の事態に対応可能な連携体制を構築し、着実な措置を講じる。	○						○	○	○	◎												

3 文化財を活かす

文化財の持つ価値を市民等が享受できる機会をつくります。文化財の公開を進めるとともに、文化財を活かした多様な活動を育みます。

①課題

○公開・活用に関する課題

- ・多様な歴史文化の公開・活用が図られていない。
- ・多様なターゲットに応じた公開・活用事業が展開できていない。

○公開・活用に関する課題

- ・建造物の公開が中心であり、多様な文化財の公開・活用の手法が図られていない。
- ・ニーズ調査に基づく事業へのフィードバックが行えていない。
- ・エリアや複数の歴史文化を紐付けた体系的な公開・活用が展開できていない。

○公開・活用の体制に関する課題

- ・公開・活用事業を推進するための体制が確立できていない。
- ・公開・活用事業を推進する観光部局・市民団体との連携がとれていない。

②方針

○指定等文化財の活用の促進

- ・指定文化財に関しては、保存活用計画を作成し、積極的な活用を進めます。
- ・所有者等が行う公開・イベント等の事業を支援します。

○活動を促進するための制度の整備

- ・国の登録制度の積極的な活用を行う。広島県建築士会等の専門機関と連携し、登録のための調査や申請等を支援します。
- ・市独自の登録制度を導入し、活用に資する文化財の価値付けやストーリーづくりを行います。
- ・文化財の普及啓発に関する事業をパッケージ化することで、多様な文化財の活用を促進します。

○体制の強化

→「第9章 文化財の保存・活用の推進体制」を参照

③措置

	措置・内容	財源			取組主体			取組期間								
		市	国 県	その 他	市民	所有者	調査 機関	行政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
3 文化財を 活かす	指定文化財の活用推進に関する措置															
	1	① 指定文化財保存活用計画の策定支援事業														
		所有者等の要請により指定文化財に係る保存活用計画の策定を支援し、所有者等による積極的な活用を促進する。	○					◎		○						
		② 地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業（活かす）														
		見学会やイベントの開催等、地域の歴史文化をまちづくりに活かすための事業に対して助成を行い、積極的な活用事業を推進する。	○	○				◎	◎	◎	○					
	活用を促進するための制度に関する措置															
	2	① 国登録文化財制度推進事業														
		国の登録文化財制度について、登録に向けた調書の作成や申請事務を支援することで、制度の利用促進を図る。また登録された文化財の保存活用について所有者等と継続的な連携を図る。	○	○					◎		○					
② 市登録文化財制度の検討																
	所有者や地域住民等の申請による、登録制度の導入を検討する。登録された物件は市の指定文化財候補リストとして登録される他、地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業の対象とする。	○					◎	◎	◎	○						

4 文化財を伝える

文化財の価値や魅力、関連する取組を広く発信します。また、文化財に関する理解や関心を高めるような学びや体験の機会をつくります。

①課題

○発信・啓発の内容に関する課題

- ・歴史文化や文化財行政に関する取組が十分に発信されていない。
- ・ターゲット層に応じたコンテンツが整理されていない。
- ・行政以外の取組に関する情報が発信されていない。
- ・歴史文化の情報がストーリーに基づいて魅力化されていない。
- ・ニーズ調査に基づく事業へのフィードバックが行えていない。

○発信・啓発の手段に関する課題

- ・文化財に触れる機会のない市民や若い世代に対する十分な啓発活動が行えていない。
- ・ターゲット層に対応した情報発信ツールが十分に使い分けられていない。
- ・歴史文化に関する多様な情報を集積・発信する場所がない。

②方針

○情報発信力の強化

- ・文化財を魅力的に、わかりやすく発信します。ストーリーブックとして、テーマとともにわかりやすく発信します。
- ・市民団体等による文化財の普及・啓発に関する事業に対して、助成等により支援します。あわせて、イベント等の情報は集約し、市のホームページ等で一体的な情報発信を行うことで、幅広い市民への発信を行います。

○文化財の普及啓発

- ・学校や市民団体等と連携します。普及啓発に関する事業をパッケージ化することで、学校や市民団体で導入しやすくします。
- ・市民による、文化財の情報発信を行う語り部を育成します。

○文化財を伝える場の整備

- ・デジタル媒体も活用し、文化財を記録し、アーカイブ化を行います。
- ・文化財の収蔵展示施設を整備、充実を行います。収蔵展示施設は情報発信機能を強化することで、各地区における文化財に関連する情報発信や活動の拠点とします。

○体制の強化

→「第9章 文化財の保存・活用の推進体制」を参照

③措置

	措置・内容	財源			取組主体			事業機関								
		市	国 県	そ の 他	市 民	所 有 者	調 査 機 関	行 政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
4 文 化 財 を 伝 え る	情報発信力の強化に関する措置															
	1	① ストーリーブックの作成事業														
		関連文化財群のストーリーに基づいた文化財の魅力を発信するためのメインコンテンツとしてストーリーブックを作成する。	○	○					◎							
		② 市民団体やメディア等への積極的な情報提供														
		歴史文化の保存・活用に関する情報を文化振興課において集約することで、市民団体やメディア等に対する情報提供の窓口として機能させる。	○						◎							
	文化財の普及啓発に関する措置															
	2	① 地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業（伝える）														
		地域の文化を活用した普及啓発事業を充実化・パッケージ化し、学校や市民団体等の依頼に基づき提供する。	○	○		◎	◎	◎	○							
		② 学校連携事業														
		呉市教育委員会、広島県教育委員会と連携し、市内の小中学校や高等学校において歴史文化に関する出前講座や体験プログラムを実施する。	○							◎						
		③ 文化財の語り部育成事業														
		呉市の歴史文化の魅力を行政と一体となって情報発信する語り部を育成するため、養成講座を展開する。	○	○						◎						
伝える場の整備に関する措置																
3	① デジタルアーカイブ推進事業															
	文化財の分野に応じて外部機関と連携しながら調査研究・保存活用事業における活用を前提としたデジタルアーカイブ化を推進し、多様な媒体を通じて文化財の情報を発信する。	○	○	○	◎	◎	◎	◎								
	② 収蔵展示施設の整備															
	実物資料の保存活用・情報発信の拠点として機能するよう、市内の歴史文化に関する収蔵展示施設の一体的な活用を検討する。	○	○						◎							

将来像	課題	基本方針	措置	措置
将来像	<p>1 文化財の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財に関する基礎的な情報が集約されていない。 <p>2 文化財の魅力化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な地域の歴史文化の特徴に基づいた調査研究が行われていない。 <p>※ 推進体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 充実した調査研究を行うための体制が整っていない。 	⇒ 1	<p>文化財を「調べる」</p> <p>1 文化財の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内文化財総合調査 ②市内収蔵資料の台帳整備事業 <p>2 文化財の魅力化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業（調べる） 	+
	<p>1 文化財の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保全に関する取組が充分に行われていない。 <p>2 文化財の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> 未指定、未登録の文化財が多くある。 文化財の所有者等の負担を軽減するための措置が充分に行われていない。 消失が想定される文化財に対する対策が十分に検討されていない。 <p>3 文化財の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の取扱いに関する情報が明確になっていない。 <p>※ 推進体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財を着実に守るための体制が確立されていない。 	⇒ 2	<p>文化財を「守る」</p> <p>1 文化財の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化財カルテ整備・定期診断事業 ②指定文化財保存事業費補助事業の拡充 <p>2 文化財の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化財の新規指定推進事業 ②地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業（守る） ③文化財記録保存推進事業 <p>3 文化財の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化財取扱いマニュアルの作成 ②防犯・防災体制の構築 	+
	<p>1 指定文化財の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財では活用が制限されるため、十分な活用事業が展開できていない。 <p>2 活用を促進するための制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用されるのは特定の文化財に限られ、多くの文化財が活用されていない。 多様な世代やニーズに対応する、柔軟な活用手法が展開できていない。 <p>※ 推進体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財を積極的かつ多角的に活用するための体制が確立されていない。 	⇒ 3	<p>文化財を「活かす」</p> <p>1 指定文化財の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定文化財保存活用計画の策定推進事業 ②地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業（活かす） <p>2 活用を促進するための制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国登録文化財制度推進事業 ②市登録文化財制度の検討 	+
	<p>1 情報発信力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財に関する情報がストーリーに基づいて魅力化されていない。 文化財に関する説明や、取組に関する情報発信が充分に行われていない。 誰の目にもとまりやすい形での情報発信が行われていない。 <p>2 文化財の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供や若い世代を対象とした積極的な普及啓発活動が展開できていない。 歴史文化の魅力を伝えるための語り部を育てる取組が行われていない。 <p>3 伝える場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル化されていないため、多様なコンテンツでの活用が展開できていない。 実物資料を用いて歴史文化を情報発信する環境が整備されていない。 <p>※ 推進体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史文化の魅力を発信するための十分な体制が確立されていない。 	⇒ 4	<p>文化財を「伝える」</p> <p>1 情報発信力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ストーリーブックの作成事業 ②市民団体やメディア等への積極的な情報提供 <p>2 文化財の普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業（伝える） ②学校連携事業 ③文化財の語り部育成事業 <p>3 伝える場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①デジタルアーカイブ推進事業 ②収蔵展示施設の整備の検討 	+

※ 推進体制の強化

- 文化財行政の体制を強化するための措置
 - 組織体制の強化
 - 文化財行政のマネジメント機能の強化
 - 職員の資質向上
 - 文化財保護委員会の体制強化
- 多様な主体者の参画を促すための基盤整備
 - 文化財に関する支援措置の窓口機能の強化
 - 地域の魅力を活かしたまちづくり推進事業（再掲）
 - 市登録文化財制度（再掲）
- 文化財を総合的に保存活用するための連携体制の構築
 - 外部機関との連携事業の展開
 - 文化財保存活用支援団体の登録

第7章 関連文化財群に関する保存と活用の方針と措置

〔関連文化財群①－1〕 海と島と山が織りなす絶景

①課題

- ・ 自然環境や景観を対象とする調査・研究機関との連携が不十分であり、各団体が行っている調査研究成果を文化財に反映できていない。
- ・ 特定の所有者・管理者がいないため（一部を除く）、現状調査や保存活用に向けた取組が十分に行えていない。
- ・ ひろしま自然の会等の自然環境や景観を対象とした取組を実施している団体との連携がとれていないため、文化財としての魅力が十分に発信できていない。
- ・ 個別のスポット等について観光資源として注目されているものの、自然環境や景観を呉市の歴史文化の魅力として集約した情報発信がなされていない。

②関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
広島自然の会		自然観察会の実施 灰ヶ峰公園の活用
野呂山開発公社	野呂山（川尻、安浦）	野呂山一帯の国立公園、観光地としての活用
ストーブリッジ	倉橋	倉橋火山を活用した体験プログラムの開発
広島県自然保護課		中国自然歩道の活用、自然環境の保護
きよみん通信	昭和	野外活動センターの活用、昭和地区の情報発信
呉市環境政策課	全域	天然記念物を含む絶滅危惧種の保護について

③方針

- ・ 自然環境や景観を対象とする調査・研究機関が実施している調査研究成果を把握し、呉市の歴史文化の魅力として集約します。
- ・ 環境政策課や都市計画課など関連部署と連携しながら、現状調査を踏まえた取組を長期的な視点で検討します。
- ・ 既に事業を展開している団体等と連携し、呉市の歴史文化の魅力としての活用を推進します。
- ・ 自然環境や景観を一体的に理解し、歴史文化の特徴の一つとして情報発信していきます。

④措置

	措置・内容	財源			取組主体			事業機関								
		市	国 県	そ の 他	市 民	所 有 者	調 査 研 究 機 関	行 政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
関 連 文 化 財 群 1	① 関係団体、施設との連携強化															
	広島自然の会や調査機関等の自然環境や景観をテーマとして活動する団体や施設と連携し、集約的な情報を発信する。				○		○	◎								
	② ストーリーブックの作成															
	関係する団体等と連携し、ストーリーブックを作成する。				○		○	◎								
	③ 調査研究活動、体験プログラムの促進															
地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業により、調査研究活動、体験プログラム等の取組を推進する。				◎		◎	○									
④ 文化財保存活用支援団体の育成																
関係する団体等を組織化し、支援団体としての登録を目指す。				◎	◎	◎	○									
⑤ 語り部の育成																
コンシェルジュ、観光ガイド、観光協会、地域おこし協力隊を対象とした語り部養成講座を実施する。				◎			◎									

【関連文化財群②-1】 海の恵みを求め根付いた原始の営み

①課題

- ・市域全体の考古資料を網羅した調査研究が未実施であり、各地の考古資料の十分な価値付けができていない。
- ・考古を専門とする文化財保護委員会委員がおらず、考古資料の調査研究機関との連携体制が構築できていない。
- ・考古資料を収蔵する施設が分散し、台帳等もないため、効率的な保存活用が図られていない。
- ・考古資料を活用した出前講座や体験プログラムを呉市が主体となり実施しているが、人員不足により広く展開できていない。
- ・広島大学等の県内の考古資料を調査研究している機関や藻塩の会などの市民団体との連携がとれていないため、文化財としての魅力が十分に発信できていない。

②関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
広島大学考古学研究室		広島県内を中心とする埋蔵文化財の調査
広郷土史研究会	広	広地区を中心とする原始～近現代の郷土史研究
呉市学芸課（呉市歴史民俗資料館）	中央	呉市歴史民俗資料館収蔵考古資料の活用
藻塩の会	蒲刈	沖浦遺跡（蒲刈）を中心とする考古資料の展示、藻塩づくり体験の実施
倉橋まちづくり公社	倉橋	倉橋歴史民俗資料館収蔵考古資料の活用
くらはし観光ボランティアの会	倉橋	倉橋町内の遺跡の活用、鑄造体験ワークショップの実施
広島県立歴史民俗資料館		考古資料を中心とするワークショップの実施

③方針

- ・過去の調査成果を元に市域全体を対象とした遺跡等の価値付けを行います。
- ・また発掘調査に基づく調査成果の更新や重要遺跡を対象とした学術調査を積極的に行うことで、原始の呉の歴史文化の特徴を明確化します。
- ・考古資料の台帳を整備し、現状を把握することで、計画的に保存・活用を図ります。
- ・ボランティアガイドの会や市民団体等が主催する事業として実施できるよう考古資料をテーマとしたプログラムを検討します。
- ・関係団体等との連携体制を構築し、関連文化財群としてのストーリーや相互の取組について共有しながら情報発信を行います。

④措置

措置・内容	財源			取組主体			事業機関							
	市	国 県	そ の 他	市 民	所 有 者	調 査 研 究 機 関	行 政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 関係団体、施設との連携強化														
広島自然の会や調査機関等の自然環境や景観をテーマとして活動する団体や施設と連携し、集約的な情報を発信する。				○			◎							
② ストーリーブックの作成														
関係する団体等と連携し、ストーリーブックを作成する。				○			◎							
③ 調査研究活動、体験プログラムの促進														
地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業により、調査研究活動、体験プログラム等の取組を推進する。				◎			◎							
④ 企画展示の開催														
広島大学等の調査研究機関と連携した企画展示を開催する。							◎	◎						
⑤ 展示施設の活用														
観光振興課と連携し、かまがり古代製塩遺跡復元展示館の活用を検討する。							◎							
⑥ 研究者の育成														
調査研究機関に対して調査フィールドやテーマの提供を行い、研究者の育成を推進する。							◎	◎						
⑦ 語り部の育成														
コンシェルジュ、観光ガイド、観光協会、地域おこし協力隊を対象とした語り部養成講座を実施する。				◎			◎							

関
連
文
化
財
群
2

【関連文化財群②-2】 山野河海を拓き望む近世呉の歩み

①課題

- ・市史・町史において調査研究がなされているが市域全体として集約されていない。
- ・民俗芸能等を専門とする文化財保護委員会委員がおらず、調査研究機関との連携体制が構築できていない。
- ・特定の所有者・管理者がいないため（一部を除く）、現状調査や保存活用に向けた取組が十分に行えていない。
- ・郷土史をテーマとする学習活動やまち歩き等でのイベントを実施している自治会や郷土史研究会と連携できていない。
- ・学校や資料館等に地域の民俗資料が収蔵されているが、十分な活用が図られていない。
- ・市史・町史において調査研究された成果が地域の歴史文化の魅力として整理されていない。

②関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
くれ観光ボランティアの会	中央	中央地区を中心とする観光ガイドの実施
くれ・ひと・まち情報応援団	中央	中央地区を中心とするまち歩きイベントの実施
広郷土史研究会	広	広地区を中心とする郷土史研究
各地域おこし協力隊		各地域における歴史文化のまちづくりへの活用

③方針

- ・郷土史研究会等と連携しながら既往調査の集約を行い、調査成果を公開します。
- ・民俗芸能を専門とする調査研究機関・学識経験者との連携体制の構築を検討します。
- ・対象となる関連文化財群を明確にすることで、自治会等の地域住民に対して文化財の所在を明らかにし、保存活用に向けた具体的な取組を検討します。
- ・まち歩き等のイベントに関連する文化財を組み込む等自治会や郷土史研究会と連携して事業を展開します。
- ・学校や郷土史研究会と連携し、収蔵されている民俗資料の活用を図ります。
- ・学校における地域学習を通じて、地域の歴史文化の魅力として情報発信します。

④措置

	措置・内容	財源			取組主体			事業機関								
		市	国 県	そ の 他	市 民	所 有 者	調 査 研 究 機 関	行 政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
関 連 文 化 財 群 3	① 関係団体、施設との連携強化															
	広島自然の会や調査機関等の自然環境や景観をテーマとして活動する団体や施設と連携し、集約的な情報を発信する。				○		○	◎								
	② ストーリーブックの作成															
	関係する団体等と連携し、ストーリーブックを作成する。				○		○	◎								
	③ 調査研究活動、体験プログラムの促進															
	地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業により、調査研究活動、体験プログラム等の取組を推進する。				◎		◎	○								
	④ 学校教育と連携した地域史の学習															
	各小中学校や郷土史研究会と連携した、地域史の学習プログラムを実施する。								◎							
	⑤ 民俗資料等の整理															
	郷土史研究会等と連携し、各地域に収蔵されている民俗資料等の整理を実施する。				○			◎								
⑥ 民俗資料の活用促進																
広島県立歴史民俗資料館と連携した地域の民俗資料の活用策について検討する。								◎	◎							
⑦ 語り部の育成																
コンシェルジュ、観光ガイド、観光協会、地域おこし協力隊を対象とした語り部養成講座を実施する。				◎			◎									

【関連文化財群②-3】 海に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし

①課題

- ・市域全体を網羅した把握調査が未実施であり、各地の祭り等の伝統行事に対して十分な価値付けができていない。
- ・民俗芸能等を専門とする文化財保護委員会委員がおらず、調査研究機関との連携体制が構築できていない。
- ・高齢化・過疎化等の影響で担い手が減少しているものの、十分な記録が作成できていない。
- ・無形の文化財の後継者育成事業等に対して十分な支援が行えていない。
- ・学校や資料館等に地域の民俗資料が収蔵されているが、十分な活用が図られていない。
- ・祭り等の伝統行事は、件数も多く、開催時期も重複することから、文化財に触れる機会が限られている。
- ・市内の伝統行事等を呉市の歴史文化の魅力として集約した情報発信がなされていない。

②関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
各伝統行事等の実施団体・保存会等		各伝統行事等の継承・団体の運営
呉秋祭り文化普及実行委員会（ヤブ女）		ヤブを中心とする市内の祭り文化の調査、普及啓発
まめな（久比歴史民俗学科）	豊町久比地区	豊町久比地区を中心とする郷土の民俗文化の調査、普及啓発
広島県歴史民俗資料館		民俗資料を活用したワークショップの実施
民俗資料を収蔵する市内小学校		民俗資料を活用した郷土学習の実施

③方針

- ・市民センター等と連携し、市域全体を対象とした把握調査を実施し、基礎資料を整えます。
- ・民俗芸能を専門とする調査研究機関・学識経験者との連携体制を構築します。
- ・無形の文化財について、基礎資料としての映像等の記録を計画的に作成します。
- ・学校や自治会と連携した祭り等伝統行事の継承事業の展開を検討します。
- ・地区ごとの祭り等伝統行事の実施主体や学校等と連携し、まちづくりに活かす仕組みづくりを検討します。
- ・祭り等伝統行事に関する情報を集約し、関連団体とともに積極的な情報発信を行います。
- ・関連団体と連携し、多くの人が祭り等伝統行事に触れる機会を創出します。

④措置

	措置・内容	財源			取組主体				事業機関							
		市	国 県	そ の 他	市 民	所 有 者	調 査 研 究 機 関	行 政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
関 連 文 化 財 群 4	① 関係団体、施設との連携強化															
	広島自然の会や調査機関等の自然環境や景観をテーマとして活動する団体や施設と連携し、集約的な情報を発信する。				○	○	○	◎								
	② ストーリーブックの作成															
	関係する団体等と連携し、ストーリーブックを作成する。				○		○	◎								
	③ 調査研究活動、体験プログラムの促進															
	地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業により、調査研究活動、体験プログラム等の取組を推進する。				◎		◎	○								
	④ 語り部の育成															
コンシェルジュ、観光ガイド、観光協会、地域おこし協力隊を対象とした語り部養成講座を実施する。					◎			◎								
⑤ 文化財保存活用支援団体の育成																
関係する団体等を組織化し、支援団体としての登録を目指す。					◎		◎	○								
⑥ 市内伝統文化把握調査																
各自治会等と連携し、市内の伝統文化に係る情報収集及び記録映像の集積を実施する。					◎			◎								

【関連文化財群③-1】 海の往来とともに栄えた産業と町並み

①課題

- ・御手洗地区や三ノ瀬地区等の象徴的な地域については積極的な調査や文化財指定が行われているものの、それ以外の地域や産業を対象とする把握調査が未実施であり、十分な価値付けができていない。
- ・指定・登録を受けていない歴史的建造物の把握ができていないため、十分な対策が講じられていない。
- ・町並みや歴史的建造物を活用したい人と所有者・管理者、文化振興課との連携が十分にとれていない。
- ・市内の町並みや産業を呉市の歴史文化の魅力として集約した情報発信がなされていない。
- ・呉市の造船技術を発信する施設として長門の造船歴史館があるものの、十分に活用されていない。

②関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
下蒲刈観光ガイドの会	下蒲刈	三ノ瀬地区を中心とする観光ガイドの実施
蘭島文化振興財団	下蒲刈	松濤園を中心とする三ノ瀬地区の歴史文化の調査研究・普及啓発
豊町観光ガイド	豊町	御手洗地区を中心とする観光ガイドの実施
重伝建を考える会	豊町	伝建地区における保存・活用事業の実施
くらはし観光ボランティアの会	倉橋	倉橋地区を中心とする観光ガイドの実施
倉橋まちづくり公社	倉橋	倉橋歴史民俗資料館、長門の造船歴史館の運営
音戸清盛祭保存会	音戸	清盛伝説に係る大名行列祭りの継承

③方針

- ・地区ごとの調査研究成果を集約すると共に、未着手の地区に関する町並み調査や歴史的な産業に関する既往調査を集約します。
- ・対象地区の文化財の把握調査を行い、所有者・管理者等との連携体制を構築します。
- ・町並み調査を元に、今後の保存活用計画について地域住民等と検討します。
- ・調査研究機関と連携し、歴史的建造物に関する記録保存を着実に推進できる体制を構築します。
- ・地域住民や観光振興課、観光事業者との連携体制を構築し、町並みの活用の推進を図ります。
- ・市内の町並みや産業に関する情報を集約し、関連団体とともに積極的な情報発信を行います。

④措置

	措置・内容	財源			取組主体			事業機関								
		市	国 県	そ の 他	市 民	所 有 者	調 査 研 究 機 関	行 政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
関 連 文 化 財 群 5	① 関係団体、施設との連携強化 広島自然の会や調査機関等の自然環境や景観をテーマとして活動する団体や施設と連携し、集約的な情報を発信する。				○		○	◎								
	② ストーリーブックの作成 関係する団体等と連携し、ストーリーブックを作成する。				○		○	◎								
	③ 調査研究活動、体験プログラムの促進 地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業により、調査研究活動、体験プログラム等の取組を推進する。				◎		◎	○								
	④ 語り部の育成 コンシェルジュ、観光ガイド、観光協会、地域おこし協力隊を対象とした語り部養成講座を実施する。				◎			◎								
	⑤ 研究者の育成 ヘリテージマネージャー養成講座等に対してフィールドやテーマの提供を行い、研究者の育成を推進する。						◎	◎								
	⑥ 市内歴史的建造物悉皆調査 広島県建築士会や他の調査研究機関と連携し、市内に残る歴史的建造物について悉皆調査を実施する。						◎	◎								
	⑦ 文化財保存活用支援団体の育成 関係する団体等を組織化し、支援団体としての登録を目指す。				◎	◎	◎	○								

〔関連文化財群④-1〕 戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点

①課題

- ・市史・町史において調査研究されており、県内の中世城館を対象とした悉皆調査が実施されているものの、市内全域を対象とした集約がなされていない。
- ・特定の所有者・管理者がいないため（一部を除く）、現状調査や保存活用に向けた取組が十分に行えていない。
- ・各地域に山城等の関連する文化財が点在するものの、整備されておらず十分に活用されていない。
- ・地域のまち歩きイベントや中国自然歩道等と十分に連携できていない。
- ・市内の中世史や遺構等を呉市の歴史文化の魅力として集約した情報発信がなされていない。

②関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
広郷土史研究会	広	広地区における郷土史研究
くらはし観光ボランティアの会	倉橋	倉橋地区における多賀谷氏（丸子山城）を中心とする中世倉橋の普及啓発
広島県自然保護課		山城を含む中国自然歩道の活用

③方針

- ・既往調査の集約を行い、史跡指定になっている山城等については個別調査を行い、価値付けを行います。
- ・周知の埋蔵文化財となっている山城等については、現状調査を実施し、保存活用に向けた基礎資料を整備します。
- ・山城等の利活用を検討する地域住民等と連携を図りながら、保全活動を検討します。
- ・地域のまち歩きイベントへの導入や中国自然歩道と一帯となった活用を促進できるよう、積極的な情報発信を行います。
- ・中世史に関する情報を集約し、関連団体とともに積極的な情報発信を行います。
- ・看板等を整備し、関連文化財の見える化を推進します。

③措置

	措置・内容	財源			取組主体				事業機関							
		市	国 県	そ の 他	市 民	所 有 者	調 査 機 関	行 政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
関 連 文 化 財 群 6	① 関係団体、施設との連携強化															
	広島自然の会や調査機関等の自然環境や景観をテーマとして活動する団体や施設と連携し、集約的な情報を発信する。				○		○	◎								
	② ストーリーブックの作成															
	関係する団体等と連携し、ストーリーブックを作成する。				○		○	◎								
	③ 調査研究活動、体験プログラムの促進															
	地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業により、調査研究活動、体験プログラム等の取組を推進する。				◎		◎	○								
	④ 語り部の育成															
コンシェルジュ、観光ガイド、観光協会、地域おこし協力隊を対象とした語り部養成講座を実施する。					◎		◎									
⑤ 研究者の育成																
ヘリテージマネージャー養成講座等に対してフィールドやテーマの提供を行い、研究者の育成を推進する。								◎	◎							
⑥ 市内中世城館悉皆調査の実施																
広島大学や郷土史研究会、他の調査研究機関と連携し、市内に残る中世遺跡について悉皆調査を行う。	○							◎	◎							

【関連文化財群④-2】 鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾

①課題

- ・文化財としての戦争遺跡の保存活用を担う文化振興課と海事歴史科学館学芸課との連携がとれていない。
- ・市内に残る戦争遺跡や機械工作物、生活文化等に対して十分な調査研究が行われていない。
- ・多くの遺構が残っているものの、具体的な把握調査を実施しておらず、保存のための具体的な対策を講じていないため老朽化等により消滅する可能性がある。
- ・観光資源としても注目されており、多様な主体者が活用事業を展開しているが、全体的な調整や連携体制がとれていない。
- ・日本遺産構成文化財を中心として建造物が中心となって注目されているが、関連する技術や生活文化史などを体系的に集約した情報発信がなされていない。

②関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
学芸課	中央	海事歴史科学館を中心とする近代史の調査研究・普及啓発
上下水道局		近代水道施設に係る施設の保存・活用
海上自衛隊呉地方総監部		敷地内の海軍関連施設の維持管理・普及啓発
呉湾一帯の民間企業		敷地内の海軍関連施設の維持管理・普及啓発
呉観光ボランティアの会	中央	中央地区を中心とする観光ガイドの実施
広郷土史研究会	広	広地区を中心とする郷土史研究
米軍呉基地		米軍基地内の海軍関連施設の維持管理
ぐるぐる海友社プロジェクト実行委委員会	江田島市	海友舎の保存・活用、江田島市における近代史の普及啓発
呉YWCA	中央	呉YWCAの保存・活用

③方針

- ・海事歴史科学館学芸課及び調査研究機関等と連携し、悉皆調査を進め、今後の保存活用に関する基礎資料を整備します。
- ・悉皆調査を元に対象となる文化財を明確化し、維持管理状況を把握します。
- ・調査研究機関と連携し、歴史的建造物に関する記録保存を推進できる体制を構築します。
- ・各団体の取組状況を把握し、連携しながら多様な事業の展開を推進します。
- ・関連文化財としての情報を集約し、関連団体とともに積極的な情報発信を行います。
- ・海事歴史科学館学芸課と連携し、拠点的な情報発信を行います。

④措置

	措置・内容	財源			取組主体				事業機関							
		市	国 県	そ の 他	市 民	所 有 者	調 査 機 関	行 政	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
関 連 文 化 財 群 7	① 関係団体、施設との連携強化															
	広島自然の会や調査機関等の自然環境や景観をテーマとして活動する団体や施設と連携し、集約的な情報を発信する。				○		○	◎								
	② ストーリーブックの作成															
	関係する団体等と連携し、ストーリーブックを作成する。				○		○	◎								
	③ 調査研究活動、体験プログラムの促進															
	地域の歴史文化を活かしたまちづくり推進事業により、調査研究活動、体験プログラム等の取組を推進する。				◎		◎	○								
	④ 語り部の育成															
コンシェルジュ、観光ガイド、観光協会、地域おこし協力隊を対象とした語り部養成講座を実施する。					◎			◎								
⑤ 市内戦争遺跡悉皆調査の実施																
海事歴史科学館学芸課や他の調査研究機関と連携し、市内に残る戦争遺跡について悉皆調査を行う。								◎	◎							
⑥ 研究者の育成																
ヘリテージマネージャー養成講座等に対してフィールドやテーマの提供を行い、研究者の育成を推進する。								◎	◎							

第8章 文化財の防災・防犯

1 想定される災害・犯罪

①地震災害

呉市においては、明治 38 年および平成 13 年の芸予地震で人的被害や家屋の被害の被害などがありました。広島県では、県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、平成 23 年 3 月の東日本大震災を踏まえた、最新の科学的知見に基づく地震被害想定を行っています。

②風水害

呉市の自然的条件その他周辺地域の特性を考慮すると、最も発生頻度の高いものとしては、台風。大雨による風水害があげられます。過去の気象災害を見ると、梅雨前線の大雨によるものと、台風による暴風雨、高潮によるものが大部分を占めています。

平成 30 年 7 月豪雨災害では、名勝・天然物への被害及び復旧作業に伴う現状変更、個人所有古文書の水没、神社境内への土石流の流入、安浦歴史民俗資料館の水没等の文化財の被害がありました。

③地すべり・がけ崩れ

降雨等により引き起こされる土砂災害（崖崩れ、山崩れ、土石流、落石等）は、梅雨前線や台風による集中豪雨、ゲリラ豪雨等により発生するケースが多く、人家等に壊滅的な被害を与えます。昭和 20 年 9 月枕崎台風による土砂災害で被害を受けています。

市域内には、特に山間地・海岸沿いの急傾斜地周辺において、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在しています。土砂災害のおそれがある箇所については、県により土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が行われており、文化財の多くが警戒区域に所在しています。

④浸水

過去の古文書において、広島県内に津波による被害はほとんど報告されていません。近年、呉市内においては、平成 22 年のチリ中部沿岸を震源とする地震により 0.1m、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震により 0.3m の津内の高さを観測しています。

黒瀬川、二河川、野呂川等の河川においては、降雨による氾濫および沿川の市街地における浸水が想定されます。河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域として県が指定しています。

⑤火災

火災による文化財の被害としては、設備等からの出火や放火、近隣からの延焼による焼失、焼損及び消火活動による水損などの被害が想定されます。

昭和 24 年 1 月の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけとして、文化庁及び消防庁が毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定め、全国的な文化財防火運動を展開するとともに、国宝・重要文化財を中心に防火対策を講じてきましたが、近年でも平成 31 年 4 月にノートルダム大聖堂（フランス）、令和元年 10 月に首里城において大規模な火災が発生しております。

呉市では防火対策が充分ではない文化財や近隣の民家と隣接する文化財建造物が多くあることから、こうした火災被害の発生が想定されます。

⑥盗難等人的被害

全国各地で、無人の寺社を中心として仏像等の美術工芸品の盗難が多発するしているほか、平

成 27 年 2 月以降、寺社等に油のような液体が散布され、文化財を汚損する被害が相次いでいます。呉市においても、所在が把握できていない美術工芸品や管理が行き届いていない文化財建造物などが多くあることから、こうした被害に遭う恐れが大きいことが想定されます。

2 防災・防犯体制の課題

①文化財の所在及び現状把握

多くの分野において悉皆調査が行われていないため文化財の所在や内容が明確になっていない文化財が多く残されており、現状のままでは災害が発生した際に、被害の有無を正確に把握することが困難な状況にあります。

有事の際に対応ができるよう市内のどこにどのような文化財が所在するのかを把握しておく必要があります。

②災害リスクの把握

市内の文化財の多くは様々な災害リスクを有しているといえます。また、文化財および文化財を所蔵している木造建造物は、耐震性がぜい弱で、延焼の恐れもあります。文化財ごとに、災害等のリスクに対する状況を把握し、今後必要な取組について検討していく必要があります。

③災害への備え

多くの文化財が、防災・防犯設備の設置や見回り等が十分に講じられておらず、十分な対策ができていない状況です。

さらに文化財が所在する施設の無人化や管理を担う住民等の減少・高齢化により、管理が十分に行き届いておらず、火災や盗難、毀損等の被害が発生する恐れがあるため、防火設備や警報設備の整備や、設備の定期点検や見回りの徹底など災害リスクを最小限に抑える取組を行っていく必要があります。

④災害等発生後の対策

万が一文化財が被災した場合には、所有者が速やかに文化財部局や消防・警察等に連絡を取り、今後の処置方法を講じる必要があります。

所有者や市だけによる対応は困難であり、県や文化庁、地域住民や専門家等との円滑な連携を取りながら対応していく必要がありますが、対応マニュアルの整備や連携体制の構築が万全であるとはいえません。

3 防災・防犯体制の強化

文化財の防災・防火・防犯については、予防対策、応急復旧対策、復旧・復興・復元対策の3つの段階を想定した取組を推進し、切れ目のない体制強化を図っていく必要があります。

①予防対策

- 文化財の所在把握
- 対応マニュアルの整備及び日常点検の実施
- 文化財ハザードマップ及び文化財カルテの整備
- 文化財防災訓練や普及啓発事業の実施
- 防災設備等整備事業への支援

②応急復旧対策

- 対応マニュアルの整備（再掲）
- 被災文化財の一時保管施設の確保
- 広域連携による応急復旧対策

③復旧・復興・復元対策

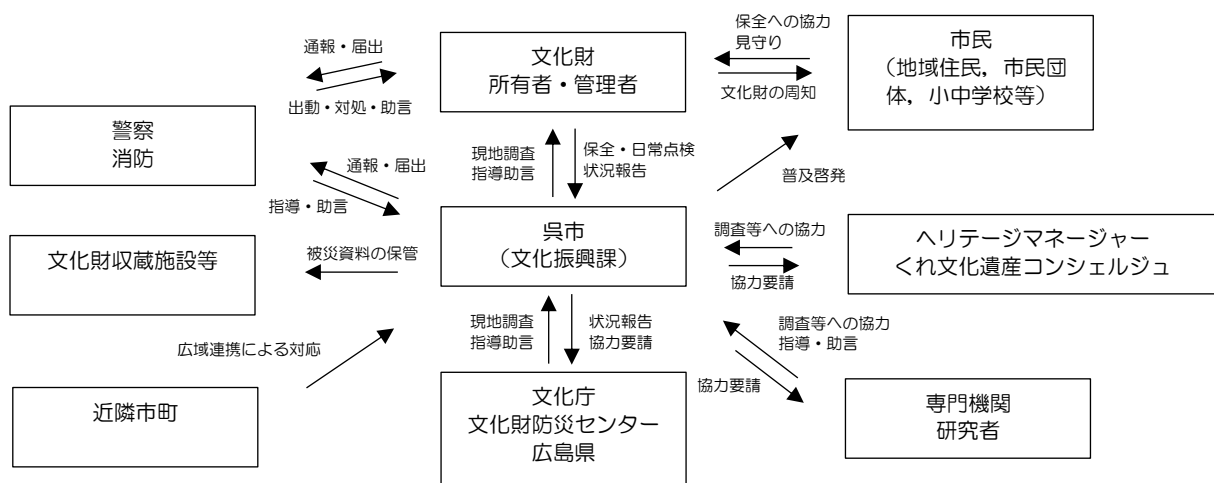
- 対応マニュアルの整備（再掲）
- 被災文化財の復旧・復興・復元事業の実施

4 防災・防犯に関する連携体制の構築

本市に所在する文化財について、災害、火災、犯罪等に対する連携体制を以下に示します。災害等に遭遇した場合、呉市文化振興課が総合的な窓口となり対応することとします。

文化財は、一度滅失すれば再生は非常に困難であり、その損失を未然に防ぐための予防体制を万全にすることが最も重要です。平時より近隣住民等の市民に対して普及啓発事業による文化財の周知を実施し、連携体制の構築を行います。

しかし、万が一文化財が被災した場合は、迅速な対応により文化財の被害を最小限に留め、復旧・復興・復元に向けて事業を円滑に実施しなければなりません。有事の際に迅速に機能する情報伝達体系を整備し、専門機関や市域を越えた連携体制の構築を行います。



5 防災・防犯に関する措置

	措置・内容	財源			取組主体			事業機関								
		市	国	その他	市民	所有者	調査研究機関	行政	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
防災体制の強化	予防対策															
	1	① 文化財の所在把握														
		悉皆調査等により文化財の所在を把握し、所有者等に対する定期的な情報収集又は巡視を実施する。	○					◎								
		② 対応マニュアルの整備及び日常点検の実施														
		文化財の取扱マニュアルを作成し、文化財制度について情報提供すると共に不測の事態が発生した際に所有者等が迅速な対応をとれるよう備える。	○				◎	◎								
		③ 文化財ハザードマップ及び文化財カルテの整備														
		災害リスクを把握するため文化財ハザードマップとともに、被害の想定リストを作成する。また保存状態に関するカルテの整備を行い、被災時の対応に備える。	○				◎	◎								
		④ 文化財防災訓練や普及啓発事業の実施														
		文化財防火デー等の普及啓発事業の実施により、所有者・管理者や地域住民に対して文化財の防災・防犯について意識啓発を行う。	○				◎	◎								
		⑤ 防災設備等整備事業への支援														
		指定文化財の災害リスクを踏まえて、所有者・管理者へ防災・防犯設備の充実化を働きかけるとともに、整備に対する支援を行う。	○	○			◎	◎								
	応急復旧対策															
	2	① 対応マニュアルの整備（再掲）														
		文化財の取扱マニュアルを作成し、文化財制度について情報提供すると共に不測の事態が発生した際に所有者等が迅速な対応をとれるよう備える。	○				○	◎								
		② 被災文化財の一時保管施設の確保														
		被災後の処置の迅速化・円滑化を図るため、被災文化財の一時保管施設を確保するとともに市民に対して周知する。	○					◎								
		③ 広域連携による応急復旧対策														
		近隣市町と文化財の所在情報等や対応マニュアルを共有することで、大規模災害が発生した際に、近隣市町と迅速かつ円滑な連携が図れる仕組みを作る。	○					◎								
復旧・復興・復元対策																
3	① 対応マニュアルの整備（再掲）															
	文化財の取扱マニュアルを作成し、文化財制度について情報提供すると共に不測の事態が発生した際に所有者等が迅速な対応をとれるよう備える。	○				○	◎									
	② 被災文化財の復旧・復興・復元事業の実施															
	広島県教育委員会を通じて人的支援を広域に要請するとともに、円滑な復旧・復興・復元事業の実施に向けて国・県との円滑な事業調整を行う。	○	○			○	◎									

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 推進体制構築の方針

文化財を持続的に継承していくためには、行政のみならず、文化財に関わる様々な主体者が参画し、連携しながら、取組の輪を広げて行く必要があります。

①文化財行政の体制を強化する

本地域計画に掲げる推進体制の原動力となり、着実に事業を展開していくため、確たる文化財行政の組織体制の強化を図るとともに、職員の資質向上に取り組みます。

- ・組織体制の強化
- ・職員の資質向上
- ・庁内関係部署との連携

②連携体制を強化する

市民や所有者・管理者、調査研究機関等と連携することで、文化財の継承にかかる様々な課題解決を図るとともに、各主体の取組の拡充を図ります。

- ・横断的組織の構築
- ・文化財保存活用支援団体の指定・育成

③多様な主体者の参画を促す

多様な主体者が文化財の継承に参画しやすい環境を整え、各主体者の強みを活かした事業を多角的に展開することで持続可能な文化財の継承を実現します。

- ・各主体者との交流促進
- ・多様な主体者の参画を促す仕組みづくり



2 文化財の継承に向けて期待される各主体の役割

各主体の役割	
1 市民	<p>(市民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民一人一人が文化財の継承の担い手であることを認識し、地域や身近な文化財の継承に向けた取り組みに積極的に参画する。 <p>(市民団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの活動理念に基づき、創意工夫により文化財に関する自立的な活動を展開する。 ●文化財を保存・活用する活動の牽引役として、文化財の価値や魅力を発信する。
2 行政	<p>(文化振興課) 海事歴史科学館学芸課の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護法をはじめとした関係法令を適切に執行し、「呉市文化財保存活用地域計画」に基づいて、文化財の保存・活用を推進する。 ●呉市文化財保護委員会や呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会等の専門家の意見を反映しながら、保存・活用事業を実施する。 ●文化財と関係者をつなぎ、多様な主体による歴史文化の継承を促進する。 ●文化財の保存・活用に関わる各主体がそれぞれの役割を果たせるよう積極的に支援を行う。 ●市民が文化財の保存・活用の取組に参画しやすい環境を整える。 ●上記の役割を果たし、文化財行政全体をコーディネートできる専門職員の育成・確保を行う。 <p>(庁内関係部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化振興課と連携して、文化財の保存・活用に関わる事業を広く展開する。 ●文化財の保存・活用に関して、各部署の立場から情報提供や助言等を行う。 <p>(国・県・近隣市町等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国・県の文化財に関する文化財の保存・活用に関する支援、指導・助言を行う。 ●近隣市町との文化財の保存・保存に関する相互連携を行う。
3 所有者・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財を適切に管理し、文化財の保存・活用に関する様々な課題を行政や地域住民等と共有する。 ●文化財の公開・活用を通じて、その価値や魅力を積極的に情報発信する。 ●文化財を継承するため担い手の育成や確保を行う。
4 調査研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保存・活用に関わる人材の育成を行う。 ●地域の文化財に関する調査研究を行い、その成果を積極的に情報発信する。 ●文化財に関する調査研究により得られた学術的知見から、文化財行政に対して指導・助言等を行う。

3 文化財の継承に向けた新たな推進体制

呉市の文化財の継承は、呉市文化振興課をはじめ、庁内関係部署や市民、所有者・管理者、調査研究機関等の様々な主体者が連携しながら推進していきます。各関係機関の体制・取組内容は下表のとおりです。

文化財行政の主たる推進体制

部署	主な業務内容	構成
呉市文化スポーツ部 文化振興課	《文化グループ》 ①芸術文化の振興に関する事 ②歴史文化の継承に関する事 ・文化財の普及啓発、保存・活用に関する事 ・指定文化財の指定・解除、現状変更に係る事 ・埋蔵文化財関連手続き、発掘調査に関する事 ・歴史資料の調査に関する事 ・日本遺産の活用に関する事	6名 (芸術文化3名) (歴史文化3名) 内専門職員1名
	《市史編纂グループ》 呉市史の編纂事業に関する事 ・歴史資料の調査に関する事 ・歴史資料の収集、保存に関する事	1名
呉市文化財保護委員会	文化財の指定、解除及び保存活用に関する事	8名
呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会	呉市御手洗伝統的建造物群保存地区の保存と活用に関する事	7名
呉市産業部 海事歴史科学館学芸課	《学芸グループ》 海事歴史科学館に係る資料の受入、保存、調査、研究、展示公開などの学芸業務に関する事 ・海軍関連資料の調査・研究について ・海軍関連資料の保存・活用について ・入船山公園内施設の保存・活用について	

庁内関係部署

部 課	業務内容 ※所管する計画	文化財に関連する項目
総務部 行政改革デジタル推進第1・2課	・行政改革に関する業務 ・情報通信技術の活用に係る企画立案及び施策推進に関する業務 ・情報通信基盤の整備	・組織の体制強化に関する事 ・文化財に係る情報通信技術の活用に関する事
企画部 企画課	・大学との連携に関する業務 ・過疎、辺地、離島、半島振興計画に関する業務 ※ 呉市長期総合計画 ※ 呉市過疎地域持続的発展計画	・大学等高等教育機関との連携に関する事 ・近隣市町との連携に関する事
市民部 地域協働課	・地域のまちづくりに関する業務	・自治会、まちづくり協議会・委員会、地域おこし協力隊との連携に関する事 ・まちづくりイベントの情報共有に関する事
環境部 環境政策課	市営墓地、改葬許可、火葬許可、廃棄物処理業の許可や温暖化対策に関する業務 ※ 呉市環境基本計画	・くれ環境市民の会との連携に関する事
産業部 観光振興課	・観光資源の開発・活用に関する業務 ・日本遺産の活用等に関する業務 ※ 呉市観光振興計画	・文化財や日本遺産の活用・情報発信に関する事 ・観光ボランティア団体との連携に関する事 ・かまがり古代製塩遺跡復元展示館の整備活用に関する事

都市部 都市計画課	都市計画に関する業務 景観計画に関する業務 ※ 呉市都市計画 ※ 呉市景観計画	・ 呉市景観づくり区域における景観形成に関すること
都市部 建築指導課	建築行政全般に関する業務 建築基準法に関する業務 ※ 呉市空家等対策計画	・ 住宅の耐震診断や補強に関すること
都市部 住宅政策課	空き家対策に関する業務	・ 空き家の情報共有、保存・活用に関すること
土木部 土木整備課	インフラ等の整備に関する業務 災害対策等に関する業務	・ 開発事業に伴う文化財調査に関すること
消防局 予防課	防火対策と指導に関する業務 消防用設備の点検等に関する業務 ※ 指定地域警防計画	・ 文化財の防火対策や設備点検に関すること ・ 火災時の対応に関すること
上下水道局 経営総務部 経営企画課	上下水道施設の事業経営に関する業務	・ 所管する文化財の保存・活用に関すること
上下水道局 技術部 浄水課	水道施設の維持管理に関する業務	・ 所管する文化財の維持・管理に関すること
教育部 学校教育課	市内小中学校の教育に関する業務 ※ 呉市教育大綱	・ 文化財を活用した地域学習に関すること

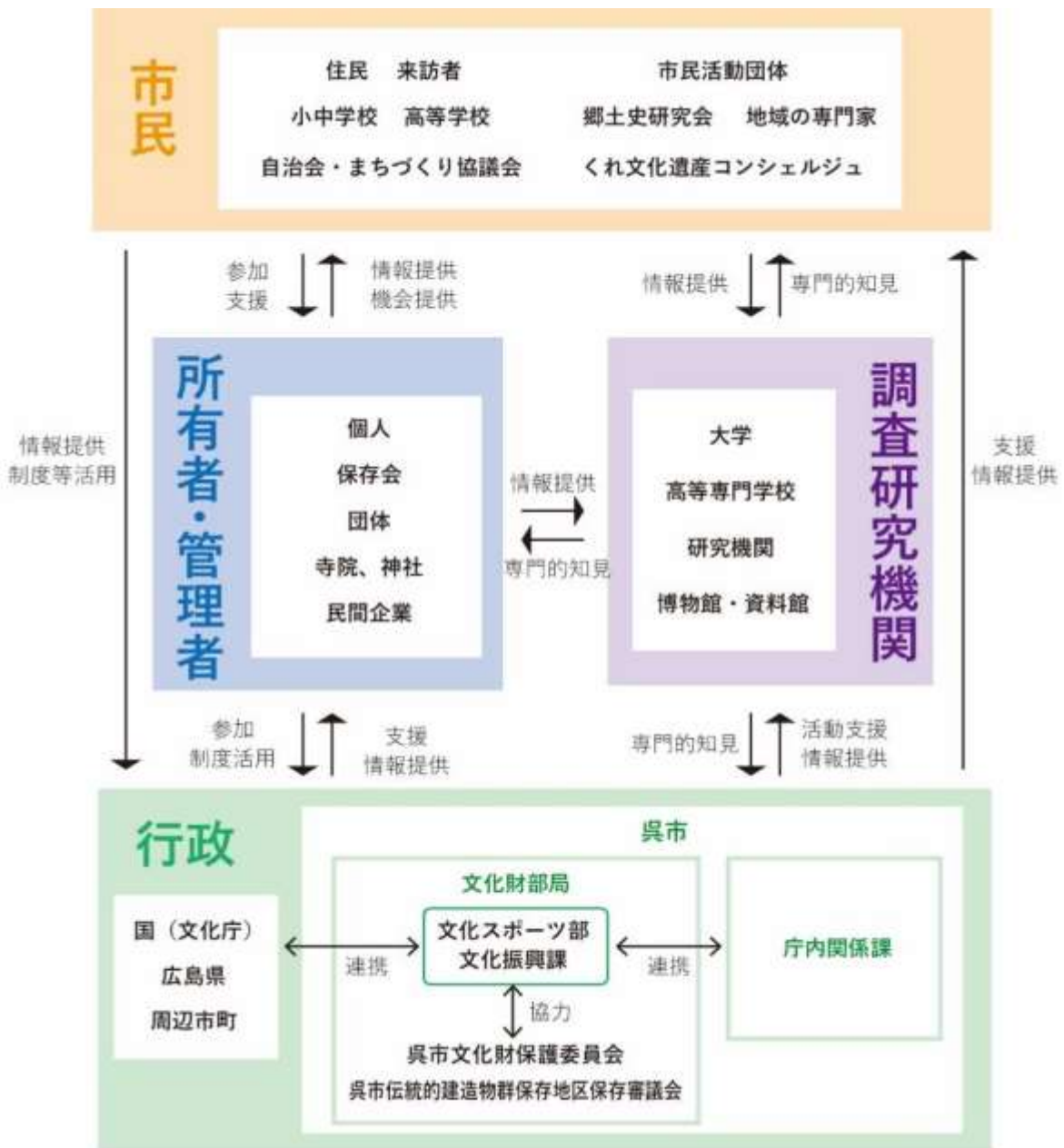
庁外の関係機関等

組織	連携が望まれる取組
文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財行政に対する指導助言 ・ 文化財関連補助事業の実施 ・ 文化財専門職員研修の実施
独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の防災・防犯に係る連携
広島県教育委員会 文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財担当職員の研修の実施 ・ 県指定文化財の保存活用に係る補助事業の実施 ・ 大規模災害時の広域連携の要請
広島県教育事業団埋蔵文化財調査室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋蔵文化財発掘調査の実施 ・ 出土遺物の維持管理
広島県立歴史民俗資料館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財を活用した教育普及事業の実施 ・ ワークショップへの学芸員派遣
広島県立文書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古文書資料に係る取扱いに係る連携 ・ 被災文書のレスキュー対応
江田島市教育委員会 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する文化財の一体的な活用 ・ 文化財関連情報の相互発信 ・ 大規模災害時の相互連携
熊野町 産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する文化財の一体的な活用 ・ 文化財関連情報の相互発信 ・ 大規模災害時の相互連携

坂町教育委員会 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携
東広島市教育委員会 文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携
竹原市教育委員会 文化生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携 ・重要伝統的建造物群の保存・活用に関する連携
福山市 文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群の保存・活用に関する連携
廿日市市 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群の保存・活用に関する連携
旧軍港市振興協議会 関連自治体（横須賀市・舞鶴市・佐世保市）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の活用に係る連携調整 ・日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」関連情報の相互発信
北前船日本遺産推進協議会 関連自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の活用に係る連携調整 ・日本遺産「北前船寄港地・船主集落」関連情報の相互発信
広島県建築士会	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリテージマネージャーと連携した登録有形文化財推進事業の実施 ・御手洗伝統的建造物群保存地区等の建物調査における連携

市民団体等

区分	連携が望まれる取組
各観光協会・観光ガイドの会	文化財に関連する観光ガイドの実施、情報発信に関する連携
呉観光協会／呉観光ボランティアの会／くらはし観光ボランティアの会…	
各広報機関	文化財に関連する取組の情報発信に係る連携
株式会社 SA メディアラボ／きよみん通信…	
各郷土史研究会	郷土史の調査研究・情報発信等に係る連携
広郷土史研究会／阿賀歴史文化研究会…	
各まちづくり団体	文化財に関連するまち歩きや文化財関連イベント等の実施に係る連携
入船山秋祭り実行委員会／一般社団法人くれ・ひと・まち情報応援団…	
各高等教育機関	文化財の調査研究、保存活用、人材育成に係る連携
広島大学／呉工業高等専門学校／広島国際大学…	
その他専門的な活動団体	文化財の調査研究、保存活用、人材育成に係る連携
重伝建を考える会／広島県建築士会／ひろしま自然の会…	



文化財の継承に向けた推進体制

4 推進体制構築のための措置

推進体制の強化	措置・内容	財源			取組主体			事業機関								
		市	国県	その他	市民	所有者	調査研究機関	行政	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
推進体制の強化	文化財行政の体制を強化するための措置															
	1	① 組織体制の強化														
		文化財課内のグループの再編や専門職員の増員、文化財保護指導員の配置等により、文化財行政に係る組織体制の強化する。	○						◎							
		② 文化財行政のマネジメント機能の強化														
		文化財行政全般の事業調整、関係機関との連携強化のため、文化財マネジメント職員（文化庁認定）を文化財課に配置する。	○						◎							
		③ 職員の資質向上														
	多様な専門分野に対応するため、戦略的な人員配置と人材育成を行う。	○						◎								
	④ 文化財保護委員会の体制強化															
	多様な専門分野に対応するため、委員の増員と部会の設置を検討する。	○						◎								
	⑤ 庁内関係部署との連携															
	文化財の保存活用に係る多角的な事業を展開するため、庁内関係部署との意見交換の場を設けるとともに、円滑な連携を図る。	○						◎								
	多様な主体者の参画を促すための基盤整備に関する措置															
	2	① 横断的組織の構築														
		文化財の所有者や市民団体等による横断的組織を構築し、連携体制の強化を図る。	○	○	○	◎	◎	◎	◎							
	② 文化財保存活用支援団体の指定・育成															
民間団体との連携のもと文化財を保存・活用していくため、文化財保存活用支援団体の指定と育成を行う。				◎	◎	◎	○									
文化財を総合的に保存活用するための連携体制の構築に関する措置																
3	① 各主体者との交流促進															
	ヒアリングやワークショップを通じて文化財に関連する市民団体等との積極的な意見交換を行い、文化財の保存・活用への参画を促す。				◎	◎	◎	○								
② 多様な主体者の参画を促す仕組み作り																
文化財に関する窓口機能の強化や支援措置の拡充により多様な主体者が文化財の保存・活用に参画しやすい仕組みを作る。	○	○	○	◎	◎	◎	○									

他市町の認定地域計画における基本理念・将来像

番号	自治体名	基本理念・将来像
1	札幌市	文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市
2	今金町	住民参加で未来へつなごう今金の歴史文化
3	横手町市	—
4	湯沢市	「文化財を維持・継承し恵まれた資産を生かし、生き生きと笑顔とともに暮らし続けたいと思う場所」であり続けるまち
5	寒河江市	市民が主役となり確実に文化財を未来に残し、歴史と文化に彩られたまち寒河江を創っていく
6	白河市	みんなの力で未来をひらく、歴史・文化のいきづつまち 白河
7	会津若松市	地域が持つ身近な歴史文化の魅力を、「ひと」と「まち」が共に、守り・活かし・つなげる会津若松
8	牛久市	郷土への愛着と誇りを醸成 歴史文化の豊かな親しみのあるまち
9	常陸大宮市	市民協働の「郷育」による文化財等地域資源の活用促進と地域プライドの創造
10	日立市	我がまちの風土に培われた文化財を市民の暮らしに活かし守るまち
11	下野市	歴史をつなぎ未来をひらく一守る・活かす・創る 下野市の文化財—
12	大田原市	まもる手結び 未来へ接ぐ 大田原の文化財（たからもの）
13	那須塩原市	歴史をつなぎ 未来を拓き 新しいまちのストーリーをみんなで作ろう
14	秩父市	文化財の次世代への継承、文化財を通じた地域コミュニティの形成、新たな文化財の発見 秩父市の魅力向上、歴史・文化・自然を活かしたまちづくり、観光客の誘引
15	白岡市	郷土の文化財に親しみ、理解し、みんなの力で守り伝える活気あふれる歴史文化都市
16	銚子市	人・モノ・文化が出会う。岬に生きる。「知れば知るほど好きになる！伝えよう。銚子。—ふるさと銚子の誇りと愛着を持ち、自慢したくなるまちへ—
17	我孫子市	「ものがたり」を通じた我孫子遺産の磨き上げ—地域のたから、「我孫子遺産」が輝く未来へ—
18	富里市	富里の歴史を理解する上で重要な文化財の確実な保存 地域と密接に関係する未指定文化財の再評価と活用 文化財の観光資源としての積極的な活用
19	鎌ヶ谷市	豊かな心と生きがいを実感できるまち みんなで守り伝えるふるさと鎌ヶ谷の文化財
20	香取市	香取遺産を知り、地域で守り伝え、活かしながら郷土への誇りと愛着を育むまち
21	八王子市	わたしたちが守り育てる みんなのふるさと八王子～「知」と「技」を伝える歴史文化を未来へ～
22	伊勢原市	歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用
23	小浜市	小浜市の文化財が着実に次世代に継承されるとともに、歴史的景観が保全され、小浜のブランド価値が高まり、文化財とより共生するまち・暮らしが広がる状態を目指します。 御食国若狭の継承、そして発展
24	若狭町	御食国若狭の源流からの年縞的生成発展
25	大野市	文化財を生かした人づくり・まちづくり 大野市の歴史と伝統を示す文化財を継承しつつ、人づくり、まちづくりに生かしていくことを目指します。
26	坂井市	～かたろう つなごう ひろげよう～川でつながる海・里・坂井平野で生まれたふるさとの宝を未来へ
27	勝山市	「勝山の歴史文化を守り、つなぎ、ひろげ、織りなす」～地球の歴史の中で重なる大地・生命・暮らしのストーリー～
28	富士吉田市	富士山信仰と寄り添うまち
29	甲府市	今昔の「交ひ」が紡ぎ出す 歴史文化継承のまち 甲府
30	山梨市	市民が手をつなぎ、誇れる文化・伝統を未来へつなぐまち
31	甲斐市	ふるさとの歴史文化を未来につなぐ 心づくりと人づくり
32	松本市	—
33	上田市	上田の歴史文化を未来へ紡ぐ 誇りある地域づくり
34	千曲市	しる・まもる・つたえる・つなぐ 千曲の歴史文化
35	岐阜市	市民一人ひとりが、地域の歴史を誇り、語れるまち 市民ぐるみで歴史遺産を守り伝えるまち 歴史観光に訪れたいくなる、魅力あふれるまち
36	美濃市	歴史文化で彩るまちづくり～美濃市の魅力発見・発信・継承～
37	浜松市	—
38	磐田市	市民が誇れる自然と歴史・文化のまち
39	富士市	富士のふもとで「文化財」と生きるまちを創る
40	伊豆の国市	歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市
41	焼津市	駿河湾・高草山・大井川に育まれた歴史文化を掲げ 未来へ舵を取るまち YAIZU
42	袋井市	守り、活かし、そして未来へ伝える—市民一人一人が郷土への誇りと愛着をもち地域全体で文化財を守り、活用し、未来へ伝えていくまち—
43	岡崎市	歴史と文化に親しみ おかざき愛を育む地域づくり
44	西尾市	歴史文化をみんなで守り、支え、活かし、そして伝えるまち にしお
45	明和町	—
46	草津市	草津市に受け継がれてきた歴史文化を後世に守り伝えます。 草津市の歴史文化を活用し、草津らしいまちづくりを推進します。 市民と行政と学識経験者が協働し、地域の活性化及び魅力の再認識を図ります。

47	甲賀市	歴史文化を活かした「甲賀流」のふるさとづくり
48	近江八幡市	多様で豊かな歴史文化の共有と継承がはぐくむ 人・地域がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」
49	高島市	文化財から「高島の恵みと誇りを最大化」
50	多賀町	文化財、ひと、地域が中心にあるまち
51	長浜市	地域の光を未来へつなぐ歴史文化都市・長浜
52	守山市	豊かな歴史文化と共生するまち ふるさと守山づくり
53	栗東市	生活の基盤をなし、心の風景を彩る歴史文化を地域で守り、みんなのふるさとを目指します。
54	京都市	京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える
55	舞鶴市	歴史文化の魅力を探り、学び、活かし、引き継ぐ
56	与謝野町	町民が郷土愛と誇りを持ち、来訪者も楽しむ丹後与謝野
57	亀岡市	地域が主体となって、亀岡の文化財を理解し、保存・継承し、活用することを通じて、ふるさとの愛を育み、地域の活性化へつなげる
58	長岡京市	歴史文化×めぐる かしこ暮らしっくなまちにせんと（遷都）！～7つのものがたり・8つのビジョン・4つの基本方針～
59	京丹後市	輝きの古代から煌めきの未来へ～後世に語り継がれる先人の息づかい～
60	河内長野市	—
61	泉佐野市	“海・川・野・山”が育んだ「いずみさの文化」の誇りを未来につなぐ
62	高槻市	文化資源を大切に守り、次世代の誇りとなる歴史文化を活かし伝える
63	八尾市	歴史文化を活かして拓く わがまちの未来～知り・守り・活かし・伝え、次世代に繋げる～
64	交野市	残して、活かそう交野の歴史文化、つなごう未来、次世代へ
65	神河町	「わがまちの宝もの」を輝かす
66	加西市	加西らしい歴史文化を活かして、豊かな生活環境をつくり、地域活力を向上する 加西に受け継がれてきた歴史文化に磨きをかけて、次の世代に受け渡す 加西の歴史文化を大切に守り、活かす「加西人」を育てる
67	香美町	ふるさとにまなび・いかし・つなぐ
68	丹波篠山市	「時（とき）」「景（すがた）」「心（こころ）」をみんなであつなぐ丹波篠山歴史文化のまちづくり
69	淡路市	海（うみ）と陸（おか）をつむぐ當みの歴史文化光る活力あるふるさとづくり
70	明石市	歴史文化遺産を通じた、ひと、まち、當みが輝く持続可能な地域づくり
71	西宮市	歴史文化を受けつぎ、いかし、未来へつなぐまち、にしのみや
72	神戸市	文化財が地域の誇りとなり、永く継承される「まち」 多様な人々が文化財の魅力を共有し、協働し継承することができる「まち」
73	福崎町	“美しき村”を目指す歴史文化まちづくり
74	王寺町	にぎわう王寺の「モノ・コト・トコロ」～世界が注目する聖徳太子の愛犬・雪丸のまち～
75	湯浅町	ホンモノの歴史を誇れるまち
76	北栄町	北栄町地勢に特徴づけられた歴史文化の価値を共有し、町・住民をあげて守り、育み、誇れるまちづくりに活かす
77	益田市	みんなで、知って、守って、活かして、織りなし続ける益田の歴史文化
78	出雲市	神話と風土記の世界が今に息づく出雲～その歴史文化を地域で守り、生かし、未来へ伝える～
79	津和野町	“野・山・街”と共存する津和野の「歴史文化」とその反映の結果である「歴史文化遺産」をみんなで共有し、引き継ぎ、生かす
80	松江市	誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち
81	大田市	石見銀山と三瓶山、そして日本海、自然の恵みと交流から生まれた多彩な遺産をみんなですり、伝え、活かし、新たな交流を育む
82	津山市	—
83	備前市	—
84	瀬戸内市	豊かな自然に育まれた歴史文化が残る個性あるまち 歴史文化を市民が学び、誇り、伝えるまち 歴史文化に親しみ深く知り、歴史文化を活かす人が集う魅力あるまち
85	山口市	多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える
86	小豆島町	「地域の宝物」を守り育てて活用し、誇りと自信をもって次の世代につなげていく
87	松野町	“松野らしさ”を基盤とした住民が誇りと愛着を持てる「森の国」形成
88	久留米市	筑後川と生きる「歴史のまち 久留米」～地域とともに、歴史遺産を見つけ守り、活かし伝える～
89	宗像市	歴史文化遺産を過去から未来へとつなぐ歴史文化を継ぎ育む調和のとれたまち
90	福岡市	2000年都市の歴史文化を継承し、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創出するため、文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組を推進します
91	太宰府市	世界に冠たる令和の都 太宰府
92	飯塚市	—
93	平戸市	地域の「宝探し」から持続可能な地域づくりへ
94	竹田市	「竹田らしさ」を彩ってきた文化財を知る・守る・活かす